

第九十四回国会 大蔵委員会 議 録 第十二号

昭和五十六年三月十八日(水曜日)

午前九時四十六分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

理事 相沢 英之君

今枝 敏雄君

太田 誠一君

熊川 次男君

椎名 素夫君

田名部匡省君

平泉 涉君

村岡 兼造君

森田 一君

山本 幸雄君

大島 弘君

塚田 庄平君

平林 剛君

村山 喜一君

渡部 一郎君

正森 成二君

柿澤 弘治君

出席國務大臣

大蔵 大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 保岡 興治君

大蔵大臣官房審議官 水野 繁君

大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君

大蔵大臣官房審議官 吉田 正輝君

大蔵省主計局次長 吉野 良彦君

大蔵省主計局次長 矢崎 新一君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省関税局長 清水 汪君

大蔵省理財局長 橋崎 泰昌君

大蔵省証券局長 吉本 宏君

大蔵省国際金融局長 大場 智満君

国税庁直税部長 小幡 俊介君

国税庁間税部長 小泉 忠之君

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

三月十八日

辞任

麻生 太郎君

中村正三郎君

平沼 越夫君

山中 貞則君

同日

補欠選任

太田 誠一君

田名部匡省君

上草 義輝君

村岡 兼造君

同日

補欠選任

平沼 越夫君

麻生 太郎君

中村正三郎君

山中 貞則君

同日

補欠選任

太田 誠一君

田名部匡省君

上草 義輝君

村岡 兼造君

同日

補欠選任

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

提出第一三三号

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

提出第一三三号

額を現行の二十万から二十九万に引き上げる

こととしたしております。

第二に、父子家庭のための措置として、妻と死別し、または離婚した者のうち、年間所得金額が三百万円以下であること等一定の要件を満たすものに引きまして、寡婦控除と同額の二十三万円の所得控除を認めることとしたしております。

第三に、豪雪等災害に直接関連して支出した金額が年間五万円を超える場合にその超える部分の金額を雑損控除として所得控除できることとするほか、所要の改正を行うこととしたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、現下の厳しい財政事情及び最近における社会経済情勢に顧み、法人税の税率を引き上げるほか、制度の整備合理化を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

第一に、財政体質の改善に資するため、相当規模の増収措置を講ずることとし、法人税の税率を一律二%引き上げることとしたしております。

第二に、中小企業に対する配慮として、中小法人に対する軽減税率の適用所得限度を年七百万円から年八百万円に引き上げることとしたしております。

第三に、現在非課税法人とされている健康保険組合等を収益事業の課税対象法人とするほか、所要の改正を行うこととしたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、現下の厳しい財政事情及び最近における社会経済情勢に顧み、法人税法における税率の引き上げに対応して配当課税率等の引き上げを行うとともに、租税特別措置法の整理合理化等を推進するほか、エネルギー対策の促進に資するため

の措置その他所要の税制上の措置を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

第一に、法人税の配当課税率等の引き上げであります。

法人税につきましては、財政体質の改善に資するため、別途提案しております法人税法の一部を改正する法律案により、その税率を二%引き上げることとしておりますが、これに対応して配当課税率等を一律二%引き上げることとしていたしております。

第二に、既存の租税特別措置の整理合理化等であり。

まず、企業関係の租税特別措置につきましては、適用期限の到来するものを中心に見直しを行うこととし、産業転換設備等取得した場合の特例税額控除制度を廃止するほか、医療用機器の特例償却制度の償却割合及び汎用プログラムの開発に係るプログラム準備金制度の積立率を二割引き下げる等その整理合理化等を行うこととしていたしております。

また、登録免許税の税率軽減措置等につきましても所要の整理合理化等を行うこととしていたしております。

第三に、エネルギー対策の促進に資するための措置であります。

すなわち、現下の緊急の課題とされるエネルギー対策の促進に資するため、省エネルギー設備、石油代替エネルギー関連設備及び中小企業者の取得する一定の機械等につきまして、三年間限りの措置として、一定の要件のもとに、取得価額の三〇%の特別償却と取得価額の七%の特別税額控除とのいずれかの選択を認める措置を講ずることとしていたしております。

第四に、交際費課税の強化であります。

すなわち、交際費課税制度につきましては、定額控除額を超える交際費支出額のうち、前年同期の交際費支出額を超える部分は全額損金不算入として、課税の強化を図ることとしていたしております。

第五に、普通乗用自動車等に対する物品税の軽減税率の引き上げであります。

すなわち、普通乗用自動車等に対する物品税の軽減税率につきましては、課税物品相互間の負担のバランス等を考慮し、二・五%引き上げることとしていたしております。

第六に、割引債の償還差益に対する総合課税のための措置であります。

すなわち、割引債の償還差益につきましては、利子課税とのバランス、割引債の流通性等に配慮しつつ、総合課税のための具体的方法として、発行時における源泉徴収制度、発行時から償還時まで引き続き保管の委託等がなされていた場合の源泉徴収額の一部還付制度等を定めることとしていたしております。

第七に、中小企業等海外市場開拓準備金制度等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長するほか、所要の改正を行うこととしていたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

三案に対する質疑は後刻に譲ることとしていたします。

○綿貫委員長 物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 正常、円滑、慎重な審議を再開

することといたします。

大臣がもう十時には参議院の方にお越しにならなければならぬということですから、二、三十分一言だけ伺いたいと思っております。

一つは、昨日合意に達しました与野党の所得減税に関する大臣、大蔵省の姿勢の問題であります。昨日、政務次官から伺いましたが、これは大蔵省の行政からすればいろいろ希望その他もあるべきでしょう。しかし、政治に対する政党の責任として確認をしたわけでありまして、そういう意味で、これの実行その他については大蔵大臣も重要な責任感を持って対処をさせていただきたいということをお願いするわけでありまして、そういう意味から言いますと一番問題になるのは減税の財源の確保の問題。これは合意した内容を誠に実行していただきたいということであるわけでありまして、特に現在の問題として予備費の残、これはまたこれから使ってしまうということは絶対ないと思っております。またさらには不用領の問題があります。これは大蔵省というよりも内閣全体の責任として、特に不用領を出す各府庁に対して政治的な責任を果たせるようにいろいろな手配をさせていただく。総理大臣も誠意を持って努力をいたしますというのを参議院でも言われているというふうに向っておりますが、これらについての大臣の姿勢をひとつ伺いたい。

それから、短い時間ですから簡単にもう一つ。鈴木総理大臣は最近の審議の中で、行革とも兼ね合って増税はしない、五十七年度増税は見送りという重要な政治決断を総理としてなさっている。そして、今後の行政改革の問題を議論していきたいということも第二臨調と兼ね合ってたが表明をされておるようでありまして、それに対して大蔵大臣がどうお考えになるか。二つだけ簡単に答えたいのであります。参議院にお越し願いたいと思っております。

○渡辺国務大臣 財政当局としては財政当局の考えがございますが、国権の最高機関である国会において議長裁定が出されたわけでございますので、その裁定には従わざるを得ないと考えております。誠意を持って実行されるように努力をするつもりでございます。

それから、財源の問題に関連して不用領の話でございますが、われわれはもう極力費用を切り詰めて、年度末だから残しちゃつたらぬから使っちゃえというようなことは絶対にないよう極力残せるものは節約して残せということを層層各省庁に号令をかけて、残の節約に努めてまいりますのでございます。

それから、五十七年度の問題につきましては、これはだれも増税をしたくする人は実際ないわけでございますから、極力歳出のカット、経費の節約、そういうようなことによつて何とか賄えないかということに向かって最大限のまず努力をしていこう、こういうことでございます。

○伊藤(茂)委員 それでは引き続き、いま提案をされている三法の質疑をさせていただきますと思っております。

印紙税の問題で二つまず伺いをいたします。今回の印紙税二倍値上げということで、いままでの印紙税増税の経過を見てみましたら、たとえば最低定額について言うならば、四十九年二十円から五十円、五十二年五十円から百円、今回百円から二百円、四十九年から今度までに十三年から二十円、四十九年から二十円に十倍になります。何か抵抗感がないから上げるといふ感じがしてなりません。この期間に、十年余りの間に十倍になった税金がほかにあるでしょうか。その辺のことを一体どうお考えになるのか、これが一つです。

それからもう一つは、これは政令事項になると思いますが、免税点の問題があります。前回の五十二年のときにも税率を上げる場合には免税点を、品目その他ございませうけれども、それらを見て引き上げるように努力をすべきである、衆議院でも参議院でも附帯決議がつけられておりますが、議会の意思を尊重されてどういう措置を今回おとりになるのか。その二つ、いかがでしょう。

○高橋(元)政府委員 印紙税の税率の引き上げが

急激に過ぎるではないかという御趣旨のお尋ねだ
と思います。

昭和四十二年に印紙税法の全文改正を行いました
から四十九年、五十二年と二回にわたりました
御案内のとおり税率の引き上げを行わされてい
だいております。その場合には定額税率の引き上
げという点に止ってございまして、国民所得の
水準が上がりまして、取引の規模がふえました
とか、それからまた取引の額そのものが大きく
なつてまいりましたとか、そういうことに伴いま
して、定額でございまして負担率が下がってま
いますから、負担率を回復させていたたく。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕
また、階級定額税率と申しまして、いわば比例
的な税率がありますが、その一番大きな取引の金
額というものをさらに上に上げて大きい取引につ
いてはそれなりの負担をお願いする、こういう見
直しが中心であつたわけでございます。

今回の御提案いたしております印紙税法の改正
は、定額税率と階級定額税率と両方を引き上げ
していただくという点にいままでの二回と比べて
特色があると思ひます。つまり、それは印紙税が
御案内のとおり課税文書の背後にありまして担
税力に著目する軽度の流通税だ、文書税だとい
うことをかねて申し上げておりますが、そういう
性格からいたしまして、現在の万分の一ないし
万分の二という階級定額税率につきましてもこの
見直しをお願いいたします、それを倍にするとい
うこととあわせまして、いわば階級定額税率の最
低税率に当たりまして定額税率につきましても二
倍に改正をお願いしておるわけでございます。もち
ろん、五十二年以来の国民所得水準の上昇等に
伴つて相対的に下がつてまいりました負担率を回
復させていただくという面もありまされども、全
体としてやはり先ほど申し上げました印紙税の
性格にかんがみまして、この際この税によつて
御負担をお願いしたいということでございます。
これがたびたび大臣からも政務次官からもお
答えがおりますように、現在の税制の基本的な

組みの中で必須の財源を賄うために必要な増
徴措置を講ずる税目の見直しの一環ということで
国民に御負担をお願いいたすということございま
すので、ぜひこの際御理解をちょうだいいたし
たいというふうに考えます。

それから免税点でございますが、確かに前回の
御審議の際に免税点について見直しをしようと
申しましたが、そういう御決議がございましたこと
は私もよく念頭に置いてございまして、今回改正
案をつくりまします際にもその点十分検討いた
したわけでございます。これは全体約百億通つ
くられております受取書を例にとりましますと、
つまり三万円以上の記載金額のあります文書割
合というものが昭和四十九年の改正後で約九
割でございます。現在でもその水準は変わつて
おりません。昨年の夏に相当広範な実態調査を
いたしまして、またわけございまして、受取書
中の非課税文書の割合は九割を超えてございま
す。そうなりますと、免税点を引き上げるとい
うことをいたしますと、それはもちろん引き上
げるだけの財源的な余裕があらまされども、そ
ういふお考えも十分あり得るというふうにも
思ひます。残りました課税文書に対する税率を
さらに高めるといふことなしにはそういうこと
はなかなかむずかしいことになるわけございま
して、課税、非課税の割合がかわらない、し
かも階級定額税率につきましても負担の増加
をお願いいたします、こういう全体の印紙税改
正案の構成からいたしまして、免税点につ
きましてはただいま申し上げたような次第
で、その引き上げを今後の問題ということに
させていただきます。

○伊藤（茂）委員 高橋さん、結局は必要な財
源を確保しなければならぬ、言うならば目い
っぱい増税をしなければならぬということが先
に来て、そして今回二倍に上げます。それから
振り返つてみますと、ほかには例はないと私
は思いますけれども、十三年ぐらいの間に税金
が十倍に上がつて、さらには免税点

の問題についても結局増税優先ということで、
検討はしたが今後の問題、今回はできない。この
免税点の問題でも、努力の範囲あるいは執行の
範囲はいろいろあるだろうと思ひますが、衆議
院でも強い要望として附帯決議を付している。
それも鼻もひつかないというのか、現実には
全然どうにもならぬ。私は、たまたま国会に出
てまいりました一番最初に担当した法案だつた
もので、その附帯決議を含めてちよつと思ひ出
るのですが、そういう意味から言いますと、み
んなで真剣に議論をするのに行政には全然反
映しないというふうな気持ちが出てくるわけ
でありまして、これは今後省令、政令の問題に
かわるわけでありまして、将来ではなくて今日
でございまして、また私どももその質疑の中
でございまして、これからはともかくとも、こ
れからも考えていくというふうに思ひます。

ただ、十倍に上がった、今回二倍に上つたとい
うことの国民的納得が一体得られるかどうか、
あるいは免税点の問題についても同じように理
解が得られるかどうか、全く私は疑問であらう
と思ひます。

次に進んで、印紙税に關係をしてもう一、二
伺いたしたいのですが、五十二年の印紙税の
値上げのとき、大企業と中小企業、大まかに分
けてそれぞれどんな御負担か、あるいはどんな
影響があるだろうかというのを申し上げまし
たが、当時主税局長の大倉さんが中小企業と
大企業と大体半々くらいではないだろうかとい
うことを言われました。これも御承知のと
おり印紙税自体が明確な課税対象の把握がで
きない、推計でしか税額の把握もできないとい
うわけでありまして、納税義務者の数も明ら
かではない。また推計に頼る以外に印紙税の納
税額も明らかではない。税制としては非常に
あいまいな基礎にベースを置いてあるとい
うふうなことだろうと思ひますが、そういう
状態が前大倉主税局長がお答えになったとき
と構造が変わつていない。中小企業、大企業
と大体半々くらいでありましよう

いうことになりますると、私は非常に不公平な
問題があるのではないかと思ひます。印紙税を
たくさん買ふ業種とそれからそうでない業種と
あるわけでありまして、たとえばわかし使
う方、宅建業界などの中小に聞きますと、今
度の税額から推察してもそうなるわけですが、
いままで小さなお店を持つていてところで年
間大体八十万円ぐらい印紙を買ひますとい
うところが平均的なところじゃないだろうか。
それが倍になると七、八十万から百五、六十
万になるというふうなことになる。負担感とし
ては大変大きなものがあるのではないかと私
は思ひます。現実には経済量から言ひま
す、非常に大きな差があると思ひます。

そういう意味から言ひますと、この十年間に十
倍に上がる、また今度は一挙に倍に上げる、こ
ういふものを持つ社会的な不公平性というものが
ますます広がるのではないかと、いふふうに思
ひます。どうお考えですか。

○高橋（元）政府委員 印紙税は、まさに自主納
付の税金の典型でございます。税収も実は印紙
を印紙の売りさばき人に売却をいたしましたとき
に歳入に立てるといふような特殊の構成を持
つております。実際にそれが課税文書にどうい
うふうにかつて、どういふふうにかつて、どう
いふふうにかつて、これはまさに百八十年間
でございますか、印紙税創設以来民間に一般に
印紙税が受け入れられて、そういう国民の中
の印紙税意識と申しますか、そういうものによ
つて納税が実行されておるわけでございます。
それは蛇足でございますけれども、法人企業統
計などを使つて企業の売上高といふものを推
算をいたしてみますと、資本金一億円以上の
法人の売上高といふのは全体の五割弱、ちよ
つと切つたところから四九・六％、これは五
十四年の法人企業統計でございます。それで、
売上高に比例して課税文書が作成されるとい
う推定を置きますと、前の政府委員からお
答え申したように、中小企業と大企業の御負
担といふものは大

体相半ばするかどうかというふうにも思いますが、しかしながら小額文書が免税点によって非課税になっております。この点につきましては、先ほどいろいろ御指摘ございましたが、非課税になっておりますというところからしますと、小額の取引を主としてやられるところの中小企業の課税文書というのは総体的に小さいのかなということが言えると思いますし、たとえば預貯金の通帳でございますとか預貯金の証書、社債券、株式それから信託の受益証券、保険証券、こういうものに印紙を貼付すること、これは法定をいたしておるわけでございますが、そういうものは資本金一億円を超えま

してありますが、その場合、十億円超の請負契約書の印紙税負担というのは四倍になるわけでございます。それは大企業への影響が大きくなつてまいって、大きなコントラクターというものがより多い印紙税負担を負うということであろうかとも思いますし、これから印紙税というものは、日本の印紙税は先ほど御説明申し上げましたように万分の一ないし二というものが今回の改正で万分の二ないし四という階級定額税率になつていくわけでございますけれども、外国の印紙税などを見ますと、もともと高い税率のものもござい

不公平といいますが不公平感といいますが、そういうものもいつまでもついて回るし、あるいは取引その他が技術処理が近代化すればするほどそういうものが広がってくるであろう。たとえばそんなことを感じます。そのほかの物品税の整合性の問題についても、先般議されました酒税のことについても感ずるわけでありますが、私が感想を伺いたいのは、要するに今回、自民党税調さんそれから関係者、大変な努力をなさつて、現行税制では目いっぱいの増税をされた。総理の答弁を聞きますと、それにプラス新型消費税というストリートなことはないようでありますから、そう思っているわけでありますが、目いっぱい現行税制で値上げをした、それに伴つて現在の社会、国民意識と現在の税制とのずれのある部分も目いっぱい出しました。全部が全部とは思いませんけれども、ずれがある部分はそれ目いっぱい出でしまつたというふうな感じがしてならないわけであり

るというやり方ではなくて、八〇年代からこれからの時代の社会構造、国民意識にふさわしいものを抜本的に考えてみるという姿勢を持つて臨むべきではないだろうか。一々特に担当なさつた局長さんに伺いたいのですが、代表して政務次官に一言その辺の気持ちを伺つておきたい。

○保岡政府委員 先生がおっしゃつておられるように、社会情勢の変化とかあるいは経済取引の変化、こういったものには税制というものは正しく対応して、常に理想的な税体系を求めて努力をすべきだと思ひます。そういう意味で、今回も税調答申を踏まえ、まだ従前先生方、国会の議論を踏まえて、できるだけ努力はしてまいつたつもりでございますけれども、今後なお財政状況も非常に厳しい、国民に対して負担とサービスの提供等のいろいろな合理的なものを求めて、そして国民に理解をいただきながら進めなければならぬという状況はなお最近特に差し迫つたものがあると思ひますので、政府としても今後とも一生懸命努力をしてまいりたいと思ひます。

建設業の場合に印紙の課税が非常に多いのではないかと、先ほど御指摘がございました。私どもも不完全ながらいろいろ実態の調査をいたしておるわけでございますけれども、それによりますと、印紙税の一人当たりと申しますが一事業者当たりの納税額からしますと、建設業は全体の平均をやや上回つておりますけれどもそれほど大きくはない。その場合、一番申し上げたいと思ひますのは、建設業の場合に銀行の口座振込みを使つておられる。口座振込みには印紙税が課せられませんが、口座振込みの取引の割合がこれは一番高い、図抜けて高いわけでございます。半分以上そうでございます。そうなりま

〇伊藤(茂)委員 ここで政務次官にちよつと一言感想を伺いたのですが、こういう気がするのですね。実態というのか、あるいは中小企業その他いろいろな方々の実感といひますか、そういうものと頭脳明晰な局長の理論と一致する場合と、必ずしも一致しない場合が多いのだと思ひます。たとえば先ほど宅建業界の中小のことをちよつと申し上げましたが、御承知のとおり住宅産業は大変不況です。それで、土地が上がつて土地無策という状態の中で売れない。商売にならぬ。金利はかさむ。一生懸命商売してやってみたところでももうけは、利益はほとんど出ないような状態が多い。倒産も多い。そういう中で、たとえば八十万円一年間に印紙を買い、今度は百六十万円になるというものの実感があるわけですね。

〇伊藤(茂)委員 そういう方向が、八〇年代、九〇年代に向けて、私どもの考え方でいきますと新たな福祉型税財政のシステムをどう構築するのかということじゃないかと思ひますが、それらは所得税その他関係する法案もございしますから、いろいろと議論を深めてまいりたいと思ひます。

あと短い時間ですから、もう一つ有価証券取引税に関連をいたしましてお伺ひしたいと思ひます。

先日、同僚議員から、誠備グループの問題について谷村さんにも来ていただきまして、質疑が当委員会でも交わされました。それらについて、いま現実どう対応するのかという問題と、それから証券行政についての政策的な問題と二つ私はお伺ひしたいと思ひます。

まず現実的な対応、いまやらなければならぬ問題というふうなことにについてであります。誠備の問題の後、さまざまの余震も起きていますというふうなことになつております。一つは大阪証券信

用、大証信の事実上の倒産。あと和解の交渉その他がどうなりますか、事実上の倒産というふうな報道されております。これらを見ましても、証券行政の責任が非常に大きいのではないだろうかという気が私はしてならないわけでありまして。これも御承知のとおり膨大な負債額で、事実上の倒産ということになっているわけでありまして、またその出資を見ますと、大証券あるいは外国銀行、さまざまなところから、言うならば有力なところから出資がされている、融資がなされている、そうして膨大な負債額の相当大きな部分、三百億程度とかいうふうにも言われておりますが、その膨大な額が誠備グループの融資に回されている。実際には証券界におけるサラ金業者と全く同じ、法的な監督その他もないということが指摘をされております。証券界などが主要な出資者となり、証券会社と証券界周辺の資金業者というふうなことで一体いいたるうかというふうな疑問が出されている。東京などでは信用組合法に基づき指導監督権のつくものとしてという形になっているようでありまして、これは非常に大きな問題だろと思う。何か事件が起きてからかよつとほころびを縫う程度の対策をどうするかというところではおかしいので、専門の大蔵省証券局としては前からこういう実態を知っているわけでありまして、対策を組まれるべきではないのか。言うならば現実には起こってしまったわけですから、どう調査をし、どう対策を立て、どう指導するのか。この際安直な方法ではなくて、突っ込んだこれらについての対策を立てられるべきであらう。かつこうだけつけて、またまたこういう問題が起ってくるということであつてはならないと思ひますが、それらの調査、対策、指導をどうお考えなのか。

○吉本(宏)政府委員

誠備グループの問題に関連しまして大阪証券信用株式会社が経営困難に陥つたということでございます。この大阪証券信用株式会社に申しますのはいわゆる貸金業者でございまして、法的には大蔵省が監督する立場にないわけでございます。しかし大阪地区の証券業界やあるいは金融機関が出資している会社でございまして、こういったいわゆる信用機関が誠備グループ等に多額の融資をしておたことにつきましては私も強い責任を感じておるわけでありまして、この会社の経営が行き詰まったことによりまして、いやくも一般の投資家に迷惑が及ぶというやうなことがあつてはならないという立場から必要最小限の措置をまずとるようにとりかかるとして業界を指導しております。いわゆる投資グループに關係のない投資者で、担保を差し入れて金を借りておた、お金を返して担保を返してほしいという場合、その担保が返らないというところでは困るわけでありまして、その線の措置をまずとりたい、このように考えております。

さらに、大阪信用の問題は証券担保金融のあり方と申しますか、お金を借りて株を買う、制度的には信用取引というものがあつたわけでありまして、その周辺にいわゆる株式の担保金融というものがございまして、こういった制度のあり方につきましても本能的に考えてみる必要があるのではないかというふうに私も検討しておる次第でございます。

○伊藤(茂)委員

私が希望として申し上げましたのは、何かちよこちよここと手配をしましてまた同じやうなことが起るという温床と構造が残つておるということがあつては行政の責任を果たせないのではないだろうか。いま御答弁がございましたように、確かに大蔵省が大蔵省証券局としての行政上の指導監督の及ぶ場合とそうでない部面とあることは事実であると思ひます。それが現制度の実態であらうと思ひます。ただし、主としてそれらの行政の窓口担当に当たられる大蔵省あるいは大蔵省証券局として、私のところは守備範囲内ではありませんといい、やほりこいうことをなす果たされませんと、やほりこいうことをなす、言うなればその温床をなくしていくやうな御努力を、本能的にどうするかという努力をこの際精力的にやられるべきであらうというふうに私は思ふわけでありまして。

まして本能的に考えてみる必要があるのではないかというふうに私も検討しておる次第でございます。さらに誠備の問題でございますが、先ほど委員が御指摘のとおり誠備投資顧問というのはいわゆる投資顧問業者でございまして、これに対しては同じく大蔵省としてこれを監督するという権限を持つておりません。そういったことで、今回の案件につきましても非常に隔靴掻痒の感があつたということを私感じております。これについてはいわゆる証券会社の営業姿勢の問題もございまして、さらに外務員、歩合外務員と証券会社のかかわり方、その発注の仕方あるいは受け渡しのあり方、こういった点につきましても関係の証券会社に検査を入れておまして、その検査の結果等も踏まえて今後本能的な対策を講じてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

いろいろ行われております。報道、論文その他いろいろ読ませていただきました。先日エコノミストを読んでもありました。表題が「死に至る兜町の病巣をえぐる」死に至る病、何か文学ではありませぬが死に至る病というふうな表現ですね。それからこれはある週刊誌、今週売っている週刊誌を見ておりましたら、谷村さんが出ているインタビューなんですが、これも「変なことばですが赤線区域みたいになって、結局、自滅してしまふ」というふうな表現をされております。またこの対談者も、そういう自滅の段階にいままさに差ししかつてきているのではないかとというようなことを言われているわけでありまして。そういう表現は必ずしもオーバーでないというのが今日の状況。そのベイスは証券局長御承知のように、たとえば五十二年五月証取審から「株主構成の変化と資本市場のあり方について」というのが出されておりますが、現在の、国際的に見てもまことに異常な株式所有の構造、法人所有はほとんどふえていく。にもかかわらず法人実在説は否定されるわけですから私はまことにおかしいと思ひますが、これはまた後の法人税関係の議論にいたしまして、五十二年にこの報告が出されて問題意識を整理された。では、それから後一体その数字を見てそういう構造が改善をされておるか。行政もありまして、業界の両面の努力が必要だろと思ひます。何にも変わつていないし、前よりもひどくなつていく。悪い方といひますか、問題点が指摘された、問題であると言われた方法がより強まっているというのが今日の構造。そういうことが基礎になつて、流動性のある株は出てこない。個人所有といつてもマネーゲームのやうな人もいるし、若干の機関投資家といふことで、これも資本主義の法則かもしれませんが、あるべき経済システムとはかけ離れたものにどんどんなつていく状況だと思ひます。一体、何かこういう問題意識は、前々から、五十二年にこういうレポートも出されているわけですから、何年も前から当然あつた問題、袋小路に入つてどうにもならぬという認識ですか。

それとも、何とかこういうものは変えていかなければならないとは思ひでしようけれども、気持ちでなくて、現実袋小路と思つてゐるのですか。そしてまた、どうしようもないから次々と問題は投機、仕手戦その他起こつていく、国民はだれも近寄らない、いたし方ないという御認識なんですか。この際、腹を固めて大蔵省として何かしなければならぬということをお考えなんでしょうか。

時間がありませんので、もう一つ国税庁に伺います。さっきの質問に関連をして、誠備グループの問題ですね。三月十六日に確定申告が終わりました。会員リストも全部入手をされてゐる、国税庁では持つてゐるというふうに報道されております。一、二の新聞社もその名簿はつかんでゐるというふうなこともうわさで聞くわけでありまして、それらは確定申告が終わつた後、あなた方が入手されてゐると思はれるところの会員のリスト、その納税状況、申告、これは何も政治家だけで言うわけじゃありませんが、嚴重にやはり手配をしておられる、必要だと思ひますが、それをもつて加えてお答えいただいて終わりたいと思ひます。

○吉本(宏)政府委員 株式市場の問題でございまして、個人の持ち株比率が非常に下がつてゐるではないかという御指摘でございまして。確かに昭和二十五年に財閥が解体された当時は、個人の持ち株は大体六割を若干上回つておつたわけでございます。それが昭和五十四年度には三〇・四%というところで三割割すれの線まで来てゐるというところでございまして。私どもとしては、これは何とかしなければいかぬ、こういうことは常々考えておられて、言うなれば証券局の行政の最も重要な問題点というふうに考へてゐるわけでありまして。なぜ、こういうふうな個人のいわゆる株離れが進んでゐるのかということでございますけれども、何と申しましても株式の投資魅力が非常に減退してゐる。現在、配当の利回りが一・四、五%というところでございます、インカムゲイン、

配当を目的とした投資というのはほとんど影をひそめてしまつてゐる。キャピタルゲインねらいの投機的な動きが非常に高まつてくるというの、まさにここに原因があるわけでありまして。それと同時に、企業の系列化あるいは安定株主工作、こういったことによりまして法人の株式の持ち合いが進んでおります。これが個人の持ち株比率の低下の反面で法人ないし金融機関の持ち株がふえておるといふことでございまして。それじゃ対策はどうなるかということでございますけれども、率直に申し上げまして切り札になるような特効薬というのはいかなうかと思ひます。いろいろな政策を組み合わせて、何とかさういふ問題に対処していくという以外にはないかと思つております。

その一番根本の問題でございまして、やはり株式の供給が少ないのでどうしても株価が上昇する、その結果利回りも下がるというところでございまして。したがひまして、増資を何とか促進していかなければいかぬ。現在時価発行が主流でございましてけれども、それとあわせて中間発行とか、従来やつておりましたいわゆる株主の割当、こういった制度につきましてもあわせてやはりやつていいのではないかと。特に中間発行につきましても、従来時価発行を促進するたてまえから、ややこの中間発行に対して消極的な面もございしたけれども、こういったものについても積極的に取り上げていいのではないかと、このように思つてゐるわけでありまして。さらに時価発行につきましても、プレミアムとして企業の手元に入つた資金をできるだけ株主に還元してはしい。いわゆるプレミアムの還元ルールというものの強化も図つてゐるところでございます。さらに商法の改正によりまして、今回提案の予定のようでございますけれども、プレミアムの資本の組み入れ比率、こういったものを引き上げるとか、あるいは直接法人の相互保有の規制を図る、こういった制度上の問題もあわせて考へております。それから従業員持ち株制度と申しますか、企業の従業員がお金を出して

それに企業が助成をしながら持ち株をふやしていく、こういった制度もかなり普及をしております。で、こういったいわゆる貯蓄型の持ち株というのに対しては積極的な助成を図つていっていいのではないかと、このように考へてゐるわけでありまして。しかし、何と申しましても基本は証券会社の営業姿勢が問題でございまして、その証券会社の営業におきまして個人の株主本位の営業というものを今後とも進めていくということにつきまして指導をしてまいりたい、このように考へております。

○小幡政府委員 誠備グループにつきまします問題でございまして、私どももいたしましては適正、公平な課税の実現ということのためにあらゆる資料、情報の収集に努めてゐるところでございますけれども、個々の資料、情報がどういふふうなものがあるかというふうなことにございましては、公表することはお許しをいただきたいと思つてゐるわけでございますが、いずれにいたしましても適正、公平な課税ということにつきましても最大の努力を重ねてまいりたいというふうに考へておる次第でございまして。

○伊藤(茂)委員 終わります。

○大原(一)委員 長代理 柴田弘君。

○柴田委員 私は、まずこの二週間、当大蔵委員会がストップをしておりました、ようやく議長裁で定に基づく予算修正問題が自民党と野党五党との間に合意ができたわけでありまして。つまり昭和五十五年の剰余金、これは財政法六条の特例措置を設けて全額所得税減税に充てる、こういうことが合意をされたわけでありまして、この措置は議員立法であるということでございますが、やはり先ほども議論がありましたように、政府においてもできる限り行政経費を切り詰める、不用額を初めとするこの剰余金創出をしていただきまして、いま全国民の要望でありますところのこの所得税減税に誠意を持って当たつていただかなければいけない、こういったふうに私は思つてゐるわけでありまして、まずこの辺の対応と決意につきまして政務次

官の御所見をお伺いしたいと思います。

○保岡政府委員 先ほどからお答え申し上げてゐるとおり、また大臣も申し上げてゐるとおり、議長裁定はこれを守る。そこで定められたところの各党の合意については、十分これを尊重して、政府としても協力をしていきたい。そこで先生おっしゃるような剰余金がでるだけ出るように努力をしるということに対しては、誠意を持って対処したいと思ひます。

○柴田委員 きょうは私、有価証券取引税と物品税について質問をしようと思つておるわけでありまして、その前に、巷間話題になつておりますいわゆるグリーンカード制度の見直し論につきまして、その根拠につきましてきょうはちょっと具体的に伺ひたい、こういうふうに思つてゐるわけでありまして。

この問題は何かといひましても国民生活を守る立場、国民経済的な観点に立つて物を考へていかなければいけない。だから、この見直しをしなければならぬのは一体どの程度の国民の中においての所得階層であるか、こういうことであります。このグリーンカード制度というのはもういまさら申すまでもなく、預金が三百万、郵貯が三百万、国債が三百万、それから財形貯蓄が五百万で千四百万であるわけでありまして。それから仮に標準世帯で四人家族としますと、四、九の三千六百万まで非課税措置が受けられるわけでありまして。相当高い貯蓄者といひますか、あるいはまた所得階層といひますか、そういったところまで恩恵が受けられるではないか、こういったふうに私は思つてゐるわけでありまして。

それで、まずこれは主税局にお聞きしていただくわけでありまして。これは財形貯蓄を含めた場合を想定していただくわけでありまして、千四百万の預貯金の世帯は、人数でもいいですが、全国の世帯の何%ぐらいが該当するんだ、要するに千四百万以上ですね、これは一遍ちょっと御説明をいただきたい、それから三千六百万としますと相当なあれなんです、まあ参考のために三千六百万のいわ

ゆる預貯金者の世帯、これは全国の世帯の何%か、まずお聞きをしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 いろいろの統計を調べておるわけですが、預貯金の残高別の世帯数という統計は実はないわけでございます。それにかわります概況を申し上げてみたいと思うのですけれども、これは総理府がやっております貯蓄動向調査統計、その中の勤労者世帯の収入五分位階級別の貯蓄の一世帯当たりというのがございまして、一番新しい五十四年十二月末で申し上げますと、年間の収入が一番大きい第五階級というので見ますと、年間収入が六百九十万円でございますが、貯蓄は生命保険の掛金でございますと有価証券、そういうものを加えまして、その一〇・六・六%に当たります七百三十七万円、これが勤労者世帯が持っております貯蓄でございます。したがって、その千四百万あるいはお示しの三千六百万ということになりますと、大体相当大きな収入を持っております勤労者ではないかと思えます。

なお、法人の経営者、自由業者となりますと、その貯蓄の割合はかなり高くなります。同じような比率で申し上げますと、法人の経営者は一八・二%、年間収入の大体一・九倍ぐらいの貯蓄を持っております。自由業者で一七・二・四%、一・七倍の貯蓄を持っております、こういうことでございまして、いずれにしてもいままありますその三つの三百万円の枠とそれから財形の五百万円、これはサラリーマンに限るわけでございますが、そういうものをフルに使って果たしておられるということだといいたしますと、相当大きな収入を持つておられる方が、相当大きな資産を処分された方か、そういうことかというふうに思いますが、直接お答えにならないかもしれませんけれども、そういうことでかえさせていただきます。

○柴田委員 細かい数字はないということですが、それでよいと思いますが、いざいざいざいざいまでもい主税局長から御答弁がありましたように相当な収入がある方ではないか、こういうふうに

私も思うわけでありまして。

それで本論に戻りまして、これは政務次官にまずお聞きをいたしますが、このグリーンカード制度は、昨年私も当委員会におきましていろいろと大蔵省と議論をしたわけでありまして、利子配当所得と他の所得を合算をして総合課税によって不公平税制を是正する、それがそのねらいでありまして、マル優あるいは郵貯などの非課税貯蓄制度の適正な運営を図るものである、こういうふうには私は理解をいたしておりますが、いかがでしょうか。

○保岡政府委員 先生のおっしゃるとおりだと思います。

○柴田委員 そこで、今日のこの見直し論の背景といたしまして、グリーンカード制度の実施によって預貯金が、一つは金や株式や土地などの資産にシフトする、二つは海外へ資金が逃避する、それから三つ目はそれが設備投資などの産業資金の供給を阻害する、それから四つ目がそういう実物資産への換物はインフレを助長する、こういう問題があるわけでありまして、この点につきまして順次質問をしたいと思います。

それでまず一つは、この見直し論の根拠といたしまして、預貯金の伸びが伸び悩んでいる、鈍化をしている、こういう問題であります。それからこのグリーンカード制度というのはやはり個人預金というものが一番大きな問題だと思えます。この個人預金が伸び悩んでいるというわけでありまして、この預金には要求払い預金、それからもう一つは定期性預金、この二つがあるわけでありまして、この傾向が一体どうだろうということで私は大蔵省から資料をいただきまして見てまいりますと、五十五年の四月から十二月までの間、まず全国銀行における個人預金、定期性預金は五兆八千四百九十億、前年比二・三%の増加をいたしております。それから一方において要求払い預金はマイナスでございます、一兆二千七百億円減少いたしました。

金、これは流動性の預金であります。これはグリーンカード制度の適用はない。だからこの減少、落ち込みというものはグリーンカード制とは関係がないのではないかとさえいえないかどうか。それから先ほど言いましたように定期性預金が二・三%増加をしている、もちろんことしに入ってからこの傾向もお聞きしたいわけでありまして、これはまずまず伸びているということであるならば、これは最近言われておりますグリーンカード制の問題とは関係がない、こういうことであるわけでありまして、その辺のところはどのようにお考えになつておられるか、御見解をお聞かせいただけます。

○吉田(正)政府委員 先生御指摘の預貯金動向がグリーンカード制に関係あるかどうかというところでございますが、私も最近の民間金融機関の預貯金の動向を見ておると、全体として先生御指摘のとおり伸び悩んでいることは事実でございます。しかし、これはやはり私も前から見ますと基本的には最近の実体経済活動の鈍化というのが基調としてありますために、そういう全体の伸びが落ちてきているということが一つ。それからもう一つは、まさに御指摘のとおり、要求払い預金が減りながら定期性預金が増えていくという中で預金の構成の変化にあらわれているわけでございます。その原因はやはり国民全体の金利嗜好意識の高まりというふうなことで、これは定期預金などの増加にもあらわれておりますし、いま申しましたように金融機関の中の要求払いから定期性預金へのシフトあるいは債券など高利回り金融資産への資金シフトも響いているというところで、私も基本的に見てまいりますと、グリーンカード制実施によっていま金融資産の選択に変化が生じているというふうには考えておりません。金融当局としてもそのような傾向は好ましくなく、かように考えております。

○柴田委員 いま御答弁があったわけでありまして、つまり今回の預貯金の伸びが鈍化しているというの、これは経済的な一つの動向であつて、グリーンカード制の問題とは関係がない、しからばこの預貯金の伸びが鈍化をしているということによってグリーンカード制を見直すという根拠はない、こういうふうには言えると思うのですが、そのような理解でいいですか。

○吉田(正)政府委員 ただいま申し上げましたとおり、グリーンカード制の実施ということで金融資産の選好はたまたま生じておりませんし、金融当局としてもそのようなシフトが生じることは好ましくないと考えております。先生御指摘のとおりでございます。

○柴田委員 次に、民間預金と郵貯との関係に不公平があると言われている。御案内のように、この郵貯につきましては、五十八年以前に預入をされた分を含めてグリーンカード番号で名寄せを行うというふうな大蔵当局、郵政当局が合意を得られたわけでありまして、この合意に基づいて国税庁を含めてしっかりとやっていたければ問題は無いというふうな思つておられるのですが、この辺はどうでしょうか。簡潔にお聞かせください。

○高橋(元)政府委員 昨年の九月二十六日にグリーンカード問題をめぐりまして両大臣の間でお話し合いがあった、それを受けて昨年の暮れ、郵政省と私もいろいろお話を合せて、いまお話しのごさしましたような五十九年以降の郵便貯金の名寄せについて、五十八年以前預入分を含め郵政省は大蔵省及び国税庁の協力を前提としてグリーンカード番号により行うという明快な合意が成立したわけでございます。五十八年一月からグリーンカードの交付ということが始まるわけでございますし、五十九年一月から利子配当の総合課税は完全に行われるわけでございますから、それに向けていま三者の間で円滑な協力のもとにその実施の遺漏のないように準備を進めております。この合意によりまして、言われておりましたような郵貯と民間のマル優の間の取り扱い上の不公平ということは払拭されるというふうに考えております。

○柴田委員 次は、グリーンカード制度のために

資金が土地へ流れるということでありますが、土地などの不動産というものは、税務当局がしっかりと登記簿で把握していただければ把握できるわけでありまして。昭和四十四年以降取得をした土地の譲渡所得については、四〇％と一般の所得税率の一〇％増しのいずれか高い税率で重課をされるということですが、こういうことを考えていきますと、土地などの不動産へのシフトが起こることとは少なくとも脱税資金に限ってではない、このように私は思うわけでありまして、どうでしょう。これも簡潔に答弁してください。

○高橋(元)政府委員 土地の短期譲渡所得の重課という制度は、現在の租税特別措置法の中で期限のない規定としてワークしているわけでありまして。土地の取引は必ず公簿を通して行われるわけでございますし、公簿を通す限り税務当局としてもその土地の異動、それに基づきます所得の発生ということの把握が可能でございますから、たゞいまお話のございましたように、私どもは土地への換物と申しますか換土地と言いますか、そういうことは起こり得ないというふうに考えております。

○柴田委員 だから税務当局がしっかりとやっていただければいいわけでありまして。

次は、金のシフトであります。これは地金の問題があると思ひます。先般も当委員会におきまして、地金に物品税を課税したらどうだという話がありましたが、私も全く同感に思っておりますが、これはさておきまして、やはりこれも大蔵省の資料をいただきまして、最近の金相場の変動を見てまいりますと非常に激しい。果たしてこういう価格変動が激しいものが預貯金にかわる貯蓄手段となり得るかどうかと非常に疑問に感じております。

それからもう一つは、金といひましても地金だけでなく、アクセサリ用のコインといひますか金貨といひますかあると思ひます。これは一つのアクセサリの問題でありまして、そういったものへどんどん資産のシフトが起こるような状態であ

らない、こう思うわけでありまして。

それといひまの地金の問題も、やはり大蔵省の資料でいろいろと検討したわけでありまして。私的保有金といひますか需給の推移を五十年から五十年間までずつと見てまいりますと、確かに五十年は二十・三トン、五十四年が三十五トンといふことと見ております。これは五十五年はどうかといふこともありますが、こういった現状を見て、やはり金へのシフトといひますものが起こっていると考えられるのかどうか、この辺はどのような御見解でしょうか。

○高橋(元)政府委員 大変お調べいただいております。私も同じような統計で調べておるわけでございますが、私的保有金の販売量という統計を金地金等消費報告書で調べてみますと、大体五十五年の前半年は月二・五トン弱といふことと見ております。それが後半になりまして十一月、十二月になりましたと、六・五トン半ぐらいにふえております。十一月は二・五トン。それから金の輸入量も前半が非常に低かったことを受けて、後半にふえてまいりまして、十二月に八・六トンぐらいの輸入があるようにございます。しかし年をならしてみますと、いまもお話のございましたように、過去の例に比べて決して決して異常な水準といふことは言えないと思ひます。

金の価格が非常に上下をいたしますことはいまもお話のあったとおりでございます。昨年の一・月六十七・五ドル、九月六十七・四ドルといふ高値を示しましたが、現在は六百ドルを切っております。三月になりましたと五百ドルも切つて四百六十ドル台になっておる。これは投資対象として安定的な価値の維持を期し得ないものであるといふことは明らかだと思ひます。

クルーガーランド金貨が非常に売れて、これをどう考えるかという御質問を前にいたしておつたのですが、ことしの二月の例でいいますと、一万一千四百四十七円という小売価格のクルーガーランド金貨十分の一オンスを買いまして、それを売り戻した場合には一万二千二百七十七円にしかなら

ないようでございます。そういうことで、これは〇Iその他がアクセサリとして使えらるという新しい需要が出てきておるようでございますが、全体として金へ逃避が起こるというほどのことではない。また、全体の輸入金の中の私的保有金の推移を見ましても、去年の輸入金全体の半分が個人の私的保有金に回つたといひましたし、

も、全体で六百億円ぐらいの金額でございますから、総貯蓄の増二十二兆円から比べますと問題にならない金額で、金への逃避が起こつておるといふことは、ごく顕微的な現象は別といたしまして、言われていふようなことは全くないと考えております。

○柴田委員 時間がありませんのでつとつていきますが、次は海外への資金逃避といふことについて。昨年の十二月でしたか施行されました新しい外為法によりまして、一つは、個人が海外へ預金をするときは、二十一条一項一号によつて大蔵大臣の許可を要する資本取引としていわゆる個別許可制になっておる。それから外国への証券投資といひますのは、やはり外為法によりまして、指定証券会社でやれば一切手続は必要ありませんが、それを通さない場合は届け出をしなければならぬ。それから不動産も届け出をしなければならぬ。それから金塊を二キログラム以上購入する場合は報告を求め、そして外為法上記録は残る、こうなつておるわけでありまして。

こういうことでございまして、証券投資の場合も私は大蔵省の資料をいただいて見たのですが、五十三年はカレンダー年度で五十三億ドル、五十四年は五十八億ドル、五十五年は四十四億五千万ドルですか、こんなような実態で、五十五年は五十三年、五十四年に比べて減つておる、こういうことでですね。問題は、もしこういう海外へ資金が逃避するといふことであれば、これは脱税資金であります。国税当局、税務当局がしっかりと大蔵省当局と、これは記録をきちととされておるわけでありまして措置をしていけばこういう

ことは私はない、こんなふうに思うわけでありまして、この辺についてひとつ大蔵省当局と国税当局の決意、この辺についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大場政府委員 御指摘の点でございますが、外為法上はただいま先生がおっしゃいましたように、海外に預金口座を開設する場合は許可制にしております。それから証券の投資につきましても、これも御指摘のとおり、証券会社を通じた場合には自由にしてありますが、証券会社の方から報告を受ける、こういう体制になっております。ただ、私どもがこのように許可の累計とか、あるいは事前届け出の集計をするといふことの目的が、新外為管理法のもとであらゆる取引を自由にしたいといふことから、将来たとえば為替相場に乱高下が生じるとか、あるいは国際収支が著しい不均衡に陥るとか、あるいは大量の資金移動が起きることによつて国内の金融資本市場に悪影響が生じる、そういうときのために資料を整備しているわけでございます。仮にいまのような資本移動等から国内の金融資本市場等に影響がある、あるいは為替相場に乱高下が起きるといふような場合には有事の判断をいたす。有事の判断をした場合には、私どもが指定した資本取引につきましてはこれを許可制にするといふことができる仕組みになっております。したがって、私どもが報告書とか、あるいは届け出書をとりましますのは、そういった有事に備えてのこと、また統計目的のためにもとるわけでございますけれども、そのように御理解いただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 いま国際金融局から御説明を申し上げておりましたが、海外証券なり外貨証券なり海外の不動産を買いまします場合には、国内側で手続が必要でございますし、国内に記録が残るわけでございます。したがって、国税当局はそれらの記録をチェックいたしまして、不当な海外への逃避といふことが起こらないように課税上適宜処置してまいりたいと思ひます。

○柴田委員 いまいろいろとお聞きをしてきたわ

けであります、結論的に言われておりますように、世上言われておりますようないわゆる実物資産あるいは海外への資金逃避が起これるそれがインフレにつながる。そしてまた、産業資金の供給の阻害になるということは、私はそういった状況を考へてまいりますのではないかと、こういうふうな理解をいたしておるわけでございます。この辺の見解を、総ざらいのつもりでもう一回答弁いたしたい。

私が言いたいのは、こういったグリーンカード制の見直し論が、いま世上起こっております。一番問題なのは、まじめな国民がそういった風潮に惑わされてグリーンカード制度の本質というものを失失してはいけない、こういうことではないかと議論をしたわけでございますが、私は、そういった観点でグリーンカード制度は実施をしていくべきではないか、こういうふうに考へるわけであり、この辺については、政務次官の御所見をお伺いしておきたいわけであります。その二点、総括的な意味で局長さんから、あとは政務次官から……。

○高橋(元)政府委員 所得税の総合課税ということを進めてまいります際に、昨年もお答えを申し上げたわけでございますが、一つは有価証券のキャピタルゲインの問題、一つは社会保険医療報酬の七二％課税の問題、もう一つ大きな問題として、利子所得の分離課税というものがあつたわけでございまして、そういうものを、実際の経済の中に持っていくというところが所得税としての機能、また国民の間にある公平の執行というものを期するために基本的な重要なことであるということを考へて、三番目の手段としてグリーンカード制を御提案いたしておるわけでございますから、私どもは、これによりまして所得税の総合課税制度というものについて、その実をあらしめたいという信念を持っておるわけでございます。

○岡田政府委員 いま局長からお答えしたとおり

で、つけ加えることもないと思ひますけれども、税の公平の推進ということで、一つの大きな柱として、国会で審議をしていただいて法律も制定して、五十五年度の税制改正によって制度は誕生しているわけでございますから、また、それに従つて大蔵省としてもいろいろ準備をしておりますので、従前の方針に従つてやつてまいりたいと思ひます。

○柴田委員 最後にまた一つ、二つ、時間がありませんので申しわけありませんが、そういった根拠のない見直し論であるということ、グリーンカード制というものはこういうものですよということ、財形貯蓄まで含めて千四百万までいいわけです。それから贈与等の問題がありますが、四人家族になれば三千六百万までいいわけですね。そういったことを、五十九年の一月一日から実施するのですから、やはりパンフレット等もつくつて国民にPRする、こういったことも考へていったらどうか、こういうふうに思ひます。それが一つ。

それから、カード交付の政省令はできたわけであり、制度運用面における政省令、これも制定をされると思ひますが、これは秋ごろになるというふうに聞いておりますが、その辺はどうか、こういうことですね。その辺を含めて、簡単に結構ですから、ひとつお聞かせいただきたい。

○高橋(元)政府委員 納税者の方々に対してグリーンカード制度の趣旨、それから、それが世上いろいろな話がございますけれども、納税者の方々に対して不当な拘束といふか、決して必要以上の拘束でないといふことを御認識いただくように、私ども従来努めてまいつたつもりでございますが、ただいまの御指摘もございまして、なお一層PRに努めてまいりたいと思ひます。

それから、グリーンカード制度の実施のために必要な政令の一部は昨年十月に制定をさしていただきましたが、なお残ります部分につきまして、今回御審議をいただいております割引債券の償還差益の総合課税の問題もございまして、それら

を含めまして、ことしの十月までに政令を制定をいたしたいと思ひます。

○柴田委員 では次に、有価証券取引税に関連をいたしまして、先ほども御質疑がありました、誠備グループの問題、それと証券界のあり方というところにつきまして、何点かにわたつて御質問をしたいと思います。

私は、今回の誠備問題というのは、いまの証券界の一つの氷山の一角ではないか、こういうふうな手グループを発生させた土壌というものが今日の株式市場にあった、こういうふうな考へておるわけであり、先ほどもいろいろお話がありましたが、全国上場会社の個人の持ち株比率が三〇％を割るところまで落ち込んでおる。それから、世帯当たりの金融資産の中の株式比率、これは昭和三十六年当時が二五％ラインを維持していたわけでございますが、現在はわずか八％であり、いまや大衆は株式を見限ろうとしておる、こ

う申しても決して過言ではない。

しかも、大企業、大会社は、時価発行によつて効率的な資金調達のみを考へて株主への利益還元を無視しているのではないかと、疑問もあるわけであり、それから、大手証券会社も、回転率のよい法人ばかりに目をつけて手数料かせぎに奔走をしてみえるのではないかと、疑問も投げられておるわけでございます。したが、いま、大衆株式を無視した証券界の体質、やはりそこに今日の誠備グループが生じ、危険な仕手戦に大衆投資家が走つたという側面がある、こういうわけであり、さうですね。

ですから、いま問題にされるのは、こういった誠備の問題、これは当然法律違反をしておりますから追及をされるべきであると思ひますが、やはり証券界のあり方というものもいま問ひ直していかないといけない、そういうときに来たのではないかと、この辺について大蔵省の御認識といたしまして、お伺いをしていきたい、こう思ひ

ます。

○吉本(宏)政府委員 委員の御指摘でございますが、私どもも全くその点について同感でございます。

今回の誠備の問題でございますけれども、結局、株式の利回りが非常に低い、一・四％ないし一・五％、こういう状況の中で、いわゆるキャピタルゲインねらいの投資が非常に成功を見たということでございます。

基本的に、個人が貯蓄として株を持つ、こういう体制を何とかとれないかということで、私どもいろいろ考へておるわけでございまして、私ども、その中で、証券会社の営業姿勢、これがやはり基本でございます。大口の取引先で商売をする、個人の顧客というものを軽視するわけではございせんけれども、やや営業の姿勢が大口の取引先あるいは法人の取引、こういったものに傾斜しがちな点がございます。こういう点につきま

して、私ども従来以上に指導をしてまいりたい、このように考へておるわけであります。

今回の誠備に関連いたしまして、あるいは投資顧問業者を一体的に規制するかどうかという問題、あるいは外務員制度、歩合外務員のあり方を今後どういうふうに考へたらいいの、いわゆる一匹オオカミみたいな形で、証券会社の指揮監督のもとにないような形でいろいろ投機的な行動に走るといふような問題につきましても、この際徹底的に検討をする必要があるのではないかと、このように考へておるわけであります。

○柴田委員 いま外務員の問題と投資顧問業者のお話があつたわけでありますが、この外務員さん、これは善良な外務員さん多いと私は思ひます。たまたま誠備のような問題があつたからこゝろ言われるわけであり、いまいろいろお聞きしてまいりますと、外務員は、社員の外務員が全国で四万四千名、それから歩合外務員が六千名、合計五万名の外務員さんが見える、こういうふうな聞いております。

それで、何かいい方法はないかということ、

大蔵省当局としてもいろいろ御検討なさっておるわけですが、この外務員は証券法の六十二条によつて登録、六十三条、これは資格、六十四条の三、資格剝奪の規定、こういうふうになされておるわけでありまして、いま二十歳以上で、日本証券業協会の外務員資格試験で、これに合格して登録すればよいことになってゐる。しかもこの登録のための規制は、禁錮以上の刑に処せられ五年を経過していない者などきわめて緩やかである、こういうことであります。ですから、営業上の問題を起ししても、有能であればまたすぐ別の証券会社になんまりと受け入れられるという事です。

だから、登録制を見直すというのですが、一体どんなふう具体的に考えておるのか。非常に外務員のトラブルも多いということをお聞きしているわけですが、何かお聞きすると、問題のある外務員のリストを作成し、前科のある者を採用しない、あるいは資格試験を強化する。とにかく実質的な質的向上を図るために何らかの改善策をしていかなければならぬということでありまして、ひとつ具体的に突っ込んで、どんな検討をなされているのかをお聞きしていきたい。

いま一つは投資顧問業であります。これはもう全然野放しだ。大蔵省当局も、株式新聞の広告欄で、こういう投資顧問業というのは大体七十社か八十社ある程度だ、というのを掌握しているにすぎないわけですね。これは全くの野放し状態である、こういうことです。

これを登録制にする必要があるのかどうか御検討なさっているようですが、この辺はどうか、それから、アメリカには投資顧問法とか何とかという法律があるということでありまして、やはりこういう法律が日本の証券市場にあるのかどうか、その辺のところですね。こういったことを具体的にどんなふう御検討をなされているのか、ひとつ突っ込んで御答弁をいただければ、こういうふうに思います。

○吉本(宏)政府委員 ただいま外務員制度の問題

と投資顧問業につきまして御質問がございました。

外務員は、御指摘のとおり、現在五万一千人ぐらゐ全体でございます。このうち、社員外務員と称しまして、企業のいわゆる従業員として業務をやっているのが四万五千人程度、それから、歩合外務員といたしまして、言うなれば証券会社と契約をして従業している外務員が六千人程度でございます。

一般的に申しまして、大手の証券会社は社員外務員を使つております。従業員として使つてゐるわけでありまして、それに対して、中小証券、いわゆる地域の証券会社が歩合外務員を使つて商売をしてゐるというところでございます。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕
結局、中小証券は、いわゆる人件費をできるだけ節約したいとかそういう観点から歩合制度、歩合の場合は大体株式の売買手数料の四割を歩合外務員に戻すという形になるわけですが、六割は会社に入社料として入る、こういうことで、営業の効率性から見れば、歩合外務員というのはかなり有効な制度だ、ということかと思つております。

ただその過程で、先ほども申し上げましたように、企業から独立したような形で機械的な投資グループと関係する、こういうふうなビヘービアは何か規制をする必要があるんじゃないか、こう思つております。

具体的にどうするかということですが、先ほど先生も御指摘になりましたように、いわゆる資格試験の問題とか、あるいはその他、現在内規でやつておるものを何かもう少し省令とかそういったものに格上げできないかとかそういうことも考へておりますが、何分このいわゆる歩合外務員の生活にかかわる話でもございますので、その点は慎重に検討してまいりたい、このように考へてゐるわけでありまして、

それから、投資顧問の問題でございますが、この投資顧問は、一般的に申しますと、投資家に情報を提供するというところでございまして、投資家

はその情報によつて投資をするわけでございますけれども、その投資態度の決定は投資者みずからがみずからの判断においてするというのがたてまえてございまして、したがって、情報の価値をどう判断するかというのはいまは投資家の判断なので、そのところの基本的な考え方というものが、一番問題なのではないか。たとえば今度の誠備の問題をよく見てみますと、単に情報を提供するということだけにとどまらず、いわゆる誠備顧問の会員の代表者が一括して証券会社に発注する、それを外務員が取り次いで一括して発注する。その間に各投資家の判断あるいは投資の意思、こういったものが十分尊重されたかどうかという点が一番問題なのではないかというふうに考へておるわけですね。

そういうことで、私は情報を提供する投資顧問業そのものを規制するのがいいのか、あるいはそういうものに関連して投資グループが外務員ないし証券会社と連絡して投資しますか、そういう投資顧問と外務員と証券会社が結託するようないかなる形で投資が行われるという点を何とか規制する方法がないかどうかという点、この二つにつきまして実は現在いろいろ検討しておる、こういう実情でございます。

○柴田委員 せひひとつ御検討をお願いしたい。それからもう一つ、誠備ショックといいますが、それで心配をいたしましたおるわけでありまして、先ほどお話がありましたが大証証券信用、これは和議申請をしたのだがどうもまだだめだそうで、倒産だろうというところで一億二千万の負債総額になっております。いま局長さんからは、こういうたいいゆる証券金融担保のあり方についても根本的に考へていかなければいけないというふうな御答弁があつたように記憶いたしておるわけでありまして、こういうたいいゆる業界の信用不安、特に誠備銘柄を扱つてきた中小証券会社の信用不安の問題は大蔵省としてもどういうふうな掌握なさつてゐるか。それからもう一つは、誠備銘柄によつてやけどを負つた人といひますか、高値で仕手株を買わされたいわゆる末端会員、これは相当な被害が出てゐるのじゃないかと思ひますが、そこら辺の掌握というものはなさつてゐるのかなさつていないのか、どうですか。なさつておつたらそれはどの程度どんなふうになっているか、御説明をいただきたいと思ひます。

○吉本(宏)政府委員 大阪証券信用の問題でございますが、これはいわゆる貸金業者でございます。大蔵省の監督下でない一つの信用機関ということになるわけでありまして、ただ私どもとして、私どもの手の及ばないところでどういう信用機関が相当巨額の資金を投資グループに融資をしておつたという事実につきまして、非常に残念に考へております。この点につきましては、何とか問題の処理に当たつて、特に一般の投資家に迷惑の及ばないような措置は最小限とつていきたいというふうに考へておるわけでありまして、特に証券会社があつておつたような形で信用の供与が行われたような場合、こういう場合につきましては、担保の株式を引き出すという希望があつた場合には直ちにこれにこたえるというふうな措置をとりたい。それに必要な資金約三十億円については、この大阪証券信用の出資者の一人でありまして大阪正会員協会というのがございますが、この正会員協会において約三十億円程度の資金を用意したいというふうに考へております。

それから、誠備の問題に関連しまして中小証券が非常に影響を受けてゐるのではないかと御質問でございます。これにつきましては私も現在いろいろ調査をしておりますが、まず資金繰りにつきましては、当面乗り切れるのではないかと判断しております。ただ、これによりまして担保の評価損等がかなり出るということも考へられます。中小証券も最近はかなり財務内容がよくなつております。純資産額もかなり保有しておりますので、それによつて経営困難に陥るようなことはなないというふうに考へておるわけですが、ただ、これも必要に応じて適切な処置をとつてまいりたいというふうに考へております。一般の投資家につき

と、いまお示しのありましたような陳列があるところう、それから、たとえば事務用品とか資本財の一部とか、そういうようないまでなかった新しい物品税の課税基準をつくっていくかどうか、それらにつきましては今後の検討の問題でございます。この国会でいろいろお話のあります各委員の方々、また各党の御見解というものも十分念頭に置いて、税制調査会で、今後の財政需要なり歳出の動向なり、それについてどれだけ縮減が図られるまいらなけりばならない。ただいま、五十七年度に個別消費課税である物品税についてどういう方針で臨むのかという具体的な考え方は持ち合わせておられないわけですが、すべて相補って一つの税体系としてのより完璧を期していくということの中で検討させていただきたいと存じます。

○柴田委員 ありがとうございます。時間が参りましたので、終わります。

○綿貫委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 先日質問の中で諸外国の自動車税制、いろいろな数字をお聞きしたわけですが、さういふ数字を、後でいろいろ資料を検討いたしますと、実際千六百ccクラスで比較をした場合に、自動車本体価格が大変違うことが判明をいたしました。それそれぞれ本体価格を置き直した場合、たとえば日本の自動車は千六百ccで百万円少しでございますけれども、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、それぞれの国で大きな開きがある。これは一つには日本の労働生産性、そしていわゆるつくり方のうまさといえますか、そして価格的にも輸出をしても十分対抗できるという実証にもなるわけでございますけれども、その辺から見て、大蔵省に再度、現在の自動車関係の諸税、物品税、取得税、自動車税、重量税、いろいろありますけれども、その辺を加味した場合に本当にどうなのかということを、再度お聞きをいたしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 千六百ccクラスと申しますと、個別の名前を挙げてもあれでございますが、日本で申しますと、ブルーバードでございます。この値段が九十四万二千円、同じような千六百ccの車をフランスでとりますと、日本円に直しまして二百十六万円でございす。ドイツでは二百三十四万四千円、イギリスで二百三十六万二千円、アメリカは百十七万七千円くらいになるかと思ひます。そういう差がありますのは、一つは自家用乗用車としての機能を千六百ccクラスということで求めまして、それに伴う税負担というものを前回数字を申し上げたわけでございます。

仮にいまお話しにございすように全部百万円でやってみたらというお尋ねでございますが、百万円でやってみますと、どうも外国の車ですと千二百ccが買えるか買えないかというくらいのことかと思ひます。日本の千六百ccの車が与えます便益というものと千二百ccの車の持つております便

益というものの、そこにかかっています消費課税、それから自動車の走行によって道路財源を負担する、それから燃料課税、それぞれ異なっていますのは、私ども税制の比較としてはそこはやむを得ないので、やはり前回申し上げたような税負担の比較ということになるかと思ひております。

○玉置委員 たとえば自動車の価格が安いから税負担を重くしていい、一つの見方としてはさういふような感じで受け取れるわけですが、たとえばいま日本の車が九十四万、たとえばフランスが二百十六万、大きな開きがあるわけですが、ところが、先日いただいたのでまいりますと、フランスの場合には非常に高いわけですが、日本が年間大体十四万、そしてフランスが二十三万です。か、ほぼ近いところでいきますと西ドイツで十五万。ただ、車両価格では二倍近いですね。こういうことを見ますと、いままでも自動車産業が非常に努力をして輸出にも貢献しているのは各種の産業に刺激を与えてきた、さういふことが逆に税能力ありというふうに見られるような結果を導いたのではないかと、いまの答弁からいいますとさういふ感じがするわけですが、千六百ccというふうな固定するのではなくて、同じようなものという感じで見た場合、確かに国民性というものがあつて、アメリカの車は小型車といつても日本に持つてくれば大変大きい。欧州車になりますと、日本で言うといふ千二百ccクラスから千六百、千八百まで、特に千二百前後に集中しているという状況から見ると、逆に税制よりも生活というものを考えてみて負担の比較をした方がいいというふうには思ひます。

そこで、いまの話は話として一応お聞きしておきますけれども、いまの答弁からいいますと合理化で商品力がついて担税能力がふえているというふうに見られていて私は思ひますけれども、それに対してはいかがですか。

○高橋(元)政府委員 ちょっと御質問の趣旨を取って進めておられるかもしれませんが、同じ機能を持ちます、つまり消費者の方からいいますと同じ便益を持ちます商品が外国に比べてより安い値段で売られるならば、価格比で、つまり製造価格比の物品税でございすから、日本の車の税負担は軽くなるわけでございます。そこで、前回もお答えいたしましたように、フランスそれからアメリカ、ドイツに比べて日本の車の車体課税、つまり消費課税でございすことが、それは相対的に小さく出てまいるといふことでございまして、より安い値段で売られておればより低い税負担で済むわけですが、そこはさういふ話ではなくて、私どもが国際比較いたしておりますのは、家計が支出する金という意味での、車を持つてそれを使っているという形での税負担は国際的に見て日本は低いと思ひます。ただし、仮に全部が百万円で各国で売られるという前提を用ひまして試算をいたしてみますと、実売価格でいいますと、日本の税負担は総合で、これは今回お願いいたしております増税が実施された後でございすけれども、一年当たり十萬一千円になるでございすけれども、六年間合せて八十五萬五千円というふうになります。八十五萬五千円がアメリカは例外といたしまして、イギリスへいってたらどうなるかといひますと九十三萬七千円、ドイツが七十九萬八千円、フランスが百十九萬五千円でございすから、今回お願いをいたしております物品税の税率引き上げの後におきましては国際的に見て、車両、燃料、両方にかかります税負担の総合で日本が特に重いというふうにはないというふうには考えております。

○玉置委員 重いというふうには考えてないということでございますけれども、重いか軽いかというのは買入人の立場というのもあつてちょっとわからないのですけれども、ただ単純比較をしますと若干高いような結果が出てくるように思ひます。

そこで、いま小型車のお話を申し上げましたけれども、日本の小型車の定義というものは一応寸法、排気量というふうな規定をされております。ところが外国から入った車を見てみますと、車体寸法はまちまちで排気量もまちまちである、両方あわせると日本の車種の区分と相手国で通用している区分と大変異なつてきているというのが実態だと思ひます。現在自動車貿易摩擦というものが大変出ておりますけれども、その中で特にアメリカの車を取り上げてみた場合、あるいは欧州の中で車体寸法は小さいけれども排気量が大いというふうなものもございすし、さういふものを見た場合に、日本の車は規定どおりその範囲で合うようにつくられておりますけれども、外国の車は自分の国である程度消費をされるということで、どうしても自分の国が中心であります。そこで、今回大型車の物品税も上げられ、さらには小型車も上げられているわけでございますけれども、特に大型車の物品税について、これはアメリカからの輸入に大変影響するといひます。この物品税の値上げといふことはなく、現在のアメリカの車を輸入しているのには税制が大変障害になってい

四四・三、小型乗用が五五・七ということで、輸入車につきましてもやはり小型化という傾向はあらわれておるうかと思ひます。その普通乗用車の中でアメリカ車とその他の国、欧州車とを比較して分けて考えますと、五十年には全体の普通車はいま申し上げました二万二千八百八十八台でございますが、その中でアメリカ車が一万六千三百七十台、その他の車が五千八百八十八台、構成比がアメリカが七三・八、その他の二六・二でございますが、五十五周年で申しますと米國車は一万六千八百八十五台、その他の九千七百七十四台、合計一万九千八百五十九台で、構成比は五三・八対四六・二というようにその他の國の車の割合がふえておるといふのが実情でございます。

○玉置委員 私がお聞きをされているのは、現在いろいろ貿易摩擦の話が出ておりますけれども、そういう動きに対して大型車の税率引き上げというものが影響するのではないか。貿易摩擦に影響するといふのは言い方は変ですけれども、逆にこういう時代から上げられないのではないかな。国内の普通車の台数を見てももうごく微々たるものでございますから、特にアメリカ車が普通車の対象になって見るといいのではないかな。そういう面から見ると物税引き上げというものは大變アメリカを刺激することになるのではないかと、うことなんでしょうけれども、いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 アメリカ側と申しますか、これは民間、政府両方でございますがいろいろな言い方をしておられます、一つは、二本立ての税率になっております。大型車は本則三〇、特別措置で二〇ということになっております。それから小型車は一五でございますから、そういう一五と二〇という二本立てが多いのは大型車の多いアメリカに対する差別ではないかというお話。それから二つ目に、両方とも二・五%ずつ今回引き上げを御提案しておられるわけですが、そうなりますと大型車は課税標準が高いからしたがって税負担の増加額が大きくなるじゃないかというのが第二。それから第三に、さっきも御説明した数字でもあ

らわれておりますように、日本国内における米國車の販売が低迷しておるからアメリカ車について税率を引き上げると輸送力という点から余地が少くないのじゃないかという問題。四つ目に、これは日本の消費課税はすべてそうでございますが、課税標準がCIFによつております。それはどうも國産車は蔵出し価格であるのに比べてCIFとなると運賃から保険料までもう一遍それに物品税がかかるのは不合理ではないかという問題。大まかに申してその四つくらいにならうかと思ひます。

私も、二本立て税率と言つておりますけれども、これは何もあえて乗用車だけやっておるわけではございませんで、テレビでも二十七インチまでは一五%、二十七インチを超えますと二〇%という二段階の税率を使つております。モーターボートですと三段階の税率を使つております。それから冷蔵庫などでも百七十リットルまでは一五で百七十リットルを超えますと二〇という税率を使つております。そういうふうな二段階税率を使ひまして購入者の担税力に応じたいきめ細かい負担を求めるといふのが物品税の基本的な考え方、その範囲内の問題でございます。大型車はあえてアメリカ車ばかりではございませんで、このごろ日本、國産車でも大型車はかなりふえてきておりますから、それらについても等しく二一・五、今御提案しております改正が通りますとそういう税率が適用されるので、内外差別の問題というのは全く誤解に基づくものだと思います。

二つ目に、二・五%ずつ上げるとしても輸入車が高いから税金の負担は大きいんじゃないかという点でございますが、これは実は横浜なら横浜渡しのCIF価格にしますと日本の工場の蔵出し価格よりも低いのでございます。したがって、これは一例をとつて計算しますと米國車の二・五%の税率引き上げによる負担増加は三万円ぐらいで、國産車ですと五万円ぐらいになるわけでございます。そういう意味で増加額はアメリカにとつて不利であるということも事実の問題としてはない、むしろ違つておりますのはデーター・マージンそ

の他だと思ひます。それから販売低迷の問題はいまここでなかなか論議したしかねるわけですが、私も税制によつて、税負担の差によつてそういうものが導かれていゝというふうには考えておりません。

それから課税標準でございますが、アメリカの製造者消費税は、輸入品は輸入車の販売価格を課税標準としておるわけでございますから、したがつてデーター・マージンというものの課税標準に入らるわけでございます。日本はCIFで、そこは国内の流通過程を打ち切つておるわけでございますから、アメリカの製造者消費税に比しますと日本の物品税のCIF課税標準というものはより低い課税標準をとつておることには一つ言えると思ひますし、物品税に限りませず、酒でございますけれどもそのほかの内国消費税はすべてCIF価格を標準として従価課税をしていゝわけでございますから、それはあえて物品税だけの問題ではない、こういう見解を持つておる次第でございます。こういうことをアメリカに対して私どもの段階でも十分説明を申し上げておりますし、今後とも先方の御理解を深めるように努力をしてまいりたいと思つております。

○玉置委員 いまのお話を聞いておりますと単純にいろいろ個々に見ていけば非常にバランスのとれているようなニュアンスがあるわけですが、しかし現在の貿易摩擦、先日もお伺いしましたが、認識が大變甘いのではないかと思つておるわけですが、たとえば昨年自動車あるいは家電、繊維、この三つの業種が大變な伸びを示して何とか日本経済は持ちこたえてきた。そしてこれに入つたといふと、たとえばECの代表団が来られるとかあるいはアメリカの貿易代表が来る、そういう個別の動きが大變高まっております。そういう中で特にこれから先、その貿易摩擦がさらに個別の品目別にいろいろな形で規制をされてくるような、いわゆる押しつけられるような形にことしはなるのではないかと、思つておるわけですが、そういう状況から見て、いまの個々に見た場合にCIFあるいはデーター・マ

ジン等も含めて考えた場合には、確かに制度としては日本の国内とバランスがとれていゝところとも言えると思ひます。しかし本来向こうから来るならば、ではFOBでやるべきだとかいろいろあるわけですが、そういう問題ではなくて要するにいまアメリカ車が売れない、特に普通車が売れない、小型車は伸びがなかなか思ふように伸びないという状況の中で、たとえば日本が税制面で特に考えてあげましようとかそういう姿勢を示さなければいけないときではないかと思つておるわけですが、ところがアメリカのまだ台数的には多い普通車の税率を、従来五%高いわけですが、それでもそれを一律で大型、小型ともに二・五%に上げる、そのところに全部含まれてしまつていゝ。だから二・五とかそういう数字の話ではなくていまの情勢でさえも大變敏感な情勢になつていゝ。それにもかかわらず平気で一括で上げられる。これはやはり國際情勢に対する大藏省の認識が甘いのではないか、そのように思つておるわけですが、それと、先日から議長裁定の際いろいろ話が出ておりましたけれども自然増収、これに対して当初は五十五年度それが悪くなつてきて落ちる。それがだんだん見通しが悪くなつてきて落ち込んできた。五十六年度は後半またよくなりますよという非常に樂觀ムードがあるような気がするわけですが、主税局長にばかりお伺いしていると、なんですから政務次官、大藏省として、先ほど申し上げました自動車問題というのは一つの例です。から、いまの貿易摩擦に対して現行制度あるいは姿勢としてやはり考えていかなければならぬ、私はそういうふうな思つておるわけですが、それと、自然増収でもことし、五十六年度本当に大丈夫かなという気持ちもするわけですが、そういう面から見ても、これから國際情勢あるいは經濟に機敏に対応する大藏省という姿勢が欲しいわけですが、政務次官としてのお考えは、いかがでございますか。

○保岡政府委員 先生がいろいろ議論の前提として御心配のように、日本という國は貿易によつて

生きていかなければいけませんから、先進諸国の利害関係もなかなか厳しくなってきたとおもうことで、いろいろな貿易摩擦も生じてきている、あるいはこれからの懸念される状況でありますから、政策というものは常に総合的に整合性を持っておこななければならない。そういった意味では、税制を考える際にも税制それ自体の理論というものを越えた判断もまたあるかと思ひますけれども、先ほど来主税局長が御説明申し上げておられる、今回の改正については、税法そのものの考え方としてはきちっとしておる、こういうことで御理解いただきたい。そして、先生の御議論を十分今後踏まえて対処してまいります、今回の税制改正についてはそのようなことでございまして、米國にも十分その事情を説明して、これが貿易摩擦につながらないように大蔵省としても細心の注意を持ってやってみようと思ひます。

○玉置委員 本當を言うと、そのほかいろいろな消費税関係も聞いていきたいのですけれども、あと五分しかございませんので、現在物品税の審議の過程の中でも、本来の目的に合わない課税対象物件というものがかなりあるのではないかと、ふいに、私だけではなくて各党の方が言われておりました。本来の法律の趣旨に合わない物、これは単純に考えれば、その書いてあること自体無効ではないかというふうに思ふわけですが、それはともかくとして、まず現在の経済情勢、そして社会情勢といえますが生活レベル、この辺から見ても見直していただきたい。そして、前回大幅に改正をされた昭和三十七年、これが来年になればもうまる二十年になるわけです。そういうことも見て現在の物品税というものは変えていかなければならないのではないかと思ふわけですが、けれども、そんなことを言っていると時間がたつて……

そこで、今回の物品税を引き上げられます際に、前回の酒税も同じでございすけれども、手持ち品課税という方法をとられるという話を聞いております。出先機関の方が大変手間を

かけて一軒一軒調べながら、少し多いかわかりませんが、ともかく税収を確保するというところでございす。しかしこれを考えますと、現在行政改革、いかに仕事の合理化をやるかということを進められておられる中、出先で、毎年物品税が変更されるということであれば、その分を予定して、人を配置しておかなければならないというところもつながるわけです。これは大蔵省も最近ようやく必死になって進めておられます行政改革の動きに逆行するのではないかと、そのように思ふわけですが、行政改革という面から見ると、手持ち品の課税についてどのようにお考えになっておられますか。

○高橋(元)政府委員 これはもう御案内のとおり、手持ち品課税をなぜやるかというところは、資力の大きい業者がたくさんのストックを抱えて、それによって増税後一般に商品の価格水準が上がりますと、増税がなかったに比べてそれだけの利益を得ることができ、そういう課税上のアンバランスというものを阻止するといひます。か、回避するために設けられておるわけですが、そういう意味で言ひますと、手持ち品課税というものは流通の実態、通常の方々の流通在庫といひものを越えすぎた在庫につきましても、それを越えておるわけですから、すべての業者の方にそれが及ぶということではないようでございます。対象場数、臨場場数といひものをいろいろ考えてみますと、大体六割のところに臨場いたしまして、ことしの五月と十月と二回で大体一万三千人日ぐらい事務的に手数が要るかなということでございますが、それは国税庁の事務計画の中で十分可能なことでございすし、むしろ申し上げておられますように大体価格にして二千万円ぐらいを超えます物につきましても手持ち品課税を行うというところでございすから、課税の公平を保つという意味で、この制度は今回御審議をお願いしておるわけでございますし、今後とも税率改正の際にこの制度を欠かすことはできないのではないかと、この考え方を持っております。

○玉置委員 物品税というのは消費者負担ですから、小売段階でかけられるというのが本来であると思ひますけれども、便宜上蔵出しで一律にほとんどやられておる。そういう状況から見ると、手持ち品課税だけは一生懸命さかのぼって調べていくというその考えが、ちょっとそのときどきいかに多く取るかということに終始をされているような感じを受けるわけです。できるだけ一本の制度でお願いをしたいと思ふわけですが、

時間がないので、もう終わりますけれども、今回の物品税の引き上げあるいはほかの印紙税その他見ても一律引き上げということでございます。経済構造から見ると、確かに生活力といひますか経済規模、それそれ底辺におられる方に若干負担がふえる、率からいって。そのかわり買われる方も少ないだろうというのが大蔵省の言ひ分でございます。しかし現在の税制自体大變不公平感があるといひことが言われております。大蔵省はそうでないと言ひても言われておるの事は事実でございます。そういう面でも単純な引き上げではなくて制度を超えた検討といひものをお願いをしておきたいと思ひます。まあ来年度、大變重大な法案が出てくるように聞いております。そういうときにやはり打ち合わせはなくて、大變おいしいあめの部分も準備をしていただきたい、かように思ひます。

私の質問を終わらせていただきます。

○綿貫委員長 平林剛君。

○平林委員 昨日、与野党の話し合いがございまして、所得税減税の問題について一定の方向が出たことは御承知のとおりでございます。

そこで、きのうは「財政法第六条の特例を設け、五十五年度剰余金は、その全額を所得税減税に充てる。」これが第一項目でありまして、第二項目は「右の措置は単年度限りとし、議員立法を以て措置する。」こういうふうな話し合いがついたわけでございますが、この二項目の合意に対して大蔵大臣はどういうふうな立場で協力をするかというのをまずお尋ねしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 かねて私も持論を申し上げてきておるわけでございます。しかしながら一方、國権の最高機関である国会において議長裁定がなされたわけでございますから、主張は主張として、その裁定については忠実に履行をしたいというのが政府の考え方でございます。

○平林委員 たとえば昭和五十五年度の予算執行に当たって、期日は三月末日までですから期間的には少なくなつてまいりましたけれども、歳出の問題においても節約できるものがあればこれを節約していくというようなことがこうした最高機関としての国会の問題の処理に当たつて政府の協力し得る一つの分野だと思ひます。こういうことについてはどういふ措置をとるつもりでございすか。

○渡辺国務大臣 ややもするといふと、いままでは役所というものは情性で、せっかくなつた予算だから極力使わないと来年度予算を減らされちゃうというムードがあるんですね。そういうことはいけませんよ。こういうふうな非常に借金をしなければやらない情勢のときですから、仮に予算が決まつておつても、それは残しても悪いといひことはないんだから、節約によって極力予算は残してもらうように各省庁にも言つておるところでございます。

○平林委員 それからも一つ確認をしておきたいことは、私今度の所得税減税に関する与野党の折衝の経過を見ていますと、議長裁定が出されてから今日までの動きの中に、どうも大蔵省の協力といひますか、この問題に関する積極性が余り見られなかったという印象を私は受けておるわけですが、まあ苦しい財政再建をやろうとするときだから減税の方は勘弁してもらいたいと言つて逃げ回つてきたんだからあたりまえといひえあたりまえかもしれませんが、一たび議長裁定が出されて、そしてそれが与野党の合意という形で処理された段階においては、多少自分の考えがあつてもそれに協力するという態度があればもうちょっと早く解決したんじゃないか、一半の責任は大蔵省にあ

りはせぬか、私は実はそういう感じでながめていたわけでありませう。

変なことやうな思われるかもしれないけれども、たとえばこの間、ここの税収はどうか自然増収があるところか足りなくなるぞといううな説が流れてきて、私の承知しているのは二千四百億円も足りぬぞといううな説がどこからともなく流れてくる。これはもしそういう解説が大蔵省側から流れているとすれば問題だ。なぜ問題かという、これだけの今後の歳入というものが予想されますからその裏づけとして先般国会に補正を提出された。それがきのう、きょう成立したかしないかのうちに、かなり大きな金額のむしろ減収になるんだといううなことが流れるということはまことに不可解である。こんなことは、国会で補正予算を審議し、これを成立させた者に対して危惧の念を抱かせる。そのこと自体財政の裏づけについて問題があるということになるのである。まして、こんなことをもし仮に大蔵省の関係者が牽制する意味で流したとすればまことにもののはかである、私はそう思ったのです。まあ幸いにしてそうでなければいいわけですが、もしそんなことを大蔵省当局から意図的に牽制的に流したとすれば、そんなことは公式の席では許されないうね。大蔵大臣も見通しの誤りを認めて頭を下げるか、関係者は腹でも切らなければいかぬ、こういうことになるわけですが、こんなことはどうだったのでしょうか。

○渡辺国務大臣 そういうことを意図的に流したという事実は聞いておりません。ただ、一般に発表しているように、税の進捗割合等が思ったよりちょっと前年よりも低い。そういう心配をしておるといふ話は聞いたことがありますが、これもしかし三月の決算状況を見ないと何とも實際は言えない。見積もりの話でございますから何とも言えない。われわれとしては大体とんとんにくのじやないかということで補正予算をつくって出したわけでございます、それ以上のこととは何とも申し上げられない、現在の時点はそういう状況であります。

ります。

○平林委員 大蔵省も心して、そういう発言をするときには注意をしてほしい。少なくとも国会に對して補正予算を提出した以上、その裏づけとなる財源に相当な穴があきますよなといううなことをこの段階になつて言うことは避けなければいけない。少なくとも三月決算を終わってみなければわからぬことですから、それをあたかも相当額がかえつて減収になるんだといううなことを言うのは心しなければいかぬ、私はそう思うので注意をしておきたい、こう思うのです。

そこで、きのうの一項目の中には、先ほど私読み上げましたように「財政法第六条の特例を設け、五十五年度剰余金は、その全額を所得税減税に充てる」と書いてある。さてそこでこの剰余金の問題です。私ら一般的な解釈といたしましては剰余金というのは、税の自然増収、二つ目には不用額、それから予備費、こういうもので、あと財政法に規定された特例がございまして、その二分の一というふうな理解しておるのであります。が、今回は特例を設けるということになりますから、この三つの合計が剰余金というふうな理解をしておるわけでありませう。この点についての確認を求めたいと思つておる次第でございます。

○渡辺国務大臣 これは国庫の最高機関で決めることでございますから、どういふふうな法律ができるのか、私どもの方が積極的にそうしるといううことではないのでございまして、議長裁定に従つて各党間で話し合つた結果何か法律をこしらえるといううことでございますから、できた法律に従うといううかははかないといううことではございませう。それ以上のこととは申し上げられないです。

○平林委員 たとえば去年は予備費と不用額と自然増収の合計額が七千八百億円あつたのです。そこで財政法第六条の特例に基づきまして国債償還その他を含めて五千七百八十億円差し引いて余つたのが二千億円といううので、五十四年度は二千億円剰余金というう形になつておるわけですから、私が確認をしたのは、この自民

党と野党全体とが合意をいたしまして「五十五年度剰余金は、その全額を所得税減税に充てる」ということでありませうから、いまのように昨年のうな例によつたのでは、これは国債の償還に充てるとかなんとかとなりませうと、金額がだんだん少なくなつてしまつておるわけでありませうから、確認をしておるのには、「その全額を所得税減税に充てる」という合意になつておるのです、それは十分承知してもらいたい。先ほど私が言いましたのは、いろいろの理屈をつけて非協力、消極的態度をとれば、どんな措置でもとれないことはいふ立場にありませうから、そんなことのないようにといううのを念を押しているのです。いいですね。私が言つたような「その全額を所得税減税に充てる」というのはそういうふうな解すべきだと思ひますけれども、それ以外のよけいな知恵はないですね。これでいいですね。

○渡辺国務大臣 よけいな知恵も何も、もう法律ができればその法律に従うはかはないということなんです。それは法治国家だから仕方のないこととす。

○平林委員 お立場上そういうことでしょうが、常識的な解釈でいいかないとまたこじれてくるといううことを私は心配しておるので、この席上で念のため申し上げておるわけですから、どうかひとつ国会で決められた与野党の合意という精神というものを尊重していくように希望したいと思ひます。

そこで、私は、実は今度の与野党の折衝、それから所得税減税に対する論争の経過を見まして、結局私も要求をいたしました根源といひます。カルーツは、三年間も減税しないという結果、国会の議決なしに予期せざる増税になつておるといううことですね。これは累進課税だからしょうがないといふ言へばそうだけれども、だんだんふえてしまつておる。こういうことに対しての問題点。それから、その結果、納税者の実質生活の切り下げといううことになりまして、国民生活を後退させておる、消費の面から考へてみても景気の停滞をを広げ

ていく、だから、せめて物価上昇分だけでも調整して、その分だけでも特別の措置をとつたらどうか、こういううな考え方から政府に対して要求をしてきたことは御承知のとおりでございます。つまり、その要求の根拠の中には、物価調整減税というものを制度化していったらどうかということが本当は先行しなければならなかつた。こういう例は諸外国にもあるわけですから、日本においてもそれはとれないことはないじゃないか、私はそう思うのです。たとえばイギリスには人的控除を前年における小売物価指数の上昇以上に引き上げるといううな所得税減税措置があるわけですね。それから、フランスでも、消費者物価指数の対前年比上年率が五%超になつた場合には、税率適用所得階級区分を当該上昇率に従つて改定をするという制度になつておるわけですね。それから、カナダにおいても、前年の十月一日から前年九月三十日までの各月の消費者物価指数の平均に基づいて調整係数を決定して、これに基づいて人的控除、税率適用所得階級区分あるいは子女税額控除を改定する、こういうふうなかなり前から法律によつて調整をする、場合によつては議会で調整措置の余地が残つておる国もございませうけれども、全般的にいてこういう措置が早くからとられておる。これはこれだけよきことか、それはできるとかできないとか、国会が議論することとなく、こういう物価調整減税措置が各国でもとられておるのだから、日本の場合には一体どうなのか、ここから出発をしないと政策論争にならなう。

そこで、この機会に大蔵省は、こうした物価調整措置がいま挙げたようにイギリス、フランス、カナダ等においてもとられておる現状にかんがみ、わが国もこうしたことについて取り入れる必要がありや否やという検討をすべきであると私は思うのでございませう、大蔵大臣の御所見を承りたい。

○渡辺国務大臣 それは一般論としての質問と私は理解いたします。一般論ですね。

今回のものはもうほぼ解決済みみたいなもので、それから、これについては私はどう言う気持ち持ちは毛頭ありません。まないたのロイみたいなものであります。ただ、一般論として、調整減税というのを入れている国もあると聞いております。しかし、これはインフレとの関係でございまして、どっちが勤労者のために役立つかというのとは問題だと私は思います。イギリスなどでは、今回の提出予算では、いま言ったような物価上昇率に応じた減税措置は今回は見合わせということを提案してかなり物議を醸している。新聞報道ですからわかりませんが、そういうようなこともあるようです。

昭和四十九年でしたかな、四十七、八年だったかね、狂乱物価のときに二兆円減税というものをやりましたが、あれはいま振り返ってみて果たしてよかったかどうか。インフレ対策として非常に問題があったのじゃないか。金融の引き締め問題、こういうことは後になってみないとわからぬことでは、やはりいろいろ分析をしてみなければならぬことではございます。したがって、問題は、インフレの程度という問題との絡みだと思えます。しかし、そうでないようなならかなるときならば、私は平林さんの説もいろいろじゃないかという気がいたしますが、それを恒例化するということについては、いまここで即答をいたしかねる、そう思っております。

○平林委員 このしのはことし限りの措置となく、それから、もう安心していいですよ。安心して寝ていい。私の言うのは、こういう経験を踏まえて、政策的に検討すべき価値があるし、検討すべき課題ではないかという問いかけなんです。それから、フランクに考えて、それを検討すると言っているわけですから、そこへ、こういう問題が提起されたのだけれども、おまえさん方ひとつ検討してくれ、こういう言い方もできるでしょう。そういう形で検討するでもいいが、私の提案は、この問題を政府においても検討したらどうかというこ

とを言っているわけですよ。

いまイギリスの例を言われましたが、イギリスの調整減税措置、ことしはちょっと取りやめというのの例が違うのです。一つは、イギリスにおいては二けたのインフレが続いているから、そのために特にそういう措置をとらうということなんです。だから日本の場合と違うのです。もう一つは、こういう措置を今度とつたのは、イギリスにおいては国民の生活水準というのは前年に比べると二％アップしているのですよ、実質生活水準というものが、だから取り得るという、つまりこれは政策なんです。わが国の場合には逆に実質生活水準が落ちているわけなんです。そういうときの条件とは違ふので、イギリスはだなんということではごまかされちゃ困るわけですよ、違うのです。これは政策的にそういうものが考えられないかということなんです。もう一度御見解を。

○渡辺国務大臣 私はあなたの言ったと同じことを言っているんですよ。それはいろいろインフレの問題等がありますから、いつでも恒例的にそういうことができるのは、これは問題があるでしょう。しかし、なだらかな場合、しかもベースアップが非常に少ないというような場合等いろいろ条件がございしますから、そういうような場合には考えられることではあります。それはせつかくの御提案ですから、法制化することがいいかどうかも含めまして十分検討いたします。

○平林委員 それでは次の問題に移ります。もう一つは、前から質問しようと思って資料を抱えているうちにだんだん時間がたつちやつて少し時期おくれになつちやつたんですが、景気の総合対策と公定歩合の第三次引き下げの問題について聞こうと思つていたんです。ただ、経過しましたからそれはカットいたしまして、当面ちょっと大臣にお聞きしたいという点だけをしばらく質問したいと思ひます。

公定歩合の引き下げが行われたのであります。先回の公定歩合引き下げのときの追随率を見ましても、非常に反応が鈍いんですね。私が大蔵

省に調査をしてくれと言つて、貸出約定平均金利の推移というのを見まして、先回の公定歩合の追随率を調べてもらったのでございますが、全国銀行で平均いたしますと四二・九％なんです。都銀において五四・三％、それから地銀において三三・九％、相互銀行においては二八・七％です。信用金庫におきましてはゼロなんです。つまり、公定歩合が引き下げられまして、実際の金利というものは、この追随率の実態から見ましても、果たして公定歩合の引き下げは何をねらつたのか、いまのような追随率の実態から見ると、たとえばいまの景気の最大の問題点が中小企業という問題にあるとするならば、少しもそういう面では効果がなないんじゃないのか。中小企業の分野では総体的に経営条件が逼迫をしておいて、これを主に担当する金融機関においては追随率が非常に低いわけですから効果がなないんじゃないのか、私はそういうふうに思つてござい

ます。

そこで、こうしたことについて大蔵大臣は、公定歩合の引き下げが果たして中小企業の分野に効果があり得るかどうか。政府の方で言いたいところ、いや今度政府関係金融機関の方では率を引き下げることにしましたと、こう言うかも知れませんが、中小企業分野に貸し出す全般のシェアから見れば、政府の三機関の分野というのはそんなに大きくないわけではありますから、これはちょっとないよりはましでありますけれども、実態から見ると影響は少ない。こういうことから考えまして、大蔵大臣はどういうふうにお考えになつておるか。

○渡辺国務大臣 それは計数的なことは過ぎてみないとなかなかわかりませんが、わかりませんが、私はかなりの影響があるんじゃないか。きのうの新聞等にも出ておりますが、ある銀行の試算では、中小企業あるいは中堅企業、大企業というふうなことに分けて増益効果というものを計算してありますが、三％とかあるのは四・八％とかいろいろ言つてます。言つてますが、やはり中小企業等

は借金をしておりますから、公定歩合が下がり預貯金金利が下がるということになれば、貸出金利も当然下がるようになるのはあたりまえでございますし、そういう意味では借金を多く抱えている人の方が借金のない人よりも効果があるというふうに見るのが私は自然ではなからうか、さように考えます。

○平林委員 まあ理屈はそうなんです。理屈はそうなんですけれども実態はそうではないということをお私に言いたいのです。いま、この間の公定歩合の追随率を見ましても、比較的中小零細企業等の融資を担当しておられる金融機関におきましては追随率が低い。信用金庫はゼロだ。これは私は、貸出金利と預金金利とのずれもそうでございますけれども、同時にそうした中小金融機関の経営状態は非常に悪い、下げたこともなかなか下げただけの余裕がないということが実態なんじゃないのかと思つてます。そこで心ならずも下げることはできない。逆に景気がふくらんでおりますから、いままでより金利を高くしてもらわなければ困るというところさあるわけですね。中小企業の方は時間をかけて手回を上げて頭を下げて借りるよりも、いままでお世話になつた金融機関からお借りした方がいいから、ちょっと下がらなくてもしょうがないわいということでは借りていてというのが実態のようではあります。ですから、あなたの言うような理屈のようにはいかないのです。その実態を見てどうするかということをお私に問題にしているわけです。

○渡辺国務大臣 それはせつかくの景気対策をやるわけですから、極力その効果があるようにいろいろな手を講じていかなければならぬ、そう思つております。ただ、いま御指摘のように中小の金融機関の方が経営状況がそんなに豊かでないというところもこれは事実です。事実でございますが、公定歩合が下がつて預金金利の引き下げが行われるという場合には、私は中小企業もその恩恵を受けるのは当然だし、また全体の資金量のうち、中小企業向け融資というのは十年くらい前は

四〇%台ですが、現在はすでに六〇%ぐらいになつてゐるという状況から見て、私は以前よりも効果が大きくあらわれるのじゃないか、そう思つておられます。

○平林委員 結局、一つの公定歩合政策をとるときに一体どこに影響が大きく、どの方面は大したことないかというのを考え、その比較の上において政治をやらせんと、一つの金融政策をとりましても経済的にはきつめて不公平ということが起こると私は思うのです。そういう点がないように配慮するということも大事なことで私は思つておるわけなのです。ですから、この間も大臣に對して、金融機関というものは、こういうような公定歩合を仮に一%下げるときにはどんなふうな結果になつていくのか、産業はどんなふうなメリットを受けるのかということを検討して、われわれの判断に資するような資料を出してくれと言つたら、いまはつきりしないから決まつたら御説明をした。なかなか来やせぬです。そういうようなことが、私のところになかなか来れないという理由は、いまのようなことが一般の調査によつてもかなりはつきりしてゐますから来れないのじゃないかなと私は思つたのですけれども、大蔵省はそうしたことにもどうもびんときていないのじゃないかという疑いも持つてゐるのです。

これはある新聞ですが、こう書いてあるのですよ。これは私興味を持って読んだのですが、ある新聞のコラムに「公定歩合はいま七・二五%である。その七・二五%で日銀から金を借りられるのは、一握りの大銀行だけである。大銀行は預金吸収力より貸出需要の方が強くて、常時金が不足しておるから、最終的に不足する金をコール市場から借り入れ、日銀からの借り入れで賄つてゐる。コール市場では、現在八・五%は出さないと借りられないのだから、大銀行は日銀から金を借りると一・二五%だけ得する。預金集めに苦勞するよりも、日銀から借りた方が得なのである。銀行ではこういうふうにして、公定歩合が引き下されれば日銀から借りられるわけですから、相当有利な立場

に立つ。ところが、いま私が問題にした中小金融機関の方はこういうことがないわけですから、そこに大きな銀行と中小金融機関との間に収益力の格差が出てくる、こういうことが起こるわけですよ。こういうことに対してどういう措置をとるべきか、私はそれを聞いてゐるわけです。

○渡辺国務大臣 公定歩合は、御指摘のように日銀が銀行等に貸し出す場合あるいは手形等を担保に貸し出す場合のレートでございますが、それは全体のシェアからすると貸出金額、資金量の中では非常に少ない金額だと言われております。したがつて、公定歩合の意味というものは、それ以上に全体に對する貸出金利というものの影響を及ぼすその影響力の方がむしろ大きいと理解をいたしております。

○吉田(正)政府委員 ただいまの大臣の答弁でちょっと補足させていただきますと、コールと公定歩合の関連のことをお尋ねになつておられました。日本銀行の場合には、金融機関の資金の過不足を見まして貸し出しを決めてゐるわけでございます。そこで都銀の場合には、どちらかといひますと資金不足の状態が続きますときには日本銀行もそれに貸し出ししておりますけれども、中小機関の場合には大体においてコールの出し手というやうなことでございまして。ただ、日本銀行から聞きますところによりますと、日本銀行は都銀だから貸す、中小だから貸さないといふことではなくて、中小の場合にも不足がある場合には、つまりマネーポジションの場合にはそれに対応して貸すといふことで、これは金融機関の資金の余剰分、不足分、それによつて違ふという点がありまうことをちょっと補足させていただきますたいと思ひます。

○平林委員 しばらく大臣が中座しましたから、銀行局の方にちょっと私は聞きますが、公定歩合の引き下げによる収益への影響といひますか、これについて、この間一般の新聞を注意深く読んでおきますと、住友銀行が今回の公定歩合の引き下げに伴う措置によつて企業収益に与える影響を試

算をした。この企業の収益にどのくらいの影響があるかということによりますと、上期で二千四百七十六億円の改善になる。もちろんこれは自分でも支払い利息の軽減額、いろいろなものもあつたり、受け取りの利息の減少額などを差し引いて上期で二千四百七十六億円だといふやうな試算が出ておられます。

それから日本経済新聞社の経済に関する総合データバンクシステムで試算をしたところが、各企業に細かくどういふ影響を与えるかといふのが出されておまして、これによりますと、たとへて言つて公定歩合が一%引き下げられるといふことによつて三井物産は七十一億円、三菱商事は五十億、丸紅は四十五億円といふやうな形で、もちろんプラスですけれども収益に影響がある。

いろいろ発表されておるのですけれども、私の言いたいことは、もちろん経済企画庁の分野もあるかもしれないけれども、大蔵省においても、せめて金融機関には追隨率の状態においてはこのくらい滞留があつてそれは銀行の経営にはプラスになるとかといふやうなことを絶えず検討してゐて、それでわれわれが質問したら、こういう程度で影響はありますといふことくらいは報告できるやうにしておいてあたりまえじゃないのかと私は思つてゐるのですけれども、なかなか理屈を言つて出してくれないのです。こういうことはやらないのですか。やつてゐるのですけれども発表しないのですか。私はいつもそれを疑問に思つておるわけですよ。どうなんですか。

○吉田(正)政府委員 公定歩合の引き下げがどの程度企業の利益あるいは追隨率に出てくるかといふ御質問であり、かつそれについて始終調査しておるかどうか、こういうことだと思ひます。

基本的に申し上げさせていただきますと、公定歩合の引き下げが、たとへば貸出金利の引き下げを通じて企業金利負担をどの程度軽減させることになるかどうかといふやうな点についてはなかなかむずかしい、私どもは先を見通すことはむずかしいといふやうに考えております。それが

かなり効果があるだろうとかといふやうな見通し的なことは考えられるわけでございますけれども、これを正確に国会で申し上げられるとか、そういうやうな点では、きつめて不確定ないし不透明な要因が多くて申し上げにくいと思ひます。

たとえばそれには三つくらいございまして、一つは各種の長短金利水準がどういふやうに変わるかといふことでございまして。公定歩合が決まりましても、まず短期プライムレート、それから市場で長期プライムレート、それから何と申しましても預貯金利がどのやうになりますかといふ問題がございまして。それから長期債市場がどのやうに反応していつて、その結果、どのやうに長期金利が決まつてくるかといふことでござい

それから第二番目には、企業金融資産がどのやうになつていくか、その金融資産といたしまして、債券を選択するか長短の預金を選択するか、それからそれに應じて負債の構成も変わつてくるわけでございます。

それから第三番目に、金利低下のテンポというもの、これは経済全体の動きと関連いたしまして相互に関連するものでございまして、そういうことで金利低下のテンポといふこともなかなかわかりにくいといふやうなことがございまして、そこら辺はきつめてわかりにくいと思ひます。特に、今回公定歩合を引き下げたばかりですべての要素がこれから動いていくといふことでございまして、いまの段階で何か確定的なことを申し上げることは非常に困難である。ただ過去の点についての分析その他については申し上げられるのですが、そこら辺が大変むずかしいといふことでございまして。

○平林委員 いまのことは私ももちろん前提に置いてゐるのですよ。大蔵省銀行局からその正確なものを出さないといふたつて、そんなのはできないといふのはわかつてゐるのですよ。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

それで、いまのようないろいろなファクターが決

まらなければつきりしないということもわかるし、仮に経過してはつきりしても、なかなかすべてをきちんとしたようなものは出せつけないことはわかっていいます。私の言いたいことは、おおよそでもいい、よその金融機関の調査機関ではこれだけのことができるのに、あなた方は何もやらないのですかということをやっているのです。

それからもう一つは、そういう変動の予測というものを付記して、これこれでございますといううなやり方だつてあるんだ。ところが、そういうものを含めて持つてこないから、私言っているのです。いまあなたのお話だと、つまり過去の分析については大丈夫だ、じゃ、その過去の分析だけでも、大蔵省としてはこんな程度のことではやっておりますということ、ひとつ証拠として示してください。わかりますか、私の言っていることは、そのことだけでも、それでは過去のことでもいから、あなた方はどんなことをやっているかということ、私確かめてみますから、資料として提出してはしい。いろいろな不透明なところや不確定なところはつけ加えたていいのですよ。それはこういうわけだということを書いておけばいいのですから。あなた方がどの程度のこととをやっておるか、私はそれを確認したいと思うから、それを提出してくださいね。

○吉田(正)政府委員 過去の公定歩合の引き下げの効果につきましては、ある程度、たとえば企業収益に關しましては法人企業統計のどこまでの法人に限るかという限定、それから公定歩合の場合ですと、たとえば前回の引下げの場合でございますと、前回の公定歩合の引き下げの効果が全部出尽くしているとはまだ私も考えておりませんので、それが過去の実績でたとえばどの程度出るかと、そういうような前提を置きました上で、これはきわめて大胆な前提でございますけれども、そういう大胆な前提を御了承いただいた上で、先生の御資料として内々お持ちすることは可能かと思っておりますが、大胆な前提でございます。

す点はどうぞお許しただきたいと思っております。

○平林委員 大臣がいらないから、もう一問よけいなことで、これはうんと常識的な問題なんですけれども、伺いたいと思うのですが、きょうは銀行局長はいないですね。

○大原(一)委員長代理 来ておりません。

○平林委員 では、引き続き質問します。

公定歩合が引き下げられてこれが貸出金利に連動する。違いが今度はあつたようだけれども、しかし景気総合政策の一環として公定歩合の引き下げが行われた結果、国民つまり預金者はどうなるのかというのが素朴な質問なんです。つまり消費者物価は依然として高い水準である。したがって、実質生活の水準というのは低下しておる。これに対して減税なんというのははしない。今度は少しするということですが、これはほんのちよっぴりである。その上貸出金利が引き下げられて、預金してある者はその分だけ目減りする。これについてどうしてくれるのですかという答えがなないので、私はそういう意味で、これはどうしてくれるのですかということ、もし一般の国民つまり預金を持つている人たちが問われたら、何と答えたらい。これについてお答えいただきたい。

○吉田(正)政府委員 預貯金利が下がっている、まだ決定されておりませんが、下がっただけで、それが預貯金利者にどういふ関係になるかという御質問かと思ひます。

私も預貯金利を下げます場合に一番気にしております点は、まさに国民資産の中の預金の利子というものがどのようになっていくかということ、先生御指摘のとおり重要な問題であらうかと思つております。でございますから、預貯金利を下げる場合には、その結果どのような形で国民にリターンされていくか、その預貯金利の利下げがどの程度国民の利益になつてリターンされていくかということが非常に重要だというのが先生の御指摘ではないかと思うのです。これは預貯

金利が下がることによりまして、それに対応して貸出金利が下がることによりまして景気の維持あるいは下支え、どちらかができることによりまして、国民所得の増大あるいは景気の下降を防ぐというふうなことで、全体として雇用水準が上がる、あるいは所得水準が上がる、その結果預金もまた可能になるというふうな意味で、マクロの意味におきまして預金者の利益をそういう形でリターンしていくということではないかと思つています。また、このごろ預金者の中におきまして、たとえば個人消費のところでございますけれども、消費者ローンということで国民もこのごろは預金者だけではなくて、貸出金利の引き下げを享受している面がございます。両面を兼ね備えてきているような面がございます。そういう点でたとえば全体として金利が下がってくる。それに伴つて、住宅ローンなどもそれを反映してある程度下がるというふうなことを通じましてまた一つの利益もあるか、かように考えていますが、全体としてはマクロに金利政策を考えていくべきものだといふふうに認識しておるわけでございます。

○平林委員 いずれにしても回りくどい説明で、余り説得力がないですね。私はそういう意味ではこの公定歩合引き下げについていつも繰り返して主張しておるのですが、政府が金融政策をとるときに、置き忘れられた視点にぜひひとつ注目をして、これに対する配慮も加えながら金融政策をとつてもらいたい、こういうことを要望しておきたいと思ひます。

大臣が戻つてきたから、今度は大臣の方の質問をします。今度はちょっと方角を変えて、アメリカのクライスラー社が経済危機に陥りまして、その再建を図るためにアメリカ政府のクライスラー融資保証委員会が四億ドルの追加融資の保証を認めるかどうかというその動向が注目されていたことは御承知ですね。

クライスラー社が倒産するかどうかという問題は、アメリカの自動車業界の大問題であると同時に、日米の自動車摩擦へのね返りやクライスラー社と提携しておる三菱自動車工業の経営にどう影響するか、いろいろ問題がありまして、一般の新聞でも大きく報道しており、私も注目をいたしました。(私語する者あり)——ちよつと静かにしてもらいたいですね。

私がここで取り上げたいと思ひましたのは、このアメリカのクライスラー融資保証委員会が追加融資保証の条件として、クライスラー社に対する金融機関の譲歩、つまり債権の切り捨てがどうなるのか、あるいはわが国の金融機関の三菱銀行初め七行が相当な損失を受けようだというようなことについてお尋ねをしたいわけでございます。別に私、金融機関の経営の心配をしているわけではございません。ただ、日本の金融機関の損失はその金融機関に預金している人の損失でもあると考えておるからでございます。その点は誤解のないように願ひたいと思ひます。

ただ、最近の新聞報道によりますと、三菱銀行初め七行は、債権の一部切り捨てを含めた金融支援に同調するという結論を出して、それをクライスラー社に連絡をとつたという報道がございます。この結果、邦銀七行の実質的損失といひますか影響というものは一体どんなふうになるのだろうか、この点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○大場政府委員 御指摘のクライスラー問題でございますが、アメリカ政府の保証枠は十五億ドルでございます。すでに八億ドルはこの保証を実行しております。今回問題になりましたのは残りの七億ドルのうち四億ドルということでございます。この四億ドルの保証を米政府がするとの条件をいたしまして、一つは金融機関の協力、第二は労働組合の協力、第三には下請業者等の協力、こういうことでございまして、その総額は約二十億ドルくらいになっております。

金融機関につきましては、アメリカの銀行、

ヨーロッパの銀行、日本の銀行、すべて同様でございますけれども、債権の半分は優先弁済の債券に充てて、それから残りの半分は第二抵当権をつける。第一抵当権は当然アメリカ政府の保証の方にあります。ただ、その五〇%のうち三〇%はクライスラー社のオプションによりましてクライスラー社が買い取ることができ、こういうような取り決めになっております。これを日本の銀行を含めてアメリカの銀行、ヨーロッパの銀行がすべてこの四億ドルの保証をする、こういう状況になったわけでございます。日本の銀行も実はこの案に乗るかどうか、つまり米国の銀行、ヨーロッパの銀行と一緒にその仲間入りするかどうかというところは、いぶん考えたようでございすけれども、去る二月二十七日に、同じ条件で協力するという態度を決めたようでございす。なお、日本の銀行のこの対象となります債権額は二億ドルでございます。

○平林委員 クライスラーの経済危機という問題は、自動車産業のことだから通産省の話というふうには受け取られがちでございますが、この問題は日米の貿易摩擦から日米外交の重要な議題に波及するのだという報道もございまして注目をしたわけでございます。同時に、いまいち金融機関の債権問題にまで発展をしますと、大蔵省も無関心ではいられないことになるわけでございます。

特に私はこの問題のいままでの推移の中でちょっと釈然としないものがありますのでお尋ねをしたいのですが、大蔵大臣はレーガン大統領の就任式に出席するためにアメリカに行きましたね。そのときに、リーガン財務長官初めストックマン行政管理予算局長らに会ったときに、クライスラーの救済について日本で何か協力できませんかという要請があったというのが伝えられているわけでございます。その後何も書いてないから私はよくわからないのですが、実際のところは一体どんな話だったのでしょうか。

○渡辺国務大臣 レーガン大統領の就任式に行っ

たときに、行ったついででございますのでできるだけいろいろな人と会いたいということで、いま言ったような人たちと面談をいたしました。防衛の話でも出るのかと思つたところが、それはこっちが先にお話ししたものですからそうでなくて、ただ会議の中で向こうは非常にクライスラー問題に興味がありまして、私の感覚とはかなり違つておつた。要するにクライスラーは大変な問題なんだ、とこでどこかいい嫁入り先でもないでしようかというふうな、大体そんな似たような話でした。向こうの嫁入り先ということとは合併とかそういう意味でしようね。もつと株主になつてもらえとかそういうお話がありまして、私は所管外でございすから、いやしきクライスラーも今度労働組合がもう月給を上げなくていいというふうなことで全面協力をするということを書いて再建案ができたようですから何とかなるんじゃないやしませんかというふうなことで、所管外のことまでしよい込んでは大変なものでた聞き流したつたということ、それだけであります。

○平林委員 いま聞き流してきたと言われたけれども、大臣は帰国してから後この問題、つまりクライスラーの救済問題について、鈴木総理大臣だとか伊東外務大臣それから田中通産大臣に相談をしたというふうな聞いています。聞き流しという程度のものではなかったのではないかと。私は、多分レーガン新政権の内政上の苦悩が一番ここにあつたというふうな聞いておるわけでございます。この問題の背景を初め、大蔵大臣の所管外のことも多分あつたのではないかと、つまり債権の放棄ですね、これは一体どういうふうにしたらいいか。三菱銀行初め邦銀の協力体制というのはどうしたらいいのか、下手すると自動車摩擦の一番のツケを日本に回されてきたらかなわないから、それに影響することはないだろうかというふうなことを話し合つたんじゃないかというのの容易に想像できるのですよ。ただ聞き流してきた話ですというわけにはいかない。

いずれにしても、三菱銀行初め七行は、相当の損失を覚悟して、そうした措置について支援、協力をしますよと回答したらしいのであります。私は、大蔵大臣が帰つてきて、ある程度こうした問題にどう対したらいいかという相談をして、あるいはそのことについて、あなたの所管外のことじゃない、所管のことについてやはりその意向を、あなた自身でなくとも、大蔵省銀行局あたりを通じてでも何か行政指導をやられたんじゃないのか、こう思うのですけれども、その点はどうなんですか。

○渡辺国務大臣 聞き流しという表現がまずいかどうか知りませんが、ただ私は、向こうからそういうお話がありました。それは正面からお答ええしなかつたという意味なんです。要するに、それはいい嫁さんが見つかるんじゃないやしませんか、うちのこしよいか言つてないのです。何とか立ち直れるんじゃないやしませんかというふうなことで、別な話をしたということです。

しかし、そういうふうなお話が出ましたということは、帰朝をしたときに、それは政府の方は議会筋よりも大変な関心を持つておられますという情報は、当然聞いてきたことですから、それは情報を入れるのはあたりまえのことでございます。私が行く前からその話はいまう実務的に、民間同士の話ですから、それで下話は進んでおつたようです。私だけが知らなかったというのが本当でしょう。

委細は銀行担当者から説明させます。

○大場政府委員 今回の四億ドルの保証に伴います銀行の協力、特に日本の銀行の協力につきましては、アメリカの通貨当局から一切御要請はございません。

また私も、これは民間銀行の問題だと思つておられますので、民間銀行に、銀行間で相談してその結論をクライスラーに伝えるようにというふうなことを、そういう性格の問題だと思つておりました、この問題につきまして一切私どもは関与しておりません。

○平林委員 これは民間の銀行の問題だと言つて

も、やがて避けて通れない時期も来ると私は思うのですよ。

特に、先ほどの国際金融局長の話では、二億ドルとなれば四百億円でしよう、七行以外にもあるかもしれないけれども、それがそれぞれ最終的には実質的な損失を受けるということになるのですよ。さっきのお話ですと、この二億ドルのうち半分はクライスラー社の優先株に切りかえらる言うけれども、これは無配の株ですから、もう配当もつかぬわけでしょう。そうすると、相当得べかりし収益がなくなつてくるわけですから、そういう意味でも損失は出てくるわけですね。

それからもう一つは、クライスラー社が後でオプションをつけるという問題も、これは場合によつては放棄せざるを得ないという立場になるわけですから、これはまるまる損になつてくるということになりまして、私がさっき言ったのは、大まかに二億ドルでなく実際はどのくらいになるのでしょうかというのを聞きたかつたのですけれども、かなりの損失ということになつてくるわけですね。ですから、最終的なツケは、これは民間銀行の話ですと言つて突っぱねているわけにもいかないときが来ると私は見ている。

ただ私は、大臣、それにしても、アメリカの企業の倒産あるいは経済危機、こういう問題があるたびに、日米外交に対する影響とかあるいは日米自動車貿易の摩擦のはね返りというふうな理由で、国際的な貿易金融という問題がその都度債権切り捨てだとか損失を受けるというふうなことは疑問があると思つておるのですよ。日本の場合だつたらどうするかというのを考えるのですね。

たとえば、日本の重要な産業が経営危機に陥り倒産をするというときに、アメリカとかヨーロッパに負債がある、それは棒引きしてくれなんでしょうというのを、日本人的発想だとかなかなか言えないですね。国内の問題であるから国内で処理しようというところになるんじゃないですか。

ところが今日は、この種の民間ベースの問題について、大蔵大臣が行けば大蔵大臣をつかま

て、何か協力できることはありませんかといううなことを言ったり、つまり政治的な配慮を要請するということなことを、私は余り好ましい問題だとは思わないのですよ。そして、何かそれは利益だとか国策だとかいうようなことである力が動いて、毅然とした結論になつていく。

今回は、まあ金額は二億ドルです。約四百億円です。その問題でありますけれども、これは金額の大小の問題ではないのです。こういう性格の問題について、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○渡辺国務大臣 御質問の趣旨が私はよく理解できないのですが、要するに、日本の企業が仮に外国から債務を負つておつて、それが倒れたようなときにどうするかということですか。——私はそういう問題に一遍も当面したことがないのでよくわかりませんが、そういうのは何か例があるかな。ちよつとわかる人から少し……。

○大場政府委員 日本の企業が海外から資金調達する場合、いままでの形式ですと大体外債の発行というふうな形でございまして、この外債の発行の場合には国内の銀行が保証しておりますので、ほとんどすべての場合、銀行が保証するという形で、海外の非居住者といふことが、海外には迷惑がからぬというふうなことでいままでは来ております。

ただ、今回のクライスラー社の場合には、御指摘のように、従来の金融条件を変更いたして、五割が優先株、残りの五割のうちまた三割がクライスラー社のオプションで買取れるということになったものですから、万一の場合でございまして、けれども、損失が発生する可能性はあるわけでございます。

○平林委員 クライスラー社は今回の措置で当面の危機が回避できたといはしても、それは一時しのぎになるんじゃないか。現に私の得た資料では、七八年でも二億ドルの赤字経営です。七九年になりますとそれが十億九千八百万ドルの赤字と発展をしまして、八〇年においては、さらにふ

えて十七億一千万ドルの赤字経営を続けておるわけなんです。

仮に今回の金融支援だとか労働組合の措置だとかその他下請の協力とかいろいろなのがあったといたしましても、私は、このクライスラー社が一体どうなるのかという問題は依然として残ると思ふのです。そうして、アメリカの自動車全生産台数に対する割合なんかを見ても、五年前くらいは一二%くらいシェアを持っていたんだけれども、いまではそれを割つて七%台というふうな状態になつておりますから、これは私は、最悪の事態になったときは、金融機関の債権は全部焦げつき、まるまる損失にならないまでもかなりの損を覚悟しなければならぬ、そういうふうになったときは一体どうするかという問題は、民間企業の問題ですと言つてはならないんじゃないかと思ふのですが、どうなのでしょう。

○大場政府委員 銀行の海外貸し付け、特に一年超のドルの貸し付けにつきましては、御指摘のとおりいろいろなリスクがございまして、第一は、借入人そのもののクレジットリスクと云つては、問題がございまして、それから第二は、たとえその企業が健全であっても、その国の国際収支が悪い場合には返済が滞るといふ場合もありまして、いわゆるカントリーリスクと云つては問題でございまして、それから三番目には、私どもはアベイラビリティリスクと云つては、私どもはアベイラビリティの取引の場合には、ユーロ市場等で比較的短期の資金を借り入れてこれを長期に貸す場合が多いわけでございますので、そういった短期、長期のポートフォリング、要するに短く借りて長く貸すという問題でございまして、そういったアベイラビリティリスクという問題もございまして、私は、前者の二つ、つまりクレジットリスクとカントリーリスクというものは、銀行の判断と銀行の責任によつて担つていかなければいけないというふうな考えでおります。アベイラビリティリスクだけは、これは私どもも金融機関を指導することによつて、つまり一年超の長い貸し付けを行う場合に

はできるだけ一年超の長い借り入れをしないさいよ、このような指導はいたしますが、最初のカントリーリスクとクレジットリスクにつきましては、銀行の判断と責任でやつていくべき問題だと思ひます。

したがういまして、対外貸し付けにつきまして何かの事故が生じるような場合には、これは銀行の責任ということで考えております。

○平林委員 私、質問を反問的な形でやつておるから、大蔵大臣は、平林という趣旨で質問しておるのかと思つておられたのじゃないかと思ふのですけれども、これからちよつと述べます。

私は、このクライスラーの救済問題は、いまはまだはつきり浮かび上がつておりませんけれども、カーター政権からレーガン政権に移つた現在においていろいろとその背景があつた、事情があつたというふうには実は推測をしてはいるわけですが、ただ、いまの日本におけるところの認識は、一般的な認識です、それは日米外交の将来を考へて、自動車摩擦の深刻化ということもあるから、つまり政治的配慮や国策という大義名分でも、さういふ矛盾は目をつぶらう、多少疑問があるかもしれないけれども、政治的処理をせざるを得ない、表ではこれは民間の方の問題である、こう言つておこうじゃないかというふうなことで国民を説得し、誘導しつづけるというふうな傾向を憂へておるわけなんです。私は、実はそういう傾向を憂へておるわけなんです。私が特にこの問題をここで取り上げたのも、その憂慮に基づいてであります。

なぜ憂慮するかという、かつて日米の貿易摩擦というのがありまして、貿易不均衡の問題というのがありまして、そのときに、貿易収支面で日本は大幅な黒字である、アメリカは大幅な赤字であるというふうなことから、将来の日米貿易の障害になりはせぬかという考え方が表に出てきて、例のドル減らし政策を行つたことがございまして、ね。あのときは四十億ドルを何か、ウランを買わなきゃいけないとか、ほかに必要なものはないかと

か、一生懸命になつてリストをつくつて、とにかくドル減らしをやつた時代がありました。そして、ウランを買つたり航空機を買つたりするその裏側で、国策国策という裏側でロッキード疑獄のようなものがうごめいたわけですよ。私は、今回のクライスラーの問題は、まるまるでも四百億円、直接的には邦銀七行の債権という形で、これは民間銀行の問題だという形に注目をされておりますけれども、多分に日米外交の影響、自動車の輸出摩擦というふうな政治的色彩の前に、とかくこの問題が小さく取り扱われるというふうな傾向にあると思ふのです。私はあの当時国会対策委員長をやりました、三木内閣との間にロッキード問題についての追及の先頭に立たせてもらったことがあるわけですが、再びロッキード問題のような議会政治不信を招かないようにせよとならぬ。したがって、何かこう、いまごろ何だ、こんな、何質問するかわからないというふうにお考えかもしれませんが、これは私、発展性のある問題だと思つておるから、その処理についてあまいさを残さないようにしてもらいたい、石橋をたたいて渡るような気持ちで、そういう心構えが必要じゃないのか。私はきょうはこの辺だけしか言いませんけれども、ひとつ大蔵大臣のこれに処する心構えといふことが、基本的な考え方といふことが、そういうものについてはつきりさせておいてもらいたい、こう思ふのでございまして。

○渡辺国務大臣 アメリカのことではございまして、クライスラー社がアメリカ政府の援助を受けて再建の方策を講じておるわけですから、やはり独自に立ち上がつてもらうということが一番いいことだ、そういうことは私は本心にこいねがつておるところです。やはりあそこ、幾ら下手なやつはつぶれてもいいと申しまして、十万人からの失業者が出る、それに続いて何十万かの失業者がふえるということになれば、幾らレーガン政権でも、民間企業のことだから知らぬというわけにかなかないかぬでしよう、これ、実際問題として、その余波が日米の貿易摩擦に輪をかけたたり、

自動車問題に輪をかけていることは困ることです。だから私は、米国内で適正に処理していただけることを希望いたします。

また、これらの問題については、先ほど御指摘があったように、そういうようなものを契機としていろいろな政治不信を招くようなことを起こしてはいけませんというお話でございます。いまのところ何ら、それらについて起こす可能性のあるような問題は何もございません。ございせんが、いつでもえりを正して政治をやらなきゃならぬことでございますから、十分に注意をしましてまいりたいと存じます。

○平林委員 私の質問の時間、まだ残っておりますけれども、取り上げたいと思う課題はその残時間ではなかなか消化できないという課題でございます。お持ち願った関係者にはまことに御気の毒ですが、お量も相当過ぎたことでもあるし、後ろを見ますとこの程度の協力した方がいだらうと思ひますので、この問題についての質問は他日に譲ることにいたしまして、これをもって私終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○綿貫委員長 午後二時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二十九分休憩

午後二時三十一分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。正森成二君。

○正森委員 きょうは、私は物品税の問題について質問させていただきます。すでにわが党の質問で三回目でございます。第一回目に養輪議員が物品税について、二回目は私が印紙税並びに有価証券取引税について基本的な問題は質問させていただきましたので、本日は少し個別の問題になります。地方の問題になっている事柄について、

物品税に関連して若干の問題を大蔵当局に聞かしていただきたいと思ひます。

まず最初に、一般論から伺いますが、物品税の本質というのはどこにあるのですか。

○高橋(元)政府委員 たびたび申し上げておりますが、これは個別の物品に対する消費税というところでございます。したがって、個々の物品の使用、消費という事実から示される消費者の所得の所在というのを推認いたしまして、これを担税力というふうに観念をして課税をいたすというところでございます。したがって、担税力を顕示する使用、消費、製造、販売というふうな行為、それに着目をして課税をいたしておるというのが物品税の本質というふうに心得ております。

○正森委員 物品税法の第三条を見ますと、課税の方法がいろいろございまして、小売課税と呼ばれるもの、それから製造課税もしくは移出課税と呼ばれるもの、それから引き取り課税と呼ばれるもの、三種類ございまして、とりあえず小売課税と移出課税といわれるものの差異について、なぜそういう区別ができたのかについて伺いたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 物品税法の別表の一号から六号までに掲げます物品につきましては、小売の際に課税をするわけでございまして、その内容はこれもよく御承知でございますが、貴石、貴石製品、真珠、真珠製品、貴金属製品、それからベッコウ製品、サンゴ製品、それから毛皮製品、じゅうたん等の繊維製の調度品でございます。つまり、製造というものが格別非常に確認しがたいもの、たとえば貴金属指輪などをつくり出す際に、ダイヤモンドを買ってきて、みがいて、はめて指輪にいたすわけですが、これは一体どの段階でどういう製造があったのかというところは、にわかには判定しがたい。それから貴金属でございますが、これは原則減失することがなくサーキュレートするわけでございますから、やはり消費者の手に移ります都度、店頭で販売、購買行為について課税を行っていくということであろうと思ひま

す。それから繊維製の調度品、これらはむしろ製造者に納税をお願いいたしますとしますと、製造者が零細または家内工業的である場合には、相当事務上のめんどうもございまして、また転嫁という問題がございまして、販売場で課税をいたすというふうな趣旨に出ておるわけでございまして。

○正森委員 物品税についてはいろいろ判例もございまして、私はここに昭和五十二年一月三日、最高裁判所第一小法廷判決、昭和四十九年行ツ第七十七号、それからそのもとになりました昭和四十七年十二月十九日第三小法廷判決、昭和四十四年行ツ第七十三号というものが古物に關して判決が出ております。最高裁の判決というのは非常に理由が簡単で、「法定の課税原因が発生する限り、物品税の課税を免れえないものであることは、当裁判所の判例とするところである。」というふうになっておりますが、この一審判決を見ますと、双方が証人調べもして主張を尽くしておりますので、詳しくその理由が判示されております。

それで、そこで出ております、先ほど主税局長がお答えになりました物品税の本質と小売と移出との差異について国税庁側がどういうふうな述べているかという点を引用してまいりますと、こう書いております。「物品税は、右に述べたとおり、消費税の本質にもつき個々の物品の消費に示される担税力に応じて課される間接消費税であり、主として奢侈品、娯楽用品、趣味観賞用品、社交的身廻用品、し好品、便益品的なものを課税物品とするものである。そして、その物品の性質に従い、その使用消費に接続するものとしての小売、移出または引取の段階に課税の時期を求め、その当事者を納税義務者としている。小売課税物品と移出課税物品との選択については、一般には貴石、貴金属製品等の趣味、し好性が高く、使用による価値の減少が小さいものを小売課税物品とし、電気製品等の規格量産的使用による価値の減少の大きいものを移出課税物品としており、課税標準については建前として、小売課税にあつては実売価格主義をとり、移出課税にあつては抽象

価格主義をとつてゐる。」云々、こうなっております。この主張でよろしいか。

○高橋(元)政府委員 それは国の方がなしました主張だと思ひますが、その見解は同様でございます。

○正森委員 この見解と同様であるという最終的な御意見ですね。そこで、そういうように物品税というのは奢侈品、娯楽用品、趣味観賞用品、社交的な身の回り用品、嗜好品、便益品的なもの、そして小売と移出品との差異はこういうことであるということになりますと、過去の税制を見てみますと必ずしもそれに合致しない時代があるので、御承知のように昭和二十一年までは第一種と第二種に分かれておりましたが、昭和二十一年から二十八年までは全部移出課税といひます。製造課税になって区別がなくなつておるわけであります。たとえばここに関係者からちよつと借りて持つてまいりましたけれども、必ずしも奢侈品だと嗜好品だけに課税されておるのではないのです。昭和十五年の課税物品を見ますと、第一種の移出品にございまして、もちろん貴石だとか貴金属がございまして、同時にくつ、履物、玩具、囲碁、将棋用品、私は基が好きですが、果物から菓子、それから犬やネコ、こういうもののにまで課税をされておるということになるわけであります。ここに非常にきれいな色刷りの写真が載つておりますから、御参考に委員長に見ていただきまして、後で政務次官に見ていただいても結構であります。

そうしますと、同じ奢侈品だとかいいましても時代によつて異なる。それから小売課税、移出課税の区別は、一応判決でも国税庁側の主張を言つておりますけれども、しかしそれも時代によつて異なるかと解釈しなければ、ある時代にはお菓子から履物まで、あるいは犬やネコにまで課税しておつた、あるいは大衆の使う囲碁、将棋の用具まで課税しておつたのが、ある場合にはそれが課税されなくなつたり第二種の製造課税に移るといふように変わつてきておるわけですから、この標準

す。だから一回税金がかかれば、後は古物商へ持
つていつて何回売りましても物品税はかかるな
い。ところが時計なんかにつけてないものは二万
五千円を超えれば、ちょっとしたもので二万五
千円くらい超えますから、これは五回売っても十
回売っても現在なら物品税が一五%ですか、かか
ってくるということになるわけでありま。

そうしますとどういことが起こるかといま
すと、判決の中に書いてありますけれども、事実
上の二重課税の問題が起ってくるのです。法
律的には確かに古物を買う人は第一回目の消費者
とは別の消費者だから租税を負担する者は違ひ、
こういうことは言えるのですが、しかしこの判決
を見てみますと、これは国税庁側の答弁の中で言
っているのですけれども、こう言っているのです
ね。「原告は、古物の消費者は二重課税の被害を
もるに受けることになる主張するが、いわゆる
古物と称するものの小売業者を買手とする取引価
格はすべて買手の意思によつて一方的に決めら
れ、譲渡人の希望売渡価格は無視されがちで、古
物としての市場価格の限度内で小売業者の小売マ
ージンを控除した残余価格で取引されるのが業界
取引の常識である。したがつて消費者が第一種物
品を小売業者に売渡す場合、その売却価格は、多
くの場合、新品の市価よりかなり低額になるのが
通常で、その差額の大部分は買受業者の転売マ
ージンによつて占められるのである。」云々という
ようなことを言っているわけだ。これはどうい
うことかといふと、そういうものを買った消費者
は、売るときに高く売ろうと思つても、買つた古物
商はどつちも物品税をもう一遍取られるのだから
物品税を引いた価格、しかも自分のマージンを見
た価格、しかもその価格は新品よりも安くなく
ればならない、そうでなければ売れないわけだ
からそういう値段でしか買わないということと言
っているのです。そうしますと、法律的にはな
るほど物品税を負担して現実に金を払うのは第二
の消費者ですけれども、そのものになつて買ひ入
れるときに安くしか買ひ取れない、買ひたか

れるという形を通じて結局第一の購買者は最初新
品を買つたときにも物品税を取られ、二番目
は売るときに物品税を予想した額でしか引き取
つてももらえないということ、つまり出入りプラス
・マイナス二重事実上物品税を負担していること
になるというのを間接的には国税庁も認めている
のです。しかし法律的には第二の物品税を負担す
るのは第二の消費者である、だから担税者は違ひ
から二重課税にはならないからいいではないかと
いうのが議論なんです。それは議論は、私は法
律家ですからよくわかるのです。しかし事実問
題としてそういう二重課税に等しい問題が起こつ
ていっていることを考えますと、しかも一方にい
まお見せしましたように、ピアジェの、この寶石
でちりばめた時計は一回しか税金がかからないで
古物になればフリーパスであるということを考え
ると、現行の法律の解釈としてはそれはやむを得
ないのだと思ひますよ、あるいは皆さんのお立場
では。しかし立法論としては、もし避けられ
るものならば、小売課税にしている以上古物に何
遍かけても仕方がないというのであれば、その第
一種製品を幅を、せめて毛皮とかあるいは足で
踏むじゅうたんとか、そんなものまで第一種に
しては製造課税に移すとか、それから何ぼ
時計だ、時計だと言ひ張つても、こういうように
寶石でちりばめたものはやはり貴金属あるいはそ
ういうたぐいのものだということにするか何かし
なければ、余り不公平過ぎはしないかというよう
に思ひます。それで、説明がえらい長くなり
ましたが、次官、御感想、将来の御構想がござい
ましたらぜひお答え願ひたいと思ひます。

○保岡政府委員 大変興味のある、またいろいろ
熱心にお調べのお話を承りまして恐縮でございま
すが、先ほど主税局長からお答え申し上げたとお
り、やはり社会情勢の変化や経済その他生活の変
化に応じて税体系といふものの変更、変遷といふ
ものもあり得る、当然のことだと思ひます。です
から、そういった意味で、常にできるだけ実情に
沿つて税を考へていくというのは従来大蔵省もとつ

てきた立場でありますし、今後ともそうあらなけれ
ばならないと思ひます。
いま先生がおっしゃつた例はたくさんあるわけ
ですけれども、どれをお答えしいいかわからな
いぐらいいろんな例が挙がりましたが、たとえば
先生のおっしゃつた判決の理由の中にもあるよう
に、第一種の小売課税物品といふものは何遍売
ても価値が余り減少しないということが一つの基
準になつております。そういう意味で、これは
物品税の本質といふものが消費に表裏される所得
といふか担税力、これに課税するといふのが原理
でございますから、そういう意味で、やはり多
少古くなつてもそれは新品と余り価値が変わつて
いかなないという意味では、これは小売をするた
びに物品税をかけるというのが本質的な制度の基
本でなければならぬと思ひます。ただ、たとえ
ば例に挙げられました毛皮とかそれからじゅうたん
とかいふものは、いささか、そこに取上げられ
た毛皮製品を見ても、これはやはり古くなつてい
けばだんだん安くなつていくのかないという感じ
もいたします。免税点といふものもあるわけござ
いますけれども、まあしかし一方第一種物品に入
つていふものの一つの仕分けの基準として、製造
段階が非常に多岐に分かれておつて零細な業者が
これを製造して、製造段階にかけるというこ
とは徴収上、税の執行上も技術的に非常に問題が
あるとか、あるいは税のコストを商品に転嫁でき
にくいとか、あるいは事務負担がかつてくること
か、そういう面も考慮されて制度ができてしま
つていふ。そういう点から言つて、直ちに毛皮の
場合にいま言つたような課税上の問題をクリアで
きるのかどうか、先生の御指摘、ごもっともな点
もあると思ひますので、十分検討はさせていた
だきますが、そういう点については今後問題があ
るかと思ひますので、慎重に対処したいと思ひ
ます。

それからピアジェですか、大変高級な時計の例
を挙げられましたが、確かに、これは貴金属ある
いは貴石製品として扱つてはどうかということも

理由がないわけではないと思ひます。しかしなが
ら一方で、どこにその限界を求めるといふこと
になるかとまたなかなかむずかしい問題が出てく
る。あるいは税の徴収、執行といふことを考える
と、やはり製造段階でいただいた方が、後転
転流通する余地がどれほどあるのかわかりませ
んけれども、その段階で取るよりも製造段階で、い
わゆる三〇%という小売課税よりか倍の税率で
いただいていた方が税の執行上もきちつとするんじ
やないだろうか、そういう点もございします。で、
今後先生のおっしゃつたいろいろな理由も考へて
研究したいと思ひますが、現行制度としては、
先生も御指摘のとおり一応一般的な基準としては
お認めいただいたとお話承りましたので、今後
十分研究はさせていただきますと思ひます。

○正森委員 きょう私は、現行税制の解釈論とし
ては必ずしも問題提起をしておりませんので、立
法論として考慮すべき点があるのではなからうか
ということ。それで、たとえばダイヤモンド
とかそういうものを古物だから税金をかけるないとい
うわけにはなかなかないか、担税力に着目して
かけるといふ大蔵当局の意向も私はわからな
いであらうけれども、しかし冒頭に一般論、本
質論で申しましたように、戦前から戦中、戦後
にかけて第一種と第二種は相互に移動したり、外
された、全部製造課税になつたりというように移
動しているわけで、人間で男と女が厳然と区別さ
れていふように、一たん男に生まれたら女になら
ないといふものではないのです。だから可変
的なものであるといふ事実を考えますと、少なく
とも第一種と第二種のうちの第五番目の毛皮と第六
番目のじゅうたんといふ性格のもの、これは大
いに考える必要があるのではなからうか。それか
ら、もちろん租税にも関係いたしますけれども、
課税最低限を若干引き上げることによつて本当に
古物らしい古物といふのは二重課税を避けられ
ませんが、避けられる可能性があるのではない

か。また価値のあるものから言えば、たとえ移出課税の中には家具なんかございますが、同じたんすでも紫檀、黒檀とか言うて高いものと何百万円というものがありますから、それでも移出課税で一回だけだというような問題、それから楽器にしまして、ピアノだつてずいぶん高いのがありますし、バイオリンのストラディバリウスなんかになれば何千万円というのもあるわけで、これは古物だから——古物に決まっていますので、そんなものは。これは古物だから税金かららない、こういうようなことにもなるだろうと思ひます。もう、そういう点で第一種のもは、一たんした以上は古物に絶対何回でも税金を取つてやるんだという考え方には、主税局長にもお願いしたいのですけれども、整理をして、そして不当な負担を古物商に押しつけては古物に売らざるを得なかつたやつて物品税を払つた消費者にかけることのないようにきめ細かく考えていただきたいと思ひます。

私の時間はこれで終わりましたので、最後に御答弁がございましたらお伺ひして、終わりたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 いろいろお話がございましたが、税制調査会にもたゞいまの御議論を報告いたしまして、また税制調査会としていろいろ御検討をいただくということにしたいと思ひます。

○綿貫委員長 沢田広君。

○沢田委員 最初に、いま物品がかかつておつたようです。物品でちよつとお伺ひしますが、物品税法上の「物品」という言葉の解釈は何なんでしょうか、ひとつ説明していただきたい。

○高橋(元)政府委員 法律上は「別表に掲げる物品には、」物品税を課する。というところでございますが、その考え方は、ただいまのところでは奢侈品、趣味・娯楽品、比較的高価な便益品と身辺用生活品、そういうものを選んで課税をいたしておるわけでありませう。

○沢田委員 この「物品」の定義がないということはどういうふうに思われておりますか。物品税

の場合「物品」とは「という定義が書いてない。「別表に掲げる物品」ということで適当に削除もできれば加えることもできる、法律体系として定義がきつて不明確であるというふうに思われるので、先ほども質問がありましたが、そのときどきの解釈によつて変わつていってしまふ、そういうことが法律の体系として果たしていいかどうか、その点はどう思われておりますか。

○高橋(元)政府委員 どういうものを物品税の課税対象とするかということにつきましては、法律が設けられてから四十年以上経過してあります間にいろいろな変更がございましたが、戦争中、戦争直後の窮乏期を別といたしますと、ただいまのところ、先ほども申し上げたような品目を基準として物品税をかけておるわけでございませう。こういう個別消費税でございませうから、かつてイギリスにございました仕入れ税の場合でも、どういふ基準でどういふものを選ぶというのをなかなか法定したいわけではございませうが、そこは税法でございませうから国会を通して国民の御意見も十分伺ひ、国会の御意見も伺ひながら品目の選定をやつていくという形で品目は法定させていただいておるわけであります。

○沢田委員 いままで出た中で奢侈品とか何とか言われておりますが、一般的に言われるベツトですね、ライオンなんか飼っている人もいますのであります。これはやはり物品だと思ふのです。ね。いわゆる政府の言う物品管理法に基づく場合は、まあ言うなら物品である。シャムネコとか、まあ犬でもネコでもライオンでもそうでありませうが、小鳥もそうでありませうが、とにかくこれは生活の必需品かと思ふような相当高価なものがないとある。第一、こういうものは必需品だと思ひますか。

○高橋(元)政府委員 ネコがいなければ夜も目も明けないという人もあるでしょうけれども、通常の場合にはこれは生活必需品ではございませう。昭和十五年から二十一年までは「愛玩用動物及同用品」として、犬、ネコ、キンギョ、カノコスズ

メ、キンカチョウ、それからいろいろな鳥、オオム、それから犬の小屋、鳥かご、それからカジカ、コイ、それから犬のくさり、首輪、ジュウシマツ、こういったもので課税していたことがございませうから、物品税法で言う「物品」の範囲に入り得るものであることは御指摘のとおりであります。

○沢田委員 私たちがここで言うのは増税しろという意味ではないのであります。増税しろとか新たにというわけではないのですが、いわゆる整合性という面からいって、この前も出たような灰ざらから学生が使う電気スタンドに至るまで物品税をかけている。一方では、そういう一種の熱狂的な一日も明けられないという人は、そういう種類に属する人だと私は思ふのでありまして、少なくとも一般国民的なニーズのものではない。と思ひます。ライオンなんか飼つて問題も起こしたる逃げたりしている社会の公共秩序を破壊している場合も起こり得るのであります。そういうようなものも含めて、マシンを飼つたり、これは薬にする場合もあるでしょうけれども、とにかくそういうようなめちやく々な形のものもなはないのですから、そういうものには遠慮なしにたくさんかけていいのじゃないですか。アフリカから、どこから入れるかわかりませうけれども、ライオンを買つてきたり、そういうようなことをするものに全然物品税がかからないで、しかも近所の人は不安に駆られてくる。こういうような状況のものに安易に入つてくるという仕組み、しかもそれは税金がかからない、こういうことは整合性からいって余り望ましいことではない。でも、研究しますとか検討しますという回答じゃなくて、今回は追加できないでしょうけれども、落とすものを落として、そういうものは加えるというふうな方向で、やはり検討ということ以外ないのですかね。やりますと言えればいいのです。が、とにかくそのことで考えていただければいい。○高橋(元)政府委員 国会での御議論でございませうから、税制調査会にまた報告をして検討願ひう

けでございませうが、かつての愛玩用、観賞用動物、こういうものがなぜ課税廃止されたかと申しますと、生産者の直売りが多くて執行面に問題が多い。これは小売課税としてつかまえる以外にはないわけではございませうから、農家の庭先で課税をいたすわけにいかないので、したがって小売を通らないと執行が非常にアンバランスになつて不公平が生じるということも問題であつたわけではあります。そういう流通の事情等ももちろん検討はいたさねばならぬことでございませうが、せっかくの御指摘でございませうから、税制調査会に報告をいたします。

○沢田委員 続いて、まず最初に銃砲刀剣の關係からいいますが、銃砲刀剣類所持等取締法、これによれば空気銃はいまの物品税はかかつていないのであります。しかし、この銃砲刀剣類所持等取締法があるということは、その所有者を規制するわけでありませうから、当然そのことは該当することになるわけでありませう。ところが、これまで銃砲刀剣がこの中ではないということ。この間は私は有楽町の「そごう」の下に行きましたら刀剣類が並べられておりました。これは完全なる物品販売、いわゆる新刀だと思ふのです。だとすると、これにもかかぬということ。必ずしも刀剣はすべて骨とう品ではないと思ふのです。ですから、そういう意味においてこの銃砲刀剣類所持等取締法というものが存在する限りこれを保持することが許される者がいるのでありますから、公共団体はもちろん別であります。そういう者以外については当然名目上もつけておく必要があるのではないかと気がするのであります。銃砲と刀剣と分類してお答えいただきたい。

○高橋(元)政府委員 弾銃、空気銃でございませうと現在課税をいたしておりますのですが、いまお話のございませうのはむしろ古式銃と申すのです。か、村田銃でございませうとか昔の種子島でございませうとか、それから日本古来の刀剣というものの御指摘だと思ひます。これはかつて書画骨とうの中にに入れて課税をしておつたわけではございませう

が、先般来御説明いたしておりますような経緯で課税が廃止されております。たびたびこの委員会でも御指摘ございましたので、書面骨とう課税のあり方の一環としてこれは真剣に勉強してまいらなければならぬというふうに思います。こういうものにつきましては、再び申し上げますと、小売課税、店頭課税というものをどう考えるのかという課税方法との関連もございしますので、幅広く勉強させていただきたいと思っております。

○沢田委員　そこで、店頭販売と個人の販売というより売買といいますが、店頭販売の場合は、小鳥でありまして大でありまして、あるいは銃砲刀剣にいたしましても、これは明確に把握できるわけですね。ところが、個人が個人に譲り渡したりする場合把握できない、そういう不公平は生じてくると思うのです。そのことは前提として起こり得るというふうに、たとえば借金のカタに渡すという場合も起こり得るだろうと思うのです。ですから、それは把握できない分野である。これは何でも同じだと思う。ですから、そういう意味からすれば、やはりこれは十分に検討ではなくて、入れて押さえていくということが必要である。現実にはもう店頭販売されているわけですから、少なくとも店頭販売をされている分野についてはこれは適用されるべきである、私はこういうふうに思います。

それで、次の問題とあわせてお答えいただきましたが、火薬であります。この火薬もきわめて範囲は広いのでありますが、火薬類取締法にはそれぞれ、この火薬類という内容のことで挙げませんけれども、明示をされております。ですから、この火薬類取締法に該当するものについても今日入っていないのであります。これもやはり私は物品税の対象とするべき、中身に入るべきものだというふうに理解をしているわけなのです。しかも危険なものなのであります。ですから、取締法もそうでありまして、税法上においてもかぶせていくという必要性はあるのじゃないか、こういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員　昭和四十一年まで花火に課税をいたしたことがございます。火薬はいわば一種の中間製品でございますから、鉄砲の弾になった場合の後ろの火薬とか、それから建設用のダイナマイトに使われます場合とか、鉱業用の爆発に使われます場合とか、そういうふうな製品になる中間の段階だと思っております。そこで、火薬に課税をいたしますのを消費税として構成いたしますと、恐らく花火というものがその対象にならうかと思いますが、昭和四十一年に課税を廃止いたしましたのは、どうも戦後非常に花火が打ち上げられなくなつて花火の需要がうんと減つてまいつたというふうな事情もあつたように私も記憶しておるわけでございますが、先ほどお話のありました古式の鉄砲、古式の刀剣、そういうものについての御指摘とあわせて課税方法の問題を深く検討いたしたい。そういうものが可能でありますれば、ただいまの御趣意を生かして今後勉強を積極的に行なう執行上の問題点というのをひとまず最初に検討させていただきますというお答えを申し上げます。

○沢田委員　この問題に関連をして、先般予算委員会等でも質問がありました関税の分野で、武器あるいは火薬、こういうものの取り締まりについてはどういふ措置でいま臨んでいるわけですか、これはもしおいでにならなければ後でいいですから、これは大蔵委員会に予算委員会から引き継がれたような問題だと思つていたのであります。要するに武器輸出はいずれ国会で決議もされるだろうと思つていますが、どこまでを武器と称するか等の解釈は、これはいづれここで言う武器あるいは銃砲刀剣類の關係あるいはその他の火薬類取締法等の關係から類推していくわけでありまして、その範囲の問題はどういうふうな考へておられるか、その点は後でひとつお答えをいただきたいと思つております。

それから、先般私の方の同僚からも質問がありました。誠備グループの問題について、あのときにおいては調査中ですが、こういうお答えであつたと思つております。その後の調査でどういふふうになつたのか、これも簡潔にひとつお答えをいただきたいし、一部では外人グループだといふふうなことでございましてどういふ点もあつたと思いますが、実は大手の金融機関が相当参加しているということも聞き及んでおりますし、またこのことによつて一般の投資家には迷惑はかけないと言ひながら、実質上は倒産という羽目に入りそうな状況もあつた。そういうようなことを踏まえて、あるいは廿日会という名簿を調査室の方にもひとつ出してこれと——この行為はどういふことに法律上なるのかということも含めて実はお答えをいただこうというふうな思つていたのですが、とらええまいままでの調査結果等について御報告をいただきたいと思つております。

○吉本(元)政府委員　誠備投資顧問でございますが、誠備投資顧問の実質的な主宰者である、外務員であります加藤という方が逮捕されてすでに起訴をされておるわけですが、この加藤の所屬する証券会社、これは黒川本徳証券と申しますが、これを現在調査をしております。特別検査という形でいろいろ調査をしております。なおその実態がつかまらなくなつていないというのが現状でございます。

ただ、私もいままで把握しております点を若干申し上げますと、誠備投資顧問と申しますのは、一つの投資顧問業ということでございまして、けれども、その実態は投資グループという形で、この代表者が会員にかつて投資の発注をする。その投資の発注を外務員である加藤が取り次ぎまして証券会社でこれを執行する、証券会社が市場において執行する、こういうような形になつておるわけでございます。したがつて、その一括発注、一括受注というところが、投資本来のいわゆる個人の判断によつて投資をする、こういうたてまえに即してない、好ましくない一つの形態であるといふふうに考えております。これが証取

法に違反するかどうかということになりますと、現在の段階では私どもとしては証取法違反といふところまではなかなか詰り切れぬのではないかとはいふふうに思つております。ただ、いま申し上げましたように調査中でございますので、その結果によつてさらに判断をしたい、このように思つております。

それから、大阪証券信用の問題でございますが、これは御案内のように一つの貸金業者でございます。大阪府に届け出の形で営業をやつておることとあります。ただ、大阪証券信用の株主に大阪の地場証券の団体でございます大阪正会員協会が入つております。あるいは若干の証券会社、金融機関、こういったものが株主に入つておる。そういったいわば信用機関が今回の投資グループになつて巨額の融資をしておることにつきまして、私も非常に残念に思つておる次第でございます。この機関につきましては、ただいま申し上げましたように、私も直接の監督権がないわけでございますが、東証あるいは大証から人を派遣いたしまして、現在その実態について調査をしておるということでございます。

なお、一般投資家に迷惑をかけないようにということ、これは一番最小限の要請でございますので、大阪証券信用の顧客の中で、いわば投資グループと何ら關係のない一般顧客に対しては、その担保株券の返還等につきまして十分な措置を講じたい、そのために大阪正会員協会におきまして約三十億程度の資金を用意いたしましてこれに対処したい、このように考えております。

○沢田委員　銀行局の方にお伺ひしますが、この貸し出しをいたしました銀行それから証券会社、その名前ももう調査済みだと思つておりますが、ひとつお知らせをいただきたい。

○吉田(正)政府委員　お答えいたします。大阪証券信用に對しての融資状況については、私も調査し聴取しているところでございますけれども、個別の金融機関の取引でございます。

自体は私契約でございますし、関連法規に抵触しない限り当事者間の取引として特に問題はないということでございます。

本件につきまして、それが社会的批判を受けるような融資であるとか、あるいはこの対象は貸金業者でございますけれども、それを通じて社会的な批判を受けるような場合にはこれを指導していくつもりでございます。ただ、個別のものにつきましては特に申し上げられない、これはいいとか悪いとかという問題ではなくて、幾らとかいう個別、個々のことについては申し上げられないということでございます。

○沢田委員 きわめて歯切れが悪い。私が先ほども言っているように、正当な融資であると仮定をするならば、それを述べることは別に差し支えないことではないですかときわめて平板に私は言っているわけです。それをあなたが何も隠さなければならぬ必要性はないんじゃないか。証券の監督機関として、こういうことが行われましたと言うのは、それでいいんじゃないですかね。どうしてそれを言えないのですか。

○吉本(宏)政府委員 個別の金融機関の名前になりませんと銀行局の方としても公表をはばかるのではないかと思います。私の方で調査いたしました、グループ別でございますが、借入金数字を若干申し上げさせていただきますと思います。

大阪証券信用の資金調達合計が五百二十六億円でございます。このうち借入有価証券、有価証券の形で借り入れているものは百六十五億円でございます。その内訳として、都銀からの借入金が五十一億円、信託銀行からの借入金が百九十一億円、相互銀行等からの借入金が五十四億円、外銀が二百三十億円でございます。ただ、これは三月六日現在の数字でございますけれども、現在なおその帳簿等について調査中でございますので、最終確定数字ということは申し上げかねると思います。

○沢田委員 三月六日以後、この間の質問の後であります。その後やはり裏金で百五十億くらい

動いているはずなであります、その点は御承知ないですか。

○吉田(正)政府委員 そのような事実は承知いたしておりました。

○沢田委員 それで、いま言われた、これはちょっといい点もありませんが、相銀の分五十四億というのはいずれもありませんか。

○吉田(正)政府委員 私の方で調査いたしました数字は五十四億ということになっております。ただ、これは東京支社分ということになっておりますので、東京支社の分だけということをお願いしておきます。

なお、東京支社と大阪の本社とどういふふうに分かれているかと申しますと、東京の支社分が合計で貸し付けが五百二十七億、大阪の本社の分が百四十八億というところでございまして、全体の貸し付け合計が六百七十五億でございすけれども、その大半は東京支社において設備グループその他の投資グループに貸し付けが行われている、こういうことでございます。

○沢田委員 それでは話をもとへ戻します。好ましくないと言われたのでありますが、私が一番これから危惧をするのは、銀行なり証券会社なり証券会社は証券会社としての別これは立場があるであらう。少なくとも銀行については、公共機関、これから銀行法まで出そうと言っている政府が、それだけ銀行に対しては公、公共性というものが強い、こういうようなことから銀行法もこれから提起されるのだからと思ひますし、そういう意味においての扱いもしていこうというところなんだと思ひます。そうしますと、この銀行から貸金業界へ流れていっている——何もここだけじゃないですね、ほかにも相当、生保も銀行も相当貸金業界へ金が流れていっているというところ、これに歯止めをかけるということとはできませんか、どうですか。

○吉田(正)政府委員 金融機関は御指摘のとおり公共性、社会性の高い機関でありますし、役割りもそういうことが期待されているわけでございす。

す。個別の融資につきましては、そういう精神に基づきまして、金融機関が良識に従ってそういう精神で判断すべきであるというふうな考えております。私どももいたしましては、そういうことでございすので、貸金業者に対する融資というふうなものにつきましては、特に公共的性格にかんがみ、社会的信頼を損なうことのないように慎重に対応するようにかねて指導をしておるところでございます。

また、思惑的な投機等につきましても、これは慎重に対応するよう、抑制するよう常に指導しているところでございますが、今後ともそのようなことと対処してまいりたいというふうに考えております。

○沢田委員 そこで、これは三年ぐらゐ前でありましたが言ったこととありますけれども、一つは、言うならば、慎重にというのじゃなくて、こういうことをもう断ち切ったかどうか。一般の正常な国民が預け入れをした金を——もし何なら貸金業に融資する銀行という看板を掲げてやるんならやってもいい、そういうことで正々堂々とやるならば、これで預ける人はそのことを承知で預けるということであつて、何か仮面をかぶつて、そのまゝ国民をこまかしていき、こういうことは許されることではないだらうと思ひます。さもないれば、交通統計ではありせんけれども、私の銀行が貸金業に貸し付けた金額は本日現在幾らですか、こういう掲示板を出させるぐらいのこととは必要なんじゃないですか、どうですか。

○吉田(正)政府委員 貸金業者に対しての金融機関の融資をむしろ断ち切るべきではないかという御質問かと思ひます。

貸金業者と申しましてもいろいろありかと思つております。いま高利貸しと言われているようなものについては、これはまた、その営業のしぶりによります。過当な収益を追求するとかあるいは請求の仕方が過酷であるとか、そういう社会的批判を受けておるわけでございす。

本件につきましても、また国会などでも御指摘が非常にございまして、いま各党間で貸金業者に対する規制を御研究中というふうな承つております。私どももそれを期待しておるわけでございすけれども、貸金業者の中にはこれまた、一つは恒資業者とかあるいは住宅金融会社とか正常な業務をやっている業者もございす。そこで、どこで線を引くかというのには非常にむづかしい問題でございす。かつ、銀行が私契約に基づいてやつておるわけでございすけれども、端的に申し上げまして、要するに私どももいたしましては、先ほど先生まさに御指摘のとおり、銀行の公共性、社会性という役割りと性格にかんがみまして、そういう社会的批判を受ける行為を助長するおそれのあるような融資については厳に自粛を願つてもらいたいというところで指導してまいりたい、かように考えております。

○沢田委員 貸金業も国民の権利として認められた職業の一つである、また正常な業務をやっているという面もあるかもしれません。しかしして、いまわれわれが法律を定めようとしていて、これは、不謹慎なというか国民に迷惑をかける関係が多い。そういうことからいけば、もし銀行が貸し出す場合は、私が言っているのは、銀行の窓口のどこかに、カーテンの裏なんかに出したんじゃないでございすよ、ちゃんとわかるように、私の銀行からどこぞ、武富士なら武富士、どこでも構わぬが、貸し付けてある金の現在高は幾らです、そのぐらいのことは政令やその他法的に規制することは可能でしょう。それがなぜ現在できないという理由に当たるのですか。この貸金業が正常である、国民の中の一つの業であるともし認めるならば、認知をするならば、当然そこに出るお金を表示することもやぶさかでない。それが、ああ、あそこ銀行はやっぱり銀行だ、国民が言ううかもしれない、あるいはそうじゃないと言ふかね。あなたの良識だけじゃないのです。国民が見て判断してくれる。だから、そのくらいはせめて、出ている先はどこへ行つても表示するようにするぐらいのことは指導したつていいです。われわれが一番心配するのは、いわゆる債券とか株券とかいろいろそういうものを担保に名義貸しをして、そして役員だけのふところに入れていく、裏金づくりに使つていくという傾向が多いということの方がより心配なんです。ちゃんとそれは役員会なりあるいは営業なりが担保をとるなりとらないなりして、金融としての措置をやっているだけならまだいいんです。それじゃないんです。実際は持っている債券やその他の名義を貸して、それをサラ金業界は三五なら三五のうち一五ぐらゐをリベートとして、裏金として銀行当局に渡す、こういうことがまかり通つていふことに実は問題がある。

だから、私はもう一回言ひますけれども、お互いが正業と正業だつたら何も恥じることはないじゃないですか。私の銀行は貸金業界にこれだけ金を貸してあります、名前を挙げてとまで言ひません。サラ金業界とか貸金業界にはこれだけ金を貸してあります、総額を表示するくらいはいいいじゃないですか。簿外貸し付けでなかつたならば、そのくらいは当然行われていふのじゃないかと私は思ひます。また、簿外貸し付けにしてみたら、それは銀行で調べてみればわかることですよ。私は、さらにその裏があるだらう、その裏までチェックしていく機能を持たなければならぬのじゃないか、こういうふうな思ひますが、せめてその程度までは国民に知らせる義務があると思ひます。うのすが、いかがですか。

○吉田(正)政府委員 銀行と大阪証券信用株式会社との間に何か裏金的なものを伴うような取引があると思ひます、これは私も承知しております。あんけれども、まさに許されない行為だといふふうには十分調査してまいりたいと思つております。ただ、私どもただいままでのところ、そういう事実は把握していません。

それから、貸金業者について、それに融資して

いるかどうかということについて店頭に表示したらいかがであるかという御意見でございますが、これは金融機関もいろいろのところに貸しておるわけでございます。中小企業の分野、消費者の分野あるいは住宅ローン等々その他いろいろございます。そういうものににつきまして看板を出せというふうな指導が、行政機関といたしましてそこま介入していいものかどうかという点についてはいろいろの御意見はあるかと思ひますけれども、先生の御意見も一つ貴重な御意見として承っております。かように考えております。

○沢田委員 それがいっぱいの回答なのかわかりませんが、私は貸金業にだけ限ってということとを言っているのです。貸金業の法律がこれからどうなるかわからぬけれども、貸金業についてだけはその点はいじやないか、それはなかなかかりっぱなものでないか、本当は貸金業の中にはいろいろなものがある。暴力団に關係してゐるものもあるしいろいろある。いま届け出だけであつてゐるんだから野放しだ、野放しだから、本当は相手も名前を書いてもらへば、預け入れに行つた人はこんな銀行は危ないからと云つて隣の銀行へ行くと云ふことにもなる。そういう預金をする者、いわゆる善良な第三者に迷惑をかけない措置としての私は当然の義務だと思ふ。私はこれだけの借金を持っていますよと云ふことを隠しておいて、あるいはこれだけの裏金を出していますよと云ふことは隠しておいて、一生懸命外交員が金を集めてくるのは、言うならば詐欺的な行為だ、それがどこへ行つてしまふかわからぬようなことをやつておれば詐欺だ、これによつて損害を受けることとすれば、だから、今度公定歩合が下がることも、あるいは景気がかりじやないんです、いろいろなことを考えていけば、それ以外の問題にも行くわけでありませう。

大蔵大臣も忙しい中、来られたようでありますから、大蔵大臣の方の質問に入りますけれども、もう一回行政指導として、貸金業といふゆるこいう形の融資関係、これを銀行当局としては厳重に、慎重にじやないんだ、もう厳重に、とにかくこれをやらないうちに、言うなら極道を断つていくというくらいにの気持ちを持つて、そして正常なサラ金業界だけが伸びていくような形に指導していくというのが銀行当局の国民に対する義務だと私は思ふのであります。もう一回その点、これから厳重に当たつてもらへるか、また金融機関の貸し付けについてはひとつ報告義務ぐらいは与えらうというぐらゐにして処理してもらいたい、こいうふうに思ひますが、いかがでしょう。

○吉田(正)政府委員 まさに正常な貸金業者だけに限るべきじやないかという御趣旨かと思ひます。私もどなたもいたしまして、今後いろいろと貸金業者に対する規制について検討してまいりたい、かように考えております。

○沢田委員 大臣、来たばかりで申しわけありませんが、いままでも他党の人も社会党も一緒になつて有価証券のいわゆるキャピタルゲインの課税問題については何回かいろいろとやつてまいりました。二十万株、五十万株、この把握が事務的に困難であるというのがまず第一の理由なんです。まず、この限度額は限度額と置いたとして、事務的に可能な方法をやろうと思へばできないことではないんじやないかという気が私はするので、それを履行していくという考え方、そのことがまず一つ。

それからもう一つは、二十万株というのと五十万株という回数にさらに引き下がるべきだ。やはり片一方でグリーンカードをやつて、これはいろいろ議論があるようですが、相手は三百万ですね。ところが二十万株とか五十万株という形になりますと、なかなか金額は張るわけです。ですから、そういう意味において一億とか一千万とか三千万とか五千万とか、とにかくけたは別として、五十万回買つたとして、一千万に上つて五億ですか、そのぐらゐになるでしょう。そのぐらゐの金額が動いていくわけですから、当然その比率としては適用の中に含めるべきである、もっと下げるべきである、この間わざわざ一千万以上五%に増税したわけですね。だから、それから見ればこのキャピタルゲインの方も加えていくのが当然である。じやないかと不正、不平等になつてしまつていくようにも思ふのです。ですから、そういう意味において回数と、解釈はこれはまたあと及びという解釈はいろいろありますが、いずれにしても、これを若干把握力を強めると云ふことが一つ。

それから、もう少し回数と株数の数を小さくして、ただ、小さくすればするほど捕捉率が下がるというぐらゐはあります、ありますが、しかしそれを下げて、捕捉率を高めると云ふことでこれから対処していただけるかどうか、その点ひとつ大蔵大臣の政治判断の上に立つて、これはぜひやつてもらわなくちゃいかぬ。われわれがこれだけ増税の議論をしてゐる中ですから、こいういう人たちは隠れてゐるに隠れて、所得をまかすと言つては悪いのでありますが、その所得を脱税をしていく、こいうことは許されることではない。ですから、そのことだけは厳重に当たつてもらわなければ国民が納得しないと私は思ふのであります。が、その点ひとつ意気込み、意気込みだけではどうにもなりませんね、やはり四股を踏んでも相撲にはなりませんから、四股を踏んだ上でもつことを実行してもらいたい、こいうふうにするのが、いかがでしょう。

○渡辺国務大臣 かねてからこれは議論のあるところでありまして、親の代から相続でもらつた株券を売つたという場合と、本当にかなり巨額なものを売却して、うまく運用しているというふうなものとはそれはおのずから違つてあつて、私はそういう点においては全くあなたと同じ意見なんです。何と云ふまい手、工夫はないかといふことで、これは技術的な面もかなりありますから、真剣に検討させていただきます。

○沢田委員 疑うわけではございません。文字どおり、その言葉どおり私も受け取ります。そこで、たとえば一般投資家と法人がありま

す。法人の場合はわりあい区分が楽ですね。その場合はいまの電子計算機によつていけば、同じカードに載つてくるものは同じカードに載つていくわけですから、電算機があるにせよないにせよ、あるいはペーパーの色を変えるにせよ、あるいは番号をつけるにせよ、背番号と言つては悪いですが、合計すれば三千社があつて、一般の投資家を除けばそれほどの数ではないのであります。ですから、そのぐらゐの管理は可能ではないか、私はこ

ういうふうな思ひでありますけれども、それを含めて委託で大体千八百八十四億ぐらいの株ですね、それから、自己取引が七百十四億ぐらいの取引、しかも二十万株にしてみれば大した人数ではない、こいうふうなことも含めて二十回と云ふくらいに下げることも含めてひとつ御検討をいただきたい。これは検討だけではなかつて、ひとつ次には実施してもらいたい、こいうふうな思ひなのですが、いま言つたような方法ができればやつてもらへる、こいうふうな理解してよろしうございませうか。

○渡辺国務大臣 これはかなり技術的な問題ですから私も詳しいことはわかりませんが、いずれにしても、そこで巨額のものに限ると云ふような抜け穴をつくつておいてはいけません。したがつて、一方においては少額の株主優遇措置を圖つていく必要もあるし、個人株主がふえることはいいことなんです。それから、こいうものゝ絡めて、所得税法等が近い将来大幅にその枠組み等が変えられ

る場合には一緒にやるべきものではないか、私はそう思つております。

○沢田委員 印紙税で今度も上げてこれで、われわれも反対なんでありませうが、通ると思ふのです。が、こいういう上げ方というのは、大衆負担の比率が物すごく上がつていくといふ上げ方なんです。ね。パーセンテージで上げないのですから、極端に言えば一律倍といふやつですね。たとえば所得三千万円の人も三百万円の人も、あるいは百五十万しか取らない人も五百円のものや千円、こ

ういふ場合はいまの電子計算機によつていけば、同じカードに載つてくるものは同じカードに載つていくわけですから、電算機があるにせよないにせよ、あるいはペーパーの色を変えるにせよ、あるいは番号をつけるにせよ、背番号と言つては悪いですが、合計すれば三千社があつて、一般の投資家を除けばそれほどの数ではないのであります。ですから、そのぐらゐの管理は可能ではないか、私はこ

らめんとくくさいからばさつと取つてしまへ、こ
ういった大ざっぱな感覚にあつたんじやないかと
いう気がするのであります。この点は次の機会で
なければ直せませんが、やはり印象としてそうい
うものを私は持たざるを得ない。しかも、これを
取引する庶民階層から見れば、何だ、急に倍にな
つちやつた、ようやく血みどろの金を、ローンを
借り、そして家を建てあるいは土地を買う。その
ときの印紙税が急に倍になるといふことはきわめ

とおり解釈して間違いないでしようね。

○吉野(良)政府委員　繰り越しの御指摘でございますが、ただいま先生御指摘になりましたように、財政法上いわゆる繰り越し明許費の規定がございます。それからもう一つ、財政法の四十二条に、私ども俗に事故繰り越しと呼んでおりますけれども、繰り越し明許費によらざる繰り越しの規定もございます。いずれにいたしましても、この二つの規定に従いまして厳格に繰り越しの手続を

の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案の三案に對しまして賛成の討論を行うものであります。

わが国財政は、現在、赤字公債を含む巨額の公債に依存しております。高齢化社会の到来やエネルギー資源の確保など、今後わが国が直面すると見込まれる問題に對処して財政は一層重要な役割りを果たしていく必要があります、また、景気の調整や所得の再分配についても財政に期待される役

きましては、新規に開発された物品等についてすでに課税されている物品とのバランスを考慮し、これを新たに課税対象に取り込むとともに、この際、税負担の増加をお願いすることについて、国民の理解が得られると判断される既課税物品について税負担の増加をお願いしようとするものである。なお、急激な負担増を避けるため、新規に課税物品については必要な暫定軽減措置を講ずる配慮も行われております。

また、印紙税につきましては、取引規模の拡大等の事情を勘案して税負担の見直しを行おうとするものであります。また、それとともにいままでの制度を合理的に改善する措置を講ずるよう配慮されております。

さらに有価証券取引税につきましては、税負担の増加について国民の理解が得られると考えられる一部の有価証券について、税負担の増加をお願いしようとするものであります。ここにおいても資本市場における影響等を考慮し、各種の配慮が加えられております。

以上三案の増収措置を総合判断いたしますと、提案にかかる負担の引き上げは、財政再建という国民的課題を前にして、いずれもやむを得ない措置であると思われざるを得ないものといたします。

以上のとおり、三税の改正に対し、私は全面的な賛成の意を表明し、討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 沢田広君。

○沢田委員 私、日本社会党を代表し、物品税法の一部改正の法律、印紙税一部改正法、有価証券取引の一部改正法三案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

反対の前提として、政府の称する財政再建は、単なる大衆負担の増大にのみ終始し、軍事費の増強、福祉の後退、行政改革の怠慢、補助金の整理などの不徹底はきわめて遺憾であり、政府の責任は免れないものと判断せざるを得ません。これらの努力が払われない結果、これらの増税路線が進められることは断じて許すわけにはいかないものであります。

物品税は、本来ぜいたく品、奢侈品、一般庶民生活の水準を超えるものに賦課客を置くべきことは当然であり、その方向にあったのであります。が、今回までにその基本的な立場が崩れ、庶民生活の必需品にまでことさらに課税するという姿勢は、私たちの容認できるものではありません。特に重大なことは、物品税の基準、品目、税率の整合性など税制の基本が全く説得性を持たず、国民的合意とは全くかけ離れていることとあります。

加えて、物品税課税品目を製造している中小企業は、インフレによって中小企業は過酷な価格を押しつけられることになり、中小企業の影響ははかり知れないものがあります。賦課率においても、必ずしも今日の生活使用実態に即して適正なものとは考えられないし、その是正にも当たっていないことはきわめて遺憾であります。

政府は、一般消費税の前提の地ならしにしないと言いつつ、その外堀を埋めようとしていることも容認できない理由であります。

印紙税については、二倍に及び引き上げ、そして過去十三年間に十倍の引き上げという異常な増税であり、取引、契約、請負、手形、預貯金証書にまで及び一律倍額であり、少額であったものの負担が大幅にふえる仕組みであり、利益を得る営業的性格のもの、ささやかな個人の生活の必要性に基づくものも一律に取り扱っていることは不公正のそしりを受けることは免れないものであります。これまた、庶民、中小零細企業に及ぶの値上げであり、容認できないところであります。

第三には、有価証券の取引について若干の引き上げを行ったものの、きわめて不十分であり、特にキャピタルゲインの課税についてきわめて甘い課税体系であることは周知の事実であります。グリーンカードの論議にもありましたように、総合課税体系の立場から、この程度のものではなく、一回二十万株、五十回の取引の適正な把握にも十分でなく、脱税の温床ともなっていることは誠摯グループ等の現象にも余りにも明らかであり、さらに適正な措置が求められるところであります。

別途、附帯決議にも提起されている諸点を含め、これら増税の全体としても適切なものとは言いがたいし、仮に財政再建の必要を認めるとしても、これら大衆負担に依存する増税には、全く是認、賛成するわけにはいかないものであります。

以上、反対の趣旨を申し述べ、全面的な反対の討論といたします。(拍手)

○綿貫委員長 柴田弘君。

○柴田委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案について反対の態度を表明し、討論を行うものであります。

議題となっております三法案は、その提案理由の一つが財政再建を進めるためのものとされております。しかし、それぞれの法案の改正内容を検討すると、財政再建に名をかりて、政府が近年一貫して推し進めている大衆増税路線を証明するものにはかなりません。このことは、印紙税、物品税など、物価の値上げにつながる大衆課税的な性格を持つものの引き上げ幅は大きく、逆に資産、不労所得の課税に関連する有価証券取引税の引き上げ幅は小さくなっていることから明らかであります。政府が、いわゆる不公平税制の是正に対しては積極的な姿勢を示さないまま、安易に大衆課税の強化を図ることはとうてい国民の理解を得られるものではありません。われわれはこの点をまず反対理由の第一とするものであります。

次に、わが国の経済動向は、消費者物価の高騰、個人消費支出の不振、中小企業倒産の急増などから、景気のかげり現象が広がっています。特に、政府見通しをはるかに上回る消費者物価の高騰は、所得税減税の連続見送りなどと複合して、勤労者の実質所得がマイナスとなるなど、国民生活を最悪の状態に陥れております。この上に負担増を押しつけることは、国民生活の防衛と向上に全く配慮しないものであり、提案の三法案を容認することはできません。

また、中小企業倒産も、その件数が、五十五年は史上第二位を記録し、五十六年一月は、一月としては史上第一位となるなど、憂うべきものです。今後の見通しも、景気のかげりの広がりが現象から明らかな材料が見当たらない。しかも、物品税、印紙税の大幅引き上げは、中小企業の経営を圧迫することは必至であります。したがって、中小企業にとっては、法人税の引き上げが計画され

ていることとあわせ考えると、まさに二重、三重の経営苦を押しつけるものであることから、賛成できかねるものであります。

次に、物品税の課税対象の拡大及び税率の引き上げは、いわば最近の需要が活発なものに焦点が当てられております。このように、物品税の課税の基本とも言える、奢侈品に重く、生活必需品の非課税などから物品税の課税体系を見直しするのではなく、単に国民の消費動向にのみ着目して課税強化を図っていることは、まさに政府の税制調査会が答申をしているところの大型消費税導入の布石ともなりかねないものであり、反対せざるを得ません。

また、有価証券取引税の引き上げはかねてよりわれわれも主張してきたものであります。若干の評価を贈ることにやぶさかではありません。しかし、引き上げ幅がわれわれの要求よりも低いこと、さらに、仮に政府の主張のように大幅の引き上げが公社債市場を初め証券市場などに重大な影響を与えるものであれば、こうした課税の方法を網際調整で済ませるのではなく、現行の有価証券の譲渡益に対する原則非課税制度を抜本的に見直すことこそ、国民の合意を得られるものであります。したがって、政府案には賛成できないのであります。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 玉置一弥君。

○玉置委員 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となっております物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法の一部を改正する法律案に対し、一括して反対をするものであります。

今回議題の各法律案は、肥大化した財政の穴埋めとして安易に増税を行うものであり、言いかえれば、補助金のばらまきで政権の安定を図ってきた自民党政権のツケを国民が負担することとあります。国の財政状態の悪化はわれわれも十分に認識しているところであり、従来から、行財政改革

により財政再建を行うよう具体的に提言してまいりました。しかし、政府が行う行政改革の効果は上がらず、また、特に現行税制が不公平税制と言われている現状を省みず、制度をそのままにして財政収入不足を増税によって賄う方法をとられたことは、断じて許しがたいのであります。

物品税法については、昭和三十七年に大幅な改正が行われましたが、それ以降二十年を経過しようとしていますが、課税対象物や税率を見ると、本来の物品税法の趣旨から外れているものが多数あることは、本委員会の審議によっても明らかであります。設定当時から経済、生活環境の変化から見て適宜見直しを行うことを要望するものであります。

現在大蔵省では、国会の反対決議にもかかわらず、昭和五十七年度から大型間接税の導入を検討されている様子ですが、国民の税に対する意識及び税制度に対する不満から国民の生活に対する不安を与えておりますが、それよりもまず私は、大蔵省の中にある現在の経済状況及び昭和五十六年度の経済の見通しが樂觀に過ぎることを指摘いたします。民間の活力を財政再建の柱に考えておられる鈴木内閣として、国民に不安を与え、消費にブレーキをかけるこれら一連の動きは、方向に反したもので言わざるを得ないのであります。

また、米、米、欧州等との間で取り上げられている貿易摩擦についても、今後ますます激化することが予想されていますが、貿易立国としての日本の経済が安定成長していくためには、国民の生活基盤をより強固にしなければなりません。

以上の観点から、政府に対し、経済、生活の状況にマッチするような機敏な税制度の対応や財政運営を要望し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 養輪幸代君。

○養輪委員 私は、日本共産党を代表して、物品税法並びに印紙税法の両改正案について反対、有価証券取引税法改正案について賛成の討論を行います。

物品税法並びに印紙税法の両改正案に反対する第一の理由は、財政再建を口実として国民に一層の負担増を押しつけていることです。

今回の増税は、物品税では、ライトバンや全自動洗たく機など、主として業務用に使われているものや通常の家の家庭で広く使用されているものを新たに課税対象に取り入れる、印紙税については、金銭受取書、契約書、委任状など、個人や中小業者が日常的に作成する文書に一律二倍の税率を引き上げが行われるなど、国民への転嫁を基本とした大衆課税の強化を図る内容となっています。また、所得に対して逆進的な性格を持っている物品税、印紙税などの間接税の増税を行うことは、低所得者はより重い税負担を押しつけられることにもなります。

第二の理由は、今回の物品税法改正が一般消費税導入に道を開くものであるということです。

今回の増税の新しい特徴は、奢侈品ないし比較的高価な必需品や趣味・娯楽品に限定するという物品税の課税対象について従来とられてきた考え方の枠を超えて課税対象の拡大が行われていることです。今回新たに課税対象に取り入れられたライトバンや大型冷蔵庫などは、主として業務用に使用されていること、他方、全自動洗たく機、衣類乾燥機などは家庭で現にあるいは近い将来日常的に使用されるものであることから、いずれも従来の政府の考え方を一歩進めたものと言えます。こうしたなし崩しの課税対象の拡大は、結局あらゆる物品への課税を可能にすることになり、政府が五十七年度にねらっている課税ベースの広い間接税すなわち装いを変えた一般消費税の導入に道を開くことにならざるを得ません。

第三の理由は、今回の増税が景気回復と民主的な財政再建に逆行し、ひいては財政危機を一層深めることになることです。

国民生活防衛と財政、経済の民主的再建を図るため国民の消費支出の拡大がまさに求められているときに、物価上昇と消費抑制の効果を待つ物品税の増税を図ることは、財政再建どころか国民生活

活破壊と日本経済の危機を一層深めることになり

ます。また、物品税は小売価格への転嫁を予想して

いますが、国民の実質収入の低下という現状から、

末端の小売業者は転嫁の困難と需要の減少で経営

の困難に見舞われることとなります。

以上が、両改正案についての反対の理由です。

次に、有価証券取引税法改正案について述べま

す。

最近の証券市場の急速な拡大とその背後にある

担税力から見ても、有価証券取引税を引き上げるこ

とは財源対策上必要なものであり賛成です。

しかし、現在有価証券譲渡益について実質上非

課税となっていることは税制上の一貫性を欠き、不公平税制を放置するもので容認することはでき

ません。政府は、今後速やかな対策をとるべきで

す。

最後に、大企業、大資産家優遇の不公平税制を

温存する一方で、財政再建を口実として国民に大

増税を押しつけながら軍備の大増強を図ろうとす

る政府のやり方は全く不当であり、とうてい認め

ることができないことを表明して、私の討論を終

わります。(拍手)

○綿貫委員長 柿澤弘治君。

○柿澤委員 私は、新自由クラブを代表して、現

在議案となっており物品税法の一部を改正する

法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、有

価証券取引税法の一部を改正する法律案、以上三案に対し、残念ながら反対の立場から討論を行います。

物品税法の改正内容であります。新たに課税

対象に加えられた品目及び税率の引き上げが図ら

れることになっております品目は、家電製品並び

に自動車関係であります。その趣旨は、消費の実

態、課税物品相互間の負担の均衡等に基づくもの

とされており、また、物品税の従来からの考え方

であります消費財課税の枠の中での処理とされて

おりますが、しさいに検討しますと、改正課税対

象品目が以上のような基準に従って新たに加えら

れ、税率の引き上げが行われるとは考えられませ

ん。むしろ、消費の動向から見ても、消費動向が今

後とも堅調な品目が安易に選択されたのではない

かと考えられるわけであり、質疑におきましてすでに申し上げておりますように、物品税は現在そのあり方が問われている時期であり、今回の改正ではその点についての抜本的見直しが行われておらず、単なる増収策としての評価しかできないのであります。

次に、印紙税法の改正案についてであります。

過怠税の軽減措置など制度の整備合理化として

一部には評価すべき内容を含んでおりますが、定

額税率及び階級定額税率の二倍引き上げなど、大

幅な税額の引き上げが改正内容のすべてである改正案であります。この改正案も、現時点でこのよう大幅な負担増を国民に納得させる妥当性がな

いまま提案されているものであると考えざるを得ないのであります。

有価証券取引税の改正案につきましては、この

法案の課税がどのような目的で行われるものなの

か、流通課税としての性格、所得課税としての性

格などキャピタルゲイン課税との関連において総合的な検討が必要な時期にあるものと考えます。

また、株式と公社債とで設けられている差なども

税制の整合性の観点から疑問を持たざるを得ない

ものであります。このような重要な点についての

論議が放置されたままの改正は、場当たり的な増

収策としてしか評価できないことになるわけであり

ます。

以上のような理由をもちまして三案に反対いた

す。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和五十六年三月十八日

三二

しますことを申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)

○綿貫委員長 これにて討論は終局いたしました。

○綿貫委員長 これより採決に入ります。

まず、物品税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○賛成者起立

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○賛成者起立

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○賛成者起立

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、有価証券取引税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○賛成者起立

○綿貫委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○綿貫委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十九分散会

○綿貫委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○綿貫委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○綿貫委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○綿貫委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○綿貫委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

○綿貫委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

本動議のごとく三案に対し附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○綿貫委員長 起立多数。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿って配意いたしたいと存じます。ありがとうございます。

○綿貫委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました三法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

部分の金額をいう。

第二条第一項第三十号中「第二十二條」の下に「(課税標準)」を加え、同項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第二条第一項第三十三号中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「と当該金額の十分の九に相当する金額との合計額」を加える。

第四十二條第二項中「国庫補助金等の交付に代わるべきもの」として固定資産の交付を受けたものを「次に掲げる固定資産を取得した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産

二 前号に掲げる固定資産に準ずるものとして政令で定める固定資産

第四十二條第五項中「国庫補助金等の交付に代わるべきもの」として提供を受けたものを「その取得した同項各号に掲げる」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第七十二條第一項中「(除く)」の合計額が、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額をこえるときは、そのこえる部分を「(除く)以下この項において「損失の金額」という。」の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額(損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ)。

二 雑損失の金額 第七十二條第一項(雑損失)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 雑損失の金額 第七十二條第一項(雑損失)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 雑損失の金額 第七十二條第一項(雑損失)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える

所得税法の一部を改正する法律案

部分の金額をいう。

第二条第一項第三十号中「第二十二條」の下に「(課税標準)」を加え、同項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が三百万円以下であるものであつて、老年者に該当しないものをいう。

第二条第一項第三十三号中「二十万円」を「二十九万円」に改め、同号ハ中「控除した金額」の下に「と当該金額の十分の九に相当する金額との合計額」を加える。

第四十二條第二項中「国庫補助金等の交付に代わるべきもの」として固定資産の交付を受けたものを「次に掲げる固定資産を取得した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産

二 前号に掲げる固定資産に準ずるものとして政令で定める固定資産

第四十二條第五項中「国庫補助金等の交付に代わるべきもの」として提供を受けたものを「その取得した同項各号に掲げる」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第七十二條第一項中「(除く)」の合計額が、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額をこえるときは、そのこえる部分を「(除く)以下この項において「損失の金額」という。」の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額(損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ)。

二 雑損失の金額 第七十二條第一項(雑損失)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 雑損失の金額 第七十二條第一項(雑損失)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 雑損失の金額 第七十二條第一項(雑損失)に規定する損失の金額の合計額が同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超える場合におけるその超える

所得税法の一部を改正する法律案

が五万円以下である場合（その年における災害関連支出の金額がない場合を含む。）その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

二 その年における損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合、その年における損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額と前号に掲げる金額とのいずれか低い金額

三 その年における損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合、五万円と第一号に掲げる金額とのいずれか低い金額

第八十一条の見出しを「（寡婦（寡夫）控除）」に改め、同条第一項中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、同条第二項中「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に改める。

第八十五条第二項中「寡婦」の下に「寡夫」を、「第二十一条第三十一号イ」の下に「又は第三十一号の二」を加える。

第八十七条第二項中「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に、「行なり」を「行う」に改める。

第九十四条第一項、第九十七条第一項及び第九十四条第四項中「五万円」を「十万円」に改める。

第九十七条第三項中「添付し」を「添付し」に改め、同項第一号中「申告書」の下に「雑損控除」を加える。

第九十九条第一項第二号ロ中「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に改める。

第三百三十二条第一項中「担保を提供させ」を削り、同項第二号及び第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 税務署長は、前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納に係る所得税の額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和五十六年三月十八日

その延納に係る所得税につき、その額が五十万円以下で、かつ、その延納の期間が三年以下である場合は、この限りでない。

第三百三十五条第二項第二号中「第三百三十二条第三項」を「第三百三十二条第四項」に改める。

第三百八十七条中「寡婦」の下に「寡夫」を加える。

第九十九条第二号ハ中「寡婦又は」を「寡婦、寡夫又は」に、「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に改める。

第九十九条第四項第一号中「寡婦」の下に「寡夫」を加える。

第九十九条第五項第一号中「寡婦控除」を「寡婦（寡夫）控除」に改める。

第二百二十五条第一項各号列記以外の部分中「第七号」を「第八号」に改め、「証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの」の下に「並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調査のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するもの」を加え、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「掲げる国内源泉所得」の下に「又は前号に規定する償還金」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 居住者又は内国法人に対し国内において第二百二十四条第四項に規定する償還金の支払をする者

別表第四の備考（4）、別表第五の備考（4）、別表第六の備考（2）及び別表第七の備考（2）中「納税」の次に「納付」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二百二十五条第一項の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除

き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（雑損損失の繰越控除に関する経過措置）

第三条 新法第七十一条第一項（雑損損失の繰越控除）（新法第六十五條（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）において適用する場合を含む。）の規定は、昭和五十六年以後の各年において生じた新法第二十一条第二十六号（定義に規定する雑損損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二十一条第二十六号に規定する雑損損失の金額について適用し、なお従前の例による。）

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第四条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払うべき新法第八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第九十条（年末調整）の規定及び新法別表第七は、昭和五十六年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

3 新法第九十四条第一項及び第九十五条第一項（給与所得者の扶養控除等申告書等）の規定は、施行日以後に提出する新法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新法第九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第五条 施行日前に昭和五十六年分の所得税につき旧法第二百七条（年の中途で出国をする場合の確定申告）（旧法第六十六條（非居住者に對する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号第二十五条（決定））の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の更正の請求をすることができ

る。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第九十五条第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第九十六条（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項（充當）の規定による充當をする日（同日前にその充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（償還金等の支払調書に関する経過措置）

第六条 新法第二百二十五条第一項第七号及び第八号（支払調書）の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される新法第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する割引債の償還金（買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価）について適

用する。

(所得税法の一部を改正する法律の一部改正)
第七條 所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条に次の一項を加える。

3 昭和五十八年一月一日前にあつては、新法
第十一条の二及び第十一条の三の規定中「第
九条の二第二項」とあるのは「所得税法の一
部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)
による改正後の第九条の二第一項」と、「第十
条第一項」とあるのは「同法による改正後の第
十條第一項」とする。

理由

今次の税制改正の一環として、配偶者控除等の
適用対象となる者についての所得要件を緩和する
とともに、寡夫についての寡婦控除に準じた所得
控除の新設及び災害に直接関連して支出をした金
額についての雑損控除の拡充を行うほか、所要の
規定の整備を図る必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を
次のように改正する。

第四十二条第二項中「国庫補助金等の交付に代
わるべきものとして固定資産の交付を受けた」を
「次に掲げる固定資産を取得した」に改め、同項

に次の各号を加える。

一 国庫補助金等の交付に代わるべきものとし
て交付を受ける固定資産

二 前号に掲げる固定資産に準ずるものとして
政令で定める固定資産

第六十六条第一項中「百分の四十」を「百分の四
十二」に改め、同条第二項中「七百万円」を「八百
万円」に、「百分の二十八」を「百分の三十」に改め、
同条第三項中「百分の二十三」を「百分の二十五」に
改め、同条第四項中「七百万円」を「八百万円」に改
める。

第九十九条第一項中「百分の三十五」を「百分の
三十七」に改め、同条第二項中「百分の二十一」を
「百分の二十三」に改める。

第二百二条第一項第三号中「百分の四十」を「百分
の四十二」に、「百分の二十三」を「百分の二十五」
に改める。

第二百五条第一項中「百分の三十五」を「百分の
三十七」に改め、同条第二項中「百分の二十一」を
「百分の二十三」に改める。

第四百四十三条第一項中「百分の四十」を「百分の
四十二」に改め、同条第二項中「七百万円」を「八百
万円」に、「百分の二十八」を「百分の三十」に改
め、同条第三項中「百分の二十三」を「百分の二十
五」に改め、同条第四項中「七百万円」を「八百万
円」に改める。

別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康保
険組合連合会の項並びに国民健康保険組合及び国民
健康保険団体連合会の項を削る。

別表第二第一号の表中勤労者財産形成基金の項
の次に次のように加える。

健康保険組合

健康保険法(大正十一年法律第七十号)

健康保険組合連合会

別表第二第一号の表中中国鉄共済組合の項の次に次のように加える。

国民健康保険組合

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)

国民健康保険団体連合会

附則

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行
する。

2 改正後の法人税法(以下「新法」という。)第四
十二条(国庫補助金等取得した固定資産等の
圧縮額の損金算入)、第六十六条(各事業年度の
所得に対する法人税の税率)、第九十九条(解散
の場合の清算所得に対する法人税の税率)、第
百二条(清算中の所得に係る予納申告)、第一百
五条(合併の場合の清算所得に対する法人税の
税率)及び第四百四十三条(外国法人に係る各事業
年度の所得に対する法人税の税率)の規定は、
法人(新法第二条第八号(定義)に規定する人格
のない社団等を含む。以下この項において同
じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)以後に終了する事業年度の所得に対する法
人税及び施行日以後の解散又は合併による清算
所得に対する法人税(清算所得に対する法人税
を課される法人の清算中の事業年度の所得に係
る法人税及び残余財産の一部分配により納付
すべき法人税を含む。以下この項において同
じ。)について適用し、法人の施行日前に終了し
た事業年度の所得に対する法人税及び施行日前
の解散又は合併による清算所得に対する法人税
については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際、健康保険組合若しくは
健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若し
くは国民健康保険団体連合会が施行日前から引
き続き新法第二条第十三号に規定する収益事業
に該当する事業を営んでいる場合には、当該事
業は、施行日において新たに開始されたものと
みなして、新法の規定を適用する。

理由

最近における厳しい財政事情にかえりみ、今次
の税制改正の一環として、法人税の税率を引き上
げるほか、中小企業の現状にかんがみ軽減税率の
適用範囲を拡大する等の必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一款 特別税額控除(第十条・第十
一条第一款の二 減価償却の特例(第十一
条の二))」を「第一款 特別税額控除及び減価
償却の特例(第十条・第十八条)」に、「農業所得の
免税」を「農業所得の課税の特例」に、「第三十七
条の五」を「第三十七条の六」に、「第三十七
条の五」を「第三十七条の六」に、「第三十七
条の七」に、「第一節の二 特別税額
控除(第四十二条の三・第四十二条の四)」を「第
一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例(第
四十二条の三・第四十二条の四)」に、「第五十七
条の五」を「第五十七条の六」に、「第六十五
条の九」を「第六十五条の十」に改める。

第七条の二中「昭和五十六年三月三十一日」を
「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第二章第二節第一款の款名を次のように改め
る。

第一款 特別税額控除及び減価償却の
特例

第十条の二を次のように改める。

(省エネルギー設備等)を取得した場合の特別償
却又は所得税額の特別控除

第十条の二 青色申告書を提出する個人で次の各
号に掲げるものが、昭和五十六年四月一日から
昭和五十九年三月三十一日までの期間内にその
製作若しくは建設の後事業の用に供されたこと
のない当該各号に掲げる減価償却資産(以下こ
の条において「省エネルギー設備等」という。)
を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、
若しくは建設して、これをその取得し、又は製
作し、若しくは建設した日から一年以内に所得

税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第三号に掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第五項に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる機械及び装置にあつては、同号に掲げる個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該省エネルギー設備等（次条から第十三条の二まで又は第十五条から第十六条の二までの規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該省エネルギー設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第二号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該省エネルギー設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 燃料の燃焼の合理化、廃エネルギーの回収利用、エネルギーの損失の防止等によりエネルギー資源の消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の減価償却資産

二 製造機能の向上、製造工程の連続化その他の製造方法又は加工方法の改良に資する機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するものうちその設置をするこ

とが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の設備

三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該機械その他の減価償却資産

四 第十二条の二第一項に規定する中小企業者に該当する個人 同項に規定する機械及び装置のうち前三号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定により当該省エネルギー設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該省エネルギー設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該省エネルギー設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該省エネルギー設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその取得価額（第二号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該省エネルギー設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

（次条から第十三条の二まで又は第十五条から第十六条の二までの規定の適用を受けるものを除く。）の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この条において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した省エネルギー設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてその算入に関する記載があり、かつ、省エネルギー設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

8 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第二章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の二第三項及び第四項（省エネルギー設備等）を取得した場合の所得税額の特別控除」とする。

第二章第二節第一款の二の款名を削る。

第十一条第三項中「これらの書類に」を削り、「添付」を「添付」に改める。

第十二条第一項の表の第一号中「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第六号）第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区を加え、同表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する個人が、同項の表の第三号又は第四号に規定する工業開発地区又は自由貿易地域として昭和五十六年三月三十一日以前に指定された地区内において取得し、又は製作し、若しくは建設した工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第三号中「百分の二十」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

第十二条の二第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第十三条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「十分の二」を「百分の二十五」に、「並びに工場用」を「工場用」に、「附属設備のうち」を「附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送用の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち」に改め、同条第三項中「のうち」を「に對する」に、「障害者の数の占める」を「障害者の数（当該障害者のうちに身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する重度障害者その他大蔵省令で定めるもの（以下この項において「重度の障害者」という。）がある場合には、当該障害者の数に重度の障害者の数を加算した数）の」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「都市計画

区域内」を「都市計画区域のうち政令で定める地域内」に改める。

第十六条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第十六条の二第二項中「に係る中小企業事業転換対策臨時措置法」の下に「（昭和五十一年法律第八十四号）を加える。

第二十條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第二十條の二第二項中「昭和五十六年」を「昭和五十八年」に改め、同項の表の第一号中「汎用プログラム」を「汎用プログラム」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第二章第二節第四款の款名中「免税」を「課税の特例」に改める。

第二十五條を次のように改める。

（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）

第二十五條 農業（所得税法第二条第一項第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から昭和六十年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に掲げる肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。

一 家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該個人が飼育した生産後一年未満の政令で定

める肉用牛

2 前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に掲げる肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものが含まれているとき（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。）は、当該個人のその売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができ。

一 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に掲げる肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものの売却価額の合計額に百分の五を乗じて計算した金額

二 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に掲げる肉用牛に係る事業所得の金額がないうのとみなして計算した場合におけるその年分の総所得金額につき、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章の規定により計算した所得税の額に相当する金額

3 第一項に規定する個人がその年分の所得税について次条第一項の規定の適用を受けるときは、当該個人のその年分の所得税については、第一項中「がすべて」とあるのは「のうち」と、「であるときは」とあるのは「があるときは」と、「その売却により」とあるのは「当該免税対象飼育牛の当該売却により」として同項の規定を適用する。この場合において、前項の規定は、適用しない。

4 第一項及び第二項に規定する肉用牛とは、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十一条第一項に規定する肉用牛（乳牛の雌のうち政令で定めるものを含む。）をいう。

5 第一項（第三項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。）又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があり、かつ、これらの規定に規定する肉用牛の売却が第一項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他大蔵省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証する書類の提出があつた場合に限り、第一項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定を適用することができる。第一項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、その提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

7 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第二十五条第二項（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）」とする。

8 第一項から第三項までに定めるもののほか、第一項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五條の二第二項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五・六」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の三十四・一」を「百分の三十六・七」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十二」を「百分の七十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の六十」を「百分の五十七」に改め、同条第五項第二号中「百分の二十八」を「百分の三十」に、「七百万円」を「八百万円」に、

「百分の四十」を「百分の四十二」に改める。

第二十八條の四第四項第一号中「第二條第一項第二十六号及び第三十号」を「第二條第一項第三十号」に、「同項第二十六号又は第三十号」を同項第三十号に改める。

第二十九條の四第一項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改める。

第三十條の二第一項中「昭和四十二年六月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの間に」を「昭和五十六年から昭和五十八年までの各年において」に、「第五條第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画」を「第十一條第五項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（同法第十九條の規定の適用がある場合には、農林水産大臣。第五項において同じ。）の認定を受けた同法第十一條第一項又は第十八條第一項に規定する森林施業計画（同法第十六條の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）」に改め、同条に次の四項を加える。

5 第一項に規定する森林施業計画につき森林法第十六條の規定による認定の取消しがあつた場合における同項の規定の適用については、当該森林施業計画に係る同項に規定する都道府県知事の認定を受けなかつたものとみなす。この場合において、当該認定の取消しがあつた日の属する年の前年以前の各年分の山林所得につき同項の規定の適用を受けた個人は、当該認定の取消しがあつた日から四月以内に、当該各年分（この項前段の規定により第一項の規定の適用を受けないこととなる年分に限る。）の所得税について、修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告

書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行う。

7 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十條の二第五項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号及び第六十五條第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二條第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

8 第五項に規定する森林施業計画の認定の取消しがあつた場合における税務署長への通知に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十一條第三項第一号中「第二條第一項第二十六号及び第三十号」を「第二條第一項第三十号」に、「同項第二十六号又は第三十号」を同項第三十号に改める。

第三十三條第一項中「第三十七條の三」を「第三十七條の六」に改め、同条第三項第一号中「第三十七條の五」を第三十七條の六に改める。

第三十三條の三第三項中「及び第三十七條の三」を「第三十七條の三及び第三十七條の六」に改める。

第三十三條の六第一項中「第三十七條の三」の下に「及び第三十七條の六」を加え、同項第二号中

「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「こえ」を「超え」に改める。

第三十四條の三第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一號ずつ繰り下げ、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一號を加える。

二 農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七條第一項の規定による公告があつた同項の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合

第三十七條第一項の表の第十三号下欄中「生立するもの」の下に、「第三十四條の三第二項第二号に規定する農用地利用増進計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等」を加える。

第三十七條の六第二項中「第三十七條の六第一項第一号」を第三十七條の七第一項第一号に改め、第二章第四節第九款中同条を第三十七條の七とする。

第二章第四節第八款中第三十七條の五の次に次の一條を加える。

（農住組合の行う交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）

第三十七條の六 農住組合の組合員である個人（政令で定める者を含む。）が、その有する土地又は土地の上に存する権利（所得税法第二條第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。）につき農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七條第二項第三号の規定による交換分合が行われた場合（同法第十一條において準用する土地改良法第九十九條第十二項の規定による公告がされた農住組合法第九條第一項に規定する交換分合計画の定めるところにより行われた場合に限る。）において、当該交換分合によ

り土地等の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三條、第三十三條の四、第三十四條から第三十五條まで、第三十七條、第三十七條の四又は前条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をしたとき（土地等とともに同法第十一條において準用する土地改良法第二百二條第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）は、当該交換分合により譲渡した土地等（当該交換分合により土地等とともに当該清算金の取得をした場合には、当該譲渡をした土地等のうち当該清算金の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとして、第三十一條又は第三十二條の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の交換分合計画の写しとして大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた個人が同項の交換分合により取得した土地等（以下次項までにおいて「交換取得資産」という。）につきその取得した日以後譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む）、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、当該交換取得資産に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、当該交換分合により譲渡した土地等（以下この項において「交換譲渡資産」という。）の取得の時期を当該交換取得資産の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額を

その取得価額とする。

一 交換譲渡資産の取得価額等（当該交換譲渡資産の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、交換取得資産とともに第一項に規定する清算金を取得した場合に当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）

二 交換譲渡資産とともに第一項に規定する清算金を支出して交換取得資産を取得した場合に、当該清算金の額

三 交換取得資産を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

5 交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合に、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第四十一条の三第一項第三号ホ中「貸付け又はこれらの貸付け及び」を「貸付けを受け、又はこれらの貸付けとともに」に改める。

第四十一条の八第一項中「森林の施業に関する計画」を「森林施業計画」に、「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同条第二項及び第五項第一号中「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

第四十一条の九第一項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改め、「相当する所得税」の下に「の額（第四号において「出資部分に係る所得税の額」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該農地等の出資の日の属する年分の所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から起算して出資部分に係る所得税の額を五万円を除して得た数（その数に未満の端数があるときは、これを一とす）に相当する年数を経過することとなる場合、その年数を経過することとなる日の翌日から二月を経過する日

第四十一条の十第一項中、「担保を提供させ」を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項第二号」を「同項第一号」に、「添付し」を「添付し」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 税務署長は、前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納に係る所得税の額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その延納に係る所得税の額が五十万円以下である場合は、この限りでない。

第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改め、同条第四項中、必要があると認めるときは「を削り、」と「できる」を「ものとす」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、納期延長分の所得税の額が五十万円以下である場合その他税務署長がその担保の提供を要しないと認めるときは、この限りでない。

第四十一条の十二を次のように改める。
（割引債の償還差益に対する課税の特例）
第四十一条の十二 非居住者が、所得税法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行された割引債について支払を受けるべき償還差益については、同法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して所得税を課する。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき償還差益でその者の同法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

2 内国法人又は外国法人は、所得税法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行され

た割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の四十二（同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の三十五）の税率を適用して所得税を課する。

3 所得税法の施行地において昭和五十九年一月一日以後に発行される割引債の発行者は、政令で定めるところにより、当該割引債の発行の際これを取引する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額に百分の四十二（同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行される割引債については、百分の三十五）の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還（買入消却を含む）が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者（当該取得者と当該償還を受ける者とが異なる場合には、当該償還を受ける者）が当該割引債に係る償還差益に対する所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税とみなす。

5 昭和五十九年一月一日以後に発行された第三項の割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて償還をする場合又は当該期限内に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還（買入消却を含む）を受ける者に対し、同項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額のうち当該割引債の券面金額から償還金額又は買入金額を控除した額に対応する部分の金額として政令で定める金額を還付する。

6 昭和五十九年一月一日以後に発行された第三項の割引債につき、その発行者が次の各号に掲げる者に対し、償還差益の支払（第三号に掲げる公益信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る）をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を還付する。

一 当該割引債をその発行の際に取得した個人又は内国法人若しくは外国法人（第三号に掲げる法人及び公益信託の受託者を除く）で、当該割引債を取得した日からその償還差益の支払を受ける時まで引き続き政令で定めるところにより当該割引債につき保管の委託をし又は登録を受けていた者 当該割引債につき第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額（前項の規定により還付を受ける金額を除く。以下この項において「みなし源泉所得税額」という。）のうち当該償還差益の百分の二十に相当する金額を超える部分の金額として政令で定める金額

二 当該割引債をその発行された後に取得した非居住者又は外国法人（次号に掲げる法人に該当する外国法人を除く）で、当該割引債を取得した日からその償還差益の支払を受ける時まで引き続き政令で定めるところにより当該割引債につき保管の委託をし又は登録を受けていた者 当該割引債に係るみなし源泉所得税のうちその者がその保管の委託をし又は登録を受けた期間に対応する部分の金額が当該償還差益の百分の二十に相当する金額を超える場合のその超える部分の金額として政令で定める金額

三 所得税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項に規定する公益信託の受託者 当該割引債に係るみなし源泉所得税のうち当該割引債の所有期間に対応

する部分の金額として政令で定める金額
7 前三項の規定の適用がある場合において、第四項に規定する取得者が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者であるときは、これらの者に対する所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第九十六条第一号中「不動産所得」とあるのは「不動産所得並びに租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の十二第四項(割引債の償還差益に対する課税の特例)に規定する償還差益に係る雑所得」と、同条第二号中「不動産所得の金額」とあるのは「不動産所得の金額並びに前号に規定する償還差益に係る雑所得の金額」とする。

二 所得税法第四十条第一項第二号並びに第二十条第一項第五号及び第九号に規定する源泉徴収された又ははされるべき所得税の額は、第四項の規定により償還差益に対する所得税として徴収されたものとみなされた所得税の額については、当該みなされた所得税の額のうちその者が当該割引債を所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める額とする。

8 第四項から第六項までの規定の適用がある場合において、第四項に規定する取得者が内国法人又は外国法人であるときは、これらの者に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第九十一条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四十一条の十二第二項(割引債の償還差益に対する課税の特例)に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第三十八条第四号中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十一条の十二第二項(割引債の償還差益に対する課税の特例)に規定する償還差益」とする。

9 この条において、「割引債」とは、割引の方法

により発行される公社債で政令で定めるものを用いて、「償還差益」とは、割引債の償還金額(買入消却が行われる場合には、その買入金額)がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

10 第三項から第八項までに定めるもののほか、償還差益に係る雑所得の金額の計算方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第四十二条第一項中「以下次条第四項」を「次条第四項」に、「以下次条第一項」を「次条第一項」に、「百分の三十」を「百分の三十二」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の二十二」を「百分の二十四」に、「百分の十九」を「百分の二十一」に改め、同条第二項中「七百万円」を「八百万円」に改める。

第三章第一節の二の節名を次のように改める。
第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例

第四十二条の三第一項中「及び次条」を「並びに次条第二項及び第三項」に改める。
第四十二条の四を次のように改める。

（省エネルギー設備等）
第四十二条の四 青色申告書を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除

第四十二条の四 青色申告書を取得する法人で次の各号に掲げるものが、昭和五十六年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産(以下この条において「省エネルギー設備等」という。)を取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合及び第三号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二十五条に規定する電気事業の用に供した場合を除くものとし、第四号に掲げる機械及び装置にあつては、同号に掲げる法人の営む製造業、建

設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る。次項において同じ)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該省エネルギー設備等(次条、第四十五条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条、第五十一条若しくは第五十一条の二又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く)に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)

は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該省エネルギー設備等の普通償却限度額(同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この節において同じ)と特別償却限度額(当該省エネルギー設備等の取得価額(第二号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう)との合計額とする。

一 燃料の燃焼の合理化、廃エネルギーの回収利用、エネルギーの損失の防止等によりエネルギー資源の消費の節減に直接資する機械その他の減価償却資産のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他の減価償却資産

二 製造機能の向上、製造工程の連続化その他の製造方法又は加工方法の改良に資する機械その他の設備でエネルギー資源の効率的利用に著しく寄与するもののうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他の設備
三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他

これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他の減価償却資産
四 第四十五条の二第一項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等 同項に規定する機械及び装置のうち前三号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2 青色申告書を取得する法人で前項各号に掲げるものが、同項に規定する期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない省エネルギー設備等(取得し、又は省エネルギー設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該省エネルギー設備等につき同項又は同項に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額(この項、次項及び前条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額)とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ)からその事業の用に供した省エネルギー設備等(次条、第四十五条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条、第五十一条若しくは第五十一条の二又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く)の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この条において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

三 石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散・合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合に、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額

が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した省エネルギー設備等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に対する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第二項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

7 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額

の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

8 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二」まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二」まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の四第二項若しくは第三項（省エネルギー設備等

を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十条の二中「この款とあるのは「この款並びに租税特別措置法第四十二条の四第二項及び第三項（省エネルギー設備等）を取得した場合の場合の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第二項及び第三項（省エネルギー設備等）を取得した場合の場合の法人税額

額の特別控除)の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第四十二条の四第二項及び第三項(省エネルギー設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除)とする。

第三章第一節の三の節名を削る。

第四十三条第一項中「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)」を「の償却限度額」に改

第四十五条第一項中「この項」を「この条」に改め、同項の表の第二号中「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を加え、同表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項と

し、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定する法人が、同項の表の第三号又は第四号に規定する工業開発地区又は自由貿易地域として昭和五十六年十二月三十一日以前に指定された地区内において取得し、又は製作し、若しくは建設した工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第三号中「百分の二十」とあるのは「三分の一」と、「百分の二十」とあるのは「三分の一」と、

の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

第四十五条の二第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第四十五条の三第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「四分

の「一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の一」に改める。

第四十五条の四第一項第一号及び第二号中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「十分の一」を「百分の二十五」に、「並びに工場用」を「二」を「百分の二十五」に、「並びに工場用」を「二」、「工場用」に、「附属設備のうち」を「附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送装置

の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち」に、「第四十七条」を「次条」に改め、同条第二項中「のうちに」を「に對する」に、「障害者の

数の占める」を「障害者の数（当該障害者のうちに身体障害者雇用促進法第二条第二項に規定する重度障害者その他大蔵省令で定めるもの（以下この項において「重度の障害者」という。）がある場合には、当該障害者の数に重度の障害者の数を加算した数の」に改める。

第四十七條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「都市計画

第四十八條第一項の表以外の部分中「原油」の下に「又は石油ガス」を、「石油貯蔵施設」の下に「及び石油ガス貯蔵施設」を加え、「百分の四十」を「百分の三十六」に改め、同項の表の第一号中「石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）第二条第四項」に規定する石油精製業を営む法人又は石油を「石

油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)第二条第四項に規定する石油精製業者である法人若しくは石油(石油ガスを除く。に)に改め、「行方法人」の下に「又は同条第七項に規定する石油ガス輸入業者である法人若しくは石油ガスの貯蔵の業務を専ら営当該法人の委託を受けて行方法人」を加え、「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「石油貯蔵施設の下に」又は「石油ガス貯蔵施設」を、「原油」の下に「又は石油ガス」を加える。

第四十九條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第五十條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「第五條第一項の規定による地域森林計画の達成に資するもの」として作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画（を「第十二條第五項（同法第十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（同法第十九條の規定の適用がある場合には、農林水産大臣）」の認定を受け、

た同法第十一条第一項又は第十八条第一項に規定する森林施業計画(同法第十六条の規定による認定の取消しがあつたものを除く。)に、「施業計

画」を「森林施業計画」に改め、同条第二項中「施業計画」を「森林施業計画」に改める。

第五十二條の二第一項及び第二項中「第四十三條」を「第四十二條の四第一項、第四十三條」に改め、同条第三項中「第四十三條」を「第四十二條の四第一項、第四十三條」に、「同項の」を「第一項の」に改める。

第五十二條の三第一項中「第四十三條」を「第四十二條の四第一項、第四十三條」に改める。

第五十四條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第五十六條の五第一項中「昭和三十九年法律第百七十号」を削る。

第五十六條の七第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「森林法第五條第一項の規定による地域森林計画の達成に資するものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画」を「第五十條第一項に規定する森林施業計画」に、「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同条第五項第一号中「施業計画」を「森林施業計画」に改め、同項第三号中「取りくずした」を「取り崩した」に改める。

第五十六條の八第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第五十六條の九第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「汎用プログラム」を「汎用プログラム」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第五十七條の三第一項中「次条第一項」を「第五十七條の五第一項」に改める。

第三章第二節第五十七條の五を第五十七條の六とし、第五十七條の四第一項中「前条第三項」を「第五十七條の三第三項」に改め、同条を第五十七條の五とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十七條の四 青色申告書を提出する法人で海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二

条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営むものが、昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、船舶戦争保険（船舶を主たる保険の目的とし、主として戦争その他の変乱によつて生ずる損害をてん補する保険で大蔵省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の保険料（以下この条において「船舶戦争保険料」という。）の高騰により増加する費用の支出に備えるため、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下（金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。）

一 当該法人が、特定海外水域（その水域を航行する船舶に対して適用される船舶戦争保険の保険料率が著しく上昇している海外の水域として政令で定める水域をいう。以下この条において同じ。）を航行する船舶につき、当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（以下この条において「基準年度」という。）において自己の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額として政令で定める金額の合計額に当該事業年度の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の二倍に相当する金額（次項において「基準船舶戦争保険料支出額」という。）

二 当該法人が、特定海外水域を航行する船舶につき、当該事業年度において自己の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額として政令で定める金額（次項において「当期船舶戦争保険料支出額」という。）

2 前項の異常危険準備金を積み立てている法人の当期船舶戦争保険料支出額が基準船舶戦争保険料支出額を超えるときは、その超えることとなつた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額（同日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該超える金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該異常危険準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうちその積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

3 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうち同日前二年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前二年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 第一項に規定する船舶運航事業又は船舶貸渡業を廃止した場合 当該廃止の日における異常危険準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日における異常

危険準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において船舶戦争保険料に係る異常危険準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該船舶戦争保険料に係る異常危険準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における異常危険準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該異常危険準備金の金額については、前三項及び第九項の規定は、適用しない。

6 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人である場合における当該法人が当該法人に係る基準年度において自己の負担により特別に支出した特定海外水域に係る船舶戦争保険料の額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第五十三條第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用す

る。この場合において、同条第十四項前段中「第六項」とあるのは、「第五十七條の四第二項」と読み替へるものとする。

第六十一條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十二條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「の百分の九十に相当する金額（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額）」を「に」については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額」に改め、同項第二号中「基準交際費額の百分の百五に相当する金額を「基準交際費額」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該法人の当該事業年度において支出する交際費等の額が基準交際費額と同額である場合当該限度超過額の百分の九十に相当する金額

第六十三條第四項中「第六十四條から」を「次条から」に、「第六十五條の九」を「第六十五條の十」に改め、同条第六項第二号中「及び次条」を「並びに次条第二項及び第三項」に、「次条及び」を「次条第二項及び第三項並びに」に、「同条第一項中「及び前条」を「同条第二項中「及び前条」に改める。

第六十五條の五第一項中「農業振興地域」を「農業振興地域」に改め、「あつせんにより譲渡した場合」の下に「同法第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農用地利用増進法第七條第一項の規定による公告があつた同項の農用地利用増進計画の定めるところにより譲渡した場合」を加える。

第六十五條の七第一項の表の第十三号下欄中「生立するもの」の下に「第六十五條の五第一項に規定する農用地利用増進計画の定めるところにより取得をする農用地区域等内にある土地等」を加える。

第三章第六節第四款中第六十五條の九の次に次の一条を加える。

（農住組合の行う交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例）

第六十五條の十 農住組合の組合員である法人（政令で定める法人を含む。）が、その有する土地又は土地の上に存する権利（法人税法第二條第二十一号に規定するたな卸資産を除く。以下この項において「土地等」という。）につき農住組合法第七條第二項第三号の規定による交換分合が行われた場合（同法第十一條において準用する土地改良法第九十九條第十二項の規定による公告がされた農住組合法第九條第一項に規定する交換分合計画の定めるところにより行われた場合に限る。）において、当該交換分合により土地等の譲渡（土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合）に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、第六十四條、第六十四條の二、第六十五條の二から第六十五條の五まで又は第六十五條の七から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をしたとき（土地等とともに同法第十一條において準用する土地改良法第九十九條第四項の規定による清算金（次項において「清算金」という。）の取得をした場合を含む。）は、当該交換分合により取得した土地等（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該交換分合により譲渡した土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときに限り、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 交換取得資産とともに清算金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該清算金の額に算入する。

算金の額に算入するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 交換譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出した場合 帳簿価額に当該清算金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の譲渡に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

第六十五條の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

第六十六條の十一中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第六十七條の二第二項中「みたす」を「満たす」に、「百分の二十三」を「百分の二十五」に改める。

第六十七條の三第一項を次のように改める。

農地法第二條第七項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に掲げる肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二條の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 家畜取引法第二條第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行い売却 当該農業生産法人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行い売却 当該農業生産法人が飼育した生産後一年未満の政令で定める肉用牛

第六十七條の三第四項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

五 前三項に定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の三第三項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「肉用牛の売却が同項の市場において行われ、又は乳用雄牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して」を「当該免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により」に改め、「売却価額」の下に「その他大蔵省令で定める事項」を加え、「添付」を「添付」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

二 前項に規定する肉用牛とは、農業災害補償法第一百一條第一項に規定する肉用牛（乳牛の雌のうち政令で定めるものを含む。）をいう。

第七十條の七第一項中「森林の施業に關する計画」を「森林施業計画」に改め、同条第四項中「森林の施業に關する計画」を「森林施業計画」に、「添付」を「添付」に改める。

第七十二條第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に改め、同条第二項を削る。

第七十三條の見出し中「移転登記」を「移転登記等」に改め、同条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改め、「所有権の」の下に「保存又は」を加え、「千分の二」を「千分の三」に改め、同条第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

三月三十一日」に改め、「所有権の下に「保存又は」を加え、「千分の二」を「千分の三」に、「第十五条第二項に規定する国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員」を「第十五条第二項後段に規定する公務員等と同項第一号に掲げる者に該当するもの」に、「同条第三項に規定する」を「同法第十二条に定める」に改める。

第七十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「第七十二条第一項」を「第七十二条」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七十四条第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「住宅用の家屋（その譲渡をする者がその住宅の用に供していたことがあるもので政令で定めるものに限る。以下この条において「既存住宅」という。）で、当該個人がその住宅の用に供したものを「次に掲げる家屋のうち当該個人がその住宅の用に供したもので政令で定めるもの（次項において「既存住宅」という。）に、「千分の三十」を「千分の三」に改め、同項に次の各号を加える。

一 住宅用の家屋で、当該家屋を当該個人に譲渡した者がその住宅の用に供していたことがあるもの

二 住宅用の家屋で、当該家屋を当該個人（第七十三条第二項第一号に掲げる勤労者に該当するものに限る。）に係る同号に規定する事業主又は事業主団体（当該家屋の取得につき同号に規定する資金の貸付けを受けたものに限る。）に譲渡した者がその住宅の用に供していたことがあるもの

第七十四条第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の二」に改める。

第七十四条の三中「千分の二」を「千分の三」に改める。

第七十五条中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七十六条の二中「昭和五十六年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十七条の四を次のように改める。

（農用地区域内の農地等取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条の四 農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該各号に掲げる日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の九とする。

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより、同法第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画（政令で定めるものに限る。）において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある同法第三条第一号から第三号までに掲げる土地又は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地の取得をした場合 当該勧告、調停又はあつせんがあつた日

二 農用地利用増進法第二条第二項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合 当該利用権設定等促進事業に係る農用地利用増進法第七条第一項の規定による農用地利用増進計画の公告の日

第七十七条の六の見出し中「免稅を」を「税率の軽減」に改め、同条中「昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に改める。

和五十六年三月三十一日まで」を「昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に、「貸し付けた場合には、これらの」を「貸付けをした場合には、その」に、「登記については」を「登記に係る登録免許税の税率は」に、「これらの貸付けの日」を「当該農林漁業者に対する貸付けの日」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする」に改め、同条を第七十七条の七とし、第七十七条の五を第七十七条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

（交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条の五 農業を営む者が、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域（政令で定めるものに限る。）内において、同法第十三条の二第一項の規定による交換分合（同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合における交換分合で、同法第八条第一項の規定により当該農業振興地域整備計画が定められた日から十二年以内にされたものに限る。）により、同法第三条第一号から第三号までに掲げる土地又は同条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地の取得をした場合には、これらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該交換分合に係る同法第十三条の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三条の四において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の九とする。

2 農住組合の組合員が、農住組合法の施行の日の翌日から昭和五十八年三月三十一日までの間に、当該農住組合の地区内において、同法第七条第二項第三号の規定による交換分合（政令で定めるものに限る。）により土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る

登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該交換分合に係る同法第九条第一項に規定する交換分合計画の同法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十六とする。

第七十八条の二中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十八条の三第二項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第七十八条の四中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第八十条を次のように改める。

（日本国有鉄道の特定地方交通線に係る土地等取得した場合の所有権の移転登記等の免稅）

第八十条 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和五十五年法律第百十一号）第八条第六項に規定する特定地方交通線（以下この条において「特定地方交通線」という。）を廃止する場合に必要となる同法第八条第二項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下この条において「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）を営もうとする者が、昭和五十六年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの期間内にされた日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十五条第二項の規定による許可若しくは日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第十二条第二項の規定による認可に基づき、当該特定地方交通線に係る土地若しくは建物の所有権、地上権若しくは賃借権の取得をした場合又は当該期間内に同法第九条第一項に規定する協議が調い、若しくは同法第十条第四項に規定する書類が運輸大臣に提出されたことにより、当該協議の結果に従つて若しくは当該書類において定められた措置に従つて、特定地方交通線を廃止す

住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸

家住宅については、なお従前の例による。
(昭和五十六年分の肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)

第五条 旧法第二十五条第一項に規定する個人が、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、その飼育した同項に規定する肉用牛を同項の市場において売却し、又はその飼育した同項に規定する乳用雌牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合におけるその売却により生じた事業所得に係る同年分の所得税については、当該個人は、同条の規定の例によることができ、ただし、同年分の所得税につき新法第二十五条の規定の適用を受ける場合については、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用を受ける個人は、確定申告書にその旨を記載しなければならない。
(農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置)

第六条 新法第四十一条の九第一項の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税に係る同項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五十六年分以前の所得税に係る旧法第四十一条の九第一項の規定による納期限の延長については、なお従前の例による。

2 新法第四十一条の十の規定は、施行日以後に同条第一項の規定による延納の許可をする所得税について適用し、施行日前に旧法第四十一条の十第一項の規定による延納の許可をした所得税については、なお従前の例による。

3 新法第四十一条の十一の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税に係る同条第一項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五十六年分以前の所得税に係る旧法第四十一条の十一の規定による納期限の延長については、なお従前の例による。
(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第七条 新法第四十一条の十二の規定は、昭和五十六年分以前の所得税に係る同条第一項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五十六年分以前の所得税に係る旧法第四十一条の十二の規定による納期限の延長については、なお従前の例による。

十九年一月一日以後に発行される同条に規定する割引債(当該割引債に該当する国債については、同日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行されるものに限り)について適用する。

2 旧法第四十一条の十二の規定は、昭和五十八年十二月三十一日以前に発行された同条に規定する割引債については、なおその効力を有する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第八条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第九条 新法第四十二条の規定は、同条第一項に規定する内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(産業転換設備等取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十条 旧法第四十二条の四第一項に規定する法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ)をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び前条並びに法人税法第六十七条」とあるのは、「前条並びに昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四第二項及び第三項並びに法人税法第六十七条」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四第二項若しくは昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第七項中「又は租税特別措置法第四十一条の四」とあるのは、「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号。以下「昭和五十六年改正法」という。)附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四」と、及び租税特別措置法第四十二条の四」とあるのは、「及び昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の三、第四十二条の四、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の三第一項中「並びに次条第二項及び第三項」とあるのは、「並びに次条第二項及び第三項並びに昭和五十六年改正法附則第十条第一項」と、新法第四十二条の四第二項中「及び前条」とあるのは、「前条及び昭和五十六年改正法附則第十条第一項」と、法人税の額の百分の二十に相当する金額」とあるのは、「法人税の額の百分の二十に相当する金額(昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額)」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第二項若しくは昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第六十四条第六項(新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む)、第六十五条の七第七項(新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む)及び第六十七條の四第六項中「第三項第一項並びに昭和五十六年改正法附則第十条第一項」とする。

定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第六十四条第六項(新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む)、第六十五条の七第七項(新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む)及び第六十七條の四第六項中「第三項第一項並びに昭和五十六年改正法附則第十条第一項」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十一条 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第三項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。この場合において、新法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者が施行日から昭和五十七

年三月三十一日までの間に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは「四分の一」と、「百分の十」とあるのは「八分の一」とする。

4 新法第四十六條第一項（車両及び運搬具に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

5 新法第四十七條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

6 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する石油貯蔵施設の償却限度額並びに石油備蓄法の一部を改正する法律の施行の日において有する同項に規定する石油ガス貯蔵施設の日以後に終了する事業年度に係る償却限度額及び同日以後に取得又は建設をする当該石油ガス貯蔵施設の償却限度額の計算について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項に規定する石油貯蔵施設の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十二條 新法第五十六條の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六條の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六條の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十八万八千円」とあるのは、「三十一万二千円」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の経過措置）

第十三條 新法第六十三條第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度にお

いて新法第四十二條の三又は第四十二條の四の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

2 附則第十條第一項の規定の適用がある場合における新法第六十三條の規定の適用については、同条第六項第二号中「とする」とあるのは「とし、昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四の規定の適用については、同条第一項中「及び前条」とあるのは、「前条及び第六十三條」とする。」とする。

3 新法第六十五條の五及び第六十五條の七の規定は、法人が昭和五十六年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五條の五及び第六十五條の七の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十五條の十の規定は、法人が農住組合法の施行の日以後に行う同条の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。（特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第十四條 新法第六十七條の二の規定は、同条第一項に規定する医療法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、旧法第六十七條の二第一項に規定する医療法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第十五條 旧法第六十七條の三第一項に規定する農業生産法人が、その飼育した同項に規定する肉用牛を同項の市場において、又はその飼育した同項に規定する乳用雄牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して、施行日前に売却した場合における法人税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十六條 新法第七十二條及び第七十三條の規定は、施行日以後に新築し、又は取得するこれらの規定に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧法第七十二條又は第七十三條に規定する家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十四條の二の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十四條の二第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十四條の三の規定は、施行日以後に新築する同条に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築した旧法第七十四條の三に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の二の規定は、同条に規定する農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出賃を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十七條の二に規定する農業生産法人が施行日前に同条に規定する出賃を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第七十七條の四第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得したこれらの規定に規定する農用地等又は準農地の

所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧法第七十七條の六に規定する農林漁業者に対し貸し付けた同条に規定する債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出賃を受ける同条の土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八條の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出賃を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第十七條 昭和五十六年五月一日前に課した、又は課すべきであつた旧法第八十八條の三に規定する物品に係る物品税については、次項から第四項までに定めのあるものを除き、なお従前の例による。

2 旧法第八十八條の三に規定する物品のうち、昭和五十六年五月一日前にその製造に係る製造場から移出されたもので、物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）第十七條第三項（同法第九條第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十八條の二第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。）について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八條の三に規定する税率とする。

3 旧法第八十八條の三に規定する物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて昭和五十六年五月一日

前にその製造に係る製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られたものについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当す

ることとなつた場合における当該物品に係る物品稅の稅率は、新法第八十八條の三に規定する稅率とする。

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

物品稅法第十八條第一項

同法第十八條第八項

物品稅法第二十三條第一項

同法第二十三條第三項

輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律（昭和三十年法律第三十七號）第十一條第一項

同法第十一條第三項

輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第十二條第一項

同法第十二條第四項

輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第十三條第一項

同法第十三條第三項において準用する關稅定率法（明治四十二年法律第五十四號）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一號）第九條第一項（日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九號）第三條第二項において準用する場合を含む。）

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第九條第二項又は第十一條第二項（これらの規定を日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。）

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一號）第七條（日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律第八條（日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定第六條

日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛援助協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第一百十二號）第二條

4 旧法第八十八條の三に規定する物品のうち、次の各号に掲げるもので昭和五十六年五月一日前に購入され、又は引き取られたものについて、同日以後に当該各号に定める法律の規定に係る物品稅の稅率は、新法第八十八條の三に規定する稅率とする。

一 物品稅法第二十條第六項に規定する輸出物品販賣場において同條第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された物品 同條第三項本文又は第五項本文

二 物品稅法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた物品 同法第二十二條第六項本文（同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）

三 租稅特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機關において同項に規定する合衆國軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された物品 同條第五項において準用する物品稅法第二十條第三項本文又は第五項本文

5 新法第八十八條の三に規定する物品を、昭和五十六年五月一日において、その製造に係る製造場及び保稅地域以外の場所であつた場所とする当該物品の製造者又は販賣業者がある場合において、その數量（二以上の場所であつた場合には、その合計數量）が十個以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品の製造者として当該物品を同日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、百分の

二・五の稅率により物品稅を課する。

6 前項の規定による物品稅額については、稅務署長は、その所轄区域内に所在する貯藏場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品稅額を合算し、当該合算した額の物品稅を、昭和五十六年六月から十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徵收する。

7 第五項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯藏場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの數量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、昭和五十六年五月一日から起算して一月以内に、その貯藏場所の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

8 第五項に規定する物品で同項の規定による物品稅を徵收された、又は徵收されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合（物品稅法第二十八條第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第五項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品稅を徵收された、又は徵收されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄稅務署長の確認を受けたときは、当該物品稅額に相当する金額は、同條の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品稅額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品稅額から控除し、又はその者に還付する。

9 昭和五十六年五月一日前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる物

品税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第十條の第二項」を「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号。以下「昭和五十六年改正法」という。)附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の第二項若しくは昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第十條の第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法(以下「昭和五十六年新法」という。)第十條の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十四年改正法」という。)附則第五條の規定は、個人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における所得税について適用し、個人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十四年改正法附則第二十一條の規定は、法人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

附則第二十一條第二項中「及び昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の四」を「及び昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四」に、「又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法

第四十二條の四第一項」を「又は昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四第一項若しくは昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の四第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における昭和五十六年新法第四十二條の三及び第四十二條の四の規定の適用については、昭和五十六年新法第四十二條の三第一項中「並びに次条第二項及び第三項」とあるのは、並びに次条第二項及び第三項並びに昭和五十四年改正法附則第二十一條第一項と、昭和五十六年新法第四十二條の四第二項中「及び前条」とあるのは、前条及び昭和五十四年改正法附則第二十一條第一項と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第二十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十四年改正法」という。)附則第五條の規定は、個人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における所得税について適用し、個人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十四年改正法附則第二十一條の規定は、法人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

附則第二十一條第二項中「及び昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の四」を「及び昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四」に、「又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法

受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第四十一條の十二第一項から第三項まで」を「第四十一條の十二第一項及び第二項」に、「同条第一項から第三項まで」を「同条第一項及び第二項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付の特例)

第三條の二 租税特別措置法第四十一條の十二に規定する割引債の発行者は、租税特別措置法の規定により当該割引債の償還差益に対する所得税が軽減され、又は免除される相手国の居住者に対し、当該償還差益の支払をする場合には、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同条第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額(同条第五項の規定により還付した額を除く)に相当する金額の全部又は一部を還付する。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十四年改正法」という。)附則第五條の規定は、個人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における所得税について適用し、個人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十四年改正法附則第二十一條の規定は、法人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

附則第二十一條第二項中「及び昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の四」を「及び昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四」に、「又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法

件う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條第一項の規定は、昭和五十八年十二月三十一日以前に発行された旧法第四十一條の十二に規定する割引債については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一條の十二第一項」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十一條の十二第一項」とする。

(簡易生命保険法の一部改正)

第二十二條 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「第四條の二第二項の表所得税法第十條第六項の項の下欄に掲げる金額」を「第四條の二第六項に規定する金額」に改める。

理由

現下の厳しい財政事情と最近における社会経済情勢にかえり、今次の税制改正の一環として、法人税の配当課税率等を引き上げ、プログラム準備金の積立率の引下げ等の既存の特別措置の整理合理化及び交際費課税の強化を図り、割引債の償還差益について総合課税の実施のための措置を講ずるとともに、普通乗用自動車等に対する物品税の軽減税率を引き上げることとするほか、省エネルギー設備等の取得をした場合における特別償却又は税額控除の特例及び農住組合の行う交換分合により土地等の取得をした場合における課税の特例を新設し、あわせて老年者年金特別控除制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。